



奈良市景観ガイドライン (広告物編)

～ 奈良市屋外広告物等に関する条例
許可基準等の解説 ～



目 次

第 1 章	屋外広告物等とは	1
1-1	屋外広告物等の定義	1
1-2	屋外広告物等の分類	2
第 2 章	奈良市屋外広告物等に関する条例の概要	5
2-1	禁止広告物	5
2-2	禁止物件等	5
2-3	禁止地域と許可地域	6
2-4	適用除外	10
2-5	景観保全型広告整備地区	16
2-6	許可申請について	17
2-7	管理と点検	21
2-8	特定屋内広告物の制限	23
2-9	屋外広告業の登録	24
2-10	罰則	24
第 3 章	許可基準	25
3-1	地域別の許可基準	25
3-2	許可基準の解説	47
3-3	可変表示式屋外広告物に関する基準	89
3-4	バスロケーションシステム型広告に関する基準	90

はじめに

悠久の歴史を誇る奈良市は、豊かな自然環境や歴史資産が織り成す風土と伝統文化が混じりあい、世界に名だたる古都景観を形成しています。この古都奈良の景観は、国際文化観光都市である奈良市の魅力を演出し、国内外からの多くの人々の来訪を後押しするものであり、より一層磨きをかけていくことが大切です。

一方で、奈良市の景観は「古都景観」だけではありません。みなさんの暮らしの場となる集落や住宅市街地、農地や山林などがつくりだす各地域の特徴を反映した景観は、みなさんの豊かな暮らしを支えるものであり、「暮らしの景観」づくりを進めることで、住み良い生活環境の形成につなげていくことも大切です。

奈良市では、「古都景観」と「暮らしの景観」のそれぞれを育むとともに、それらが相互に高め合い、より一層魅力的で奈良らしい景観を創り出していくことを目指しています。

景観づくりの目標 **「豊かな緑のなかに歴史と暮らしが交わるまち 奈良」**

こうしたなか、市内各地には数多くの広告物がみられ、景観を構成するひとつとしての広告物についても関心が高まってきています。

さまざまな情報を人々に伝え、まちの活性化には欠かせない広告物もまたその景観を構成するひとつの要素です。しかし、広告物が無秩序・無制限に掲出されてしまうと良好な景観が損なわれるだけでなく、公衆に危害を与えることになりかねません。

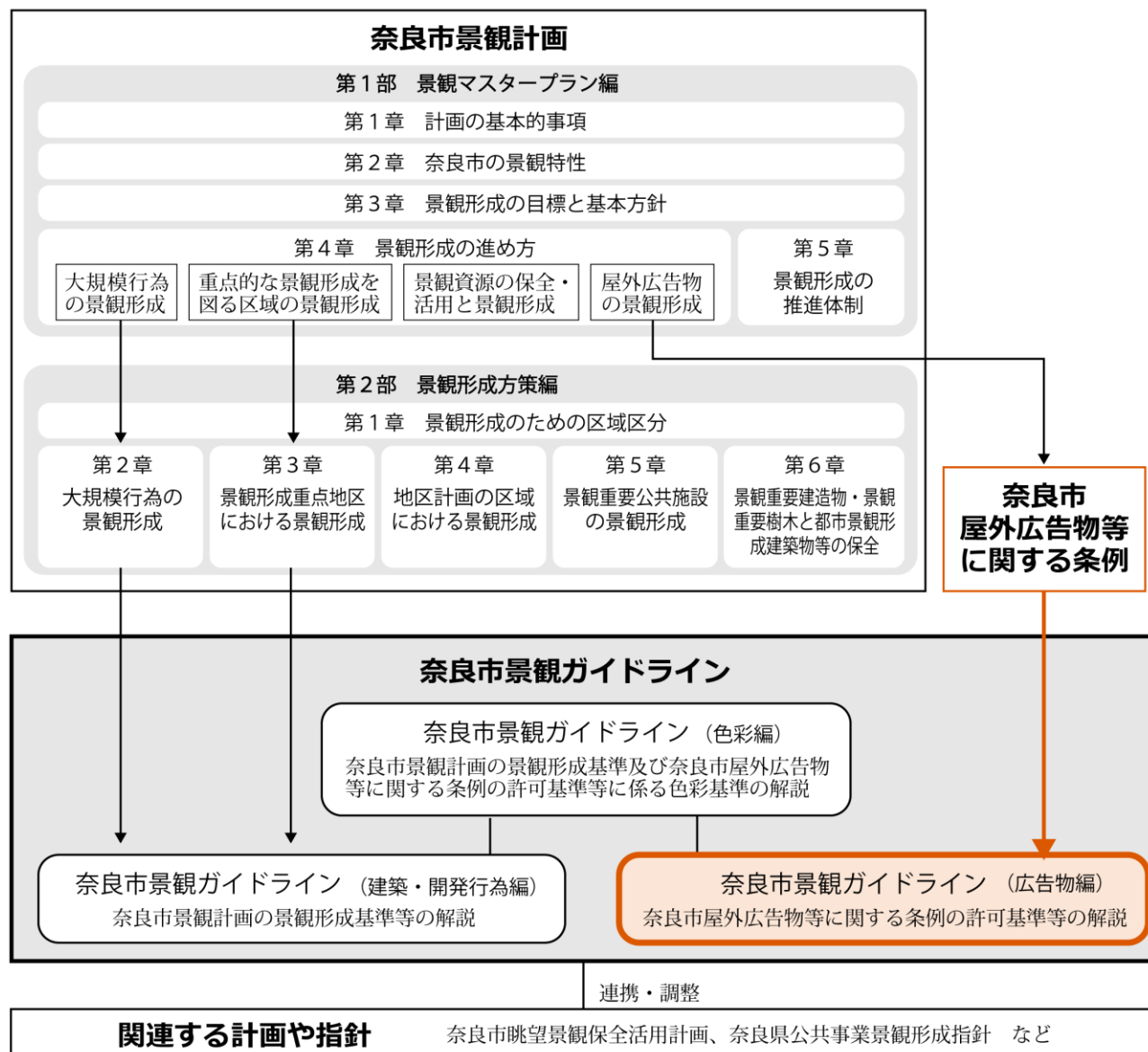
奈良市では、平成 14 年の中核市移行に伴って奈良県屋外広告物条例を引き継ぎ、「奈良市屋外広告物条例」を定めて、同条例に基づく屋外広告物の規制等を開始し、平成 22 年には景観法に基づく『奈良市景観計画』を策定し、屋外広告物を含む奈良市の景観施策の拡充を図ってきました。

そして、令和 4 年、景観計画に示す「屋外広告物の景観形成」の考え方を踏まえて、規制内容の大幅な見直しを行い、条例を全面改正し、新たに「奈良市屋外広告物等に関する条例」を定めました。

本ガイドラインは、新条例に基づく屋外広告物の表示・設置等の規制内容や手続きの流れ、許可基準などについて解説しています。

一人ひとりがルールを守って工夫し、奈良の魅力や活力を高める「奈良らしい広告景観づくり」を進めましょう。

■ 奈良市景観計画に基づく景観施策体系における本ガイドラインの位置づけ



第1章 屋外広告物等とは

1-1 屋外広告物等の定義

奈良市では、「屋外広告物」、「掲出物件」、「特定屋内広告物」をあわせて、「屋外広告物等」と呼んでいます。

■ 屋外広告物

「屋外広告物」とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」（屋外広告物法第2条第1項）をいいます。

● 常時又は一定の期間継続して表示しているもの

定着して表示されるもののことを指し、街頭で配布するチラシなど定着性のないものは該当しません。これらは貼付された時に初めて定着性が生じ、屋外広告物に該当することになります。

● 屋外で表示されるもの

建物等の外側に広告物があることを意味し、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されていても、建物の窓ガラス等にその内側から貼られたものなど、屋内に存在する広告物であれば、屋外広告物には該当しません。

● 公衆に表示されるもの

「公衆に表示」とは、単に「不特定多数に対して表示する」という意味ではなく、屋外広告物法の趣旨に照らして建物の管理権等からも総合的に判断することとなります。

例えば、建物の外側に向かって表示されているものであっても、その建物が閉鎖的な中庭を有しており、その庭に向かって表示されているようなものは「公衆に表示」されているとは言えません。したがって、駅等の改札口の内側の人に対して表示されている改札口の内側にある広告物などは、屋外広告物の規制の対象外となります。また、利用者に向けた規約やアイドリングストップ等の近隣への配慮のための注意書きなどは、「公衆に表示」されているとはみなしません。

なお、「表示」とは一定の觀念、イメージ等を表示することを指し、その内容が営利的な場合に限らず、非営利的な場合も含まれます。

● 看板、立看板、はり札、はり紙、広告塔、広告板、建物その他の工作物等を利用して取り付けられているもの

独立して設置される場合に加え、建物などを利用して表示される場合も屋外広告物に含まれます。

■ 掲出物件

「掲出物件」とは、「屋外広告物を掲出するために設置する物件」をいいます。

屋外広告物を独立して、又は建物の屋上や壁面などに掲出するために設置する工作物（基礎や支柱、広告物を取り付ける棧や金属製の枠などを含む）が掲出物件となります。

■ 特定屋内広告物

「特定屋内広告物」とは、建築物の窓その他の開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、若しくは直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいいます。（22 ページ参照）

1-2 屋外広告物等の分類

(1) 設置主体・設置目的による分類

設置主体・設置目的によって、屋外広告物等を「自己用広告物」と「自己外広告物」の2種類に区分しています。

● 自己用広告物

「自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示する屋外広告物又は掲出する物件」と定義しています。

自己用広告物は、次の2つの要件をすべて満たす必要があります。ただし、ある法人が互いに関係のないAとBの業種の事業を行っていて、Aのみの営業のための事業所に、Bの屋外広告物を表示する場合は、自己用広告物とは認められません。

要件1 自己の事業又は営業に関するものであること

これは、表示する内容についての要件です。自己の事業又は営業に直接関係のないものは、自己用広告物から除かれます。

ただし、自己の取り扱う「特定商品名」（〇〇コーラ、〇〇ガム等）については、表示面積に占める割合（屋外広告物が複数ある場合は、合算面積に占める割合）が3分の1を超える場合は、自己用広告物にはなりません。また、屋外広告物が複数ある場合で、表示面積に占める割合が3分の1以下であっても、特定商品名のみを表示した屋外広告物は自己用とは認められません。

要件2 自己の事務所、事業所、営業所等に表示するものであること

これは、表示する場所についての要件です。当該敷地内で、事務員等が常駐して営業を行う「建築物」があれば「営業所等」と認められます。

なお、無人であっても一定の営業行為を行う装置等（例えば、自動販売機、現金自動支払機、駐車場の金銭支払機等）がある場合も「営業所等」と認められます。

別敷地にある駐車場等は「営業所等」とは認められません。ただし、この場合において、当該店舗等の場所の案内をするもの（案内部分が表示面の1～2割程度に限る）は、自己用と認められます。

● 自己外広告物

「自己用広告物」に該当しない屋外広告物は、全て「自己外広告物」になります。

※屋外広告物等の表示・設置などに関わる主な主体

- 広 告 主** : 自ら屋外広告物若しくは特定屋内広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者
(屋外広告業者その他の者に委託し、又は依頼してこれらの行為を行わせる者を含みます)
- 管 理 者** : 条例に基づく許可が必要な屋外広告物（立看板・はり札・はり紙を除く）の管理のために
広告主によって置かれた者
- 所 有 者** : 屋外広告物等の所有権を有する者
- 占 有 者** : 屋外広告物等の使用権原を有する者
- 屋外広告業者** : 条例に基づき登録し、屋外広告物業を営む者

(2) 設置方法による分類

● 建物や工作物に固定して設置されるもの

① 屋上広告物	・建築物の屋上又は屋上の工作物（階段室、昇降機、物見塔など）に設置して広告内容を表示するもの（直接塗料やシート等で広告内容を表示するものを含む）。
② 壁面広告物	・建築物等の壁面に取り付けられ、又は壁面から突き出して取り付けられ、広告内容を表示するもの（直接塗料やシート等で広告内容を表示するものを含む）。
③ 塀及び垣広告物	・塀・垣面に取り付けられ、広告内容を表示するもの（直接塗料やシート等で広告内容を表示するものを含む）。
④ 電柱広告物	・電柱に添加される広告物であり、次の2種類がある。 1) 突き出し広告 金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、電柱から突き出した形で取り付けられ、広告内容を表示するもの。 2) 巻付け広告 金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、電柱に巻き付ける形で取り付けられ、広告内容を表示するもの。
特定屋内広告物	・建築物の窓その他の開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、若しくは直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの。

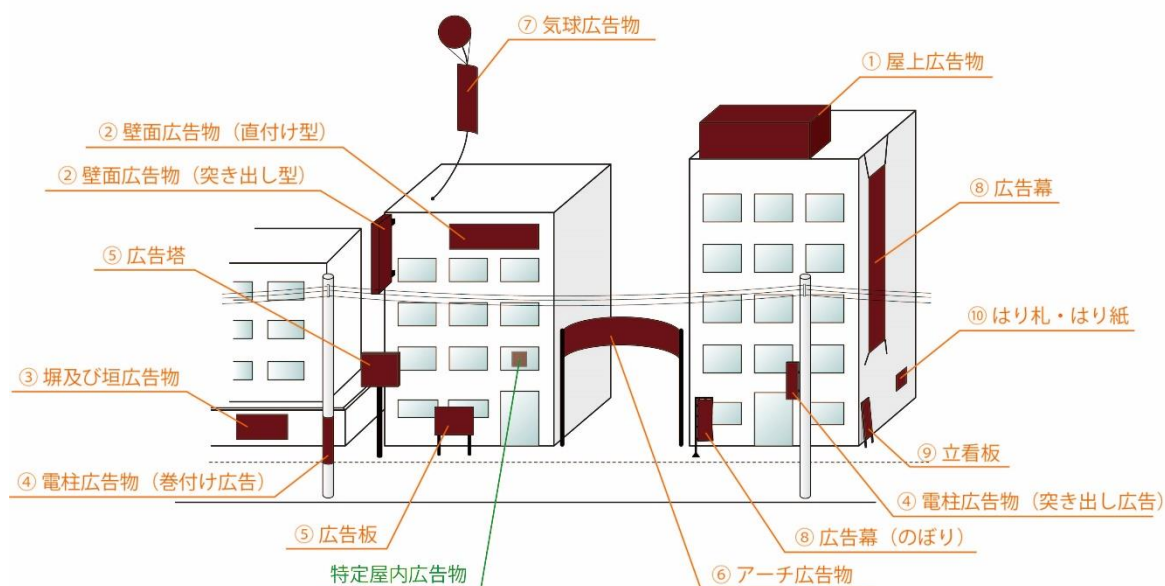
● 独立して設置されるもの

⑤ 広告塔・広告板	・木又は金属製の耐久性のある材料を使用して作成された工作物（装飾塔を含む。）に表示し、又はこれを取り付けて広告内容を表示するもの。 ・地上（G L）から広告物の上端までの高さが、5 mを超えるものは広告塔、5 m以下のものを広告板という。 ・建築物を利用せず、独立して地盤面から立ち上がっているものに限る。なお、公共用地を占有して設置されたベンチを利用するものや、移動可能な自立式のもの（立看板以外）も広告板に含む。
⑥ アーチ広告物	・金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、道路上等の空中を横断し、アーチ状に建植された物件に取り付けられ、広告内容を表示するもの（商店街等に設置されるものに限る）。

● 簡易な広告物等

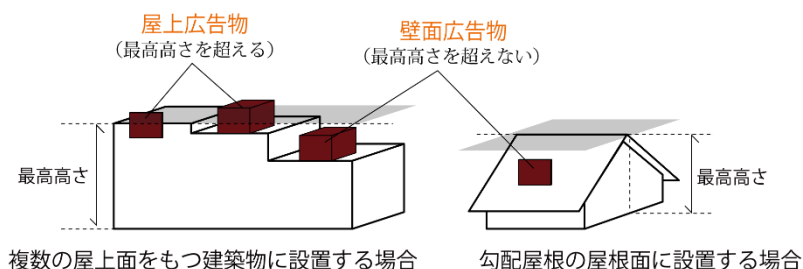
⑦ 気球広告物	・綱に綱を付けた気球を掲揚し、その綱、綱又は気球を利用して広告内容を表示するもの。アドバルーン。
⑧ 広告幕	・布又は網等を使用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用して取り付けられ、広告内容を表示するもの。懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等。
⑨ 立看板	・木又は金属等の材料を使用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用して立て掛けられ、移動性のあるもので、広告内容を表示するもの。
⑩ はり札・はり紙	・はり札は、ベニヤ板、プラスチック板、金属板等を使用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用して、容易に取り外すことのできる状態で取り付けられ、広告内容を表示するもの。 ・はり紙は、紙等を使用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用してはり付けて広告内容を表示するもの。ポスター、ビラ等。

■ 設置方法による分類



～ 屋上広告物と壁面広告物について ～

- 壁面広告物のうち、建築物の高さ（建築基準法上の建築物の高さ）を超えて設置する広告物は、屋上広告物として取り扱います。

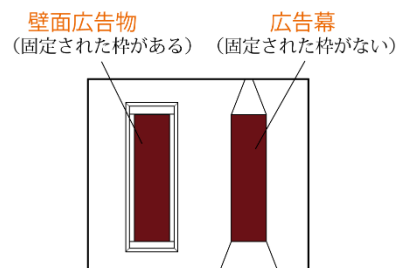


～ 壁面広告物と広告幕について ～

- 昇降用等の固定された枠付きの懸垂幕は壁面広告物として、固定された枠のない懸垂幕は広告幕として取り扱います。

※広告幕の種類は次のとおりです。

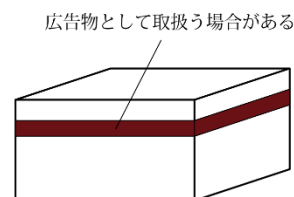
- 懸垂幕：布等で作成した幕を建築物その他の工作物を利用して垂れ下げるもの（縦長・横長等の形状は問いません）
- 横断幕：布等で作成した幕を建築物その他の工作物等を利用して道路を横断し、空中に掲出するもの
- 旗：布等で作成し、ポール等に掲揚して広告内容を表示するもの
- のぼり：細長い布等の一端を竹若しくは金属製、プラスチック製の竿に付けて建植し、又は建築物、工作物等に立てかけて広告内容を表示するもの



～ 外壁の色彩と屋外広告物について ～

- 次のいずれかに該当する外壁の色彩については、屋外広告物として取り扱う場合があります。

- 文字や意匠部分と一体又は隣接して表示されている場合
- コーポレートカラーと認められる場合
- 照明等があり、広告表示の意思があると判断できる場合
- 明らかに外壁の基調色と異なる場合



第2章 奈良市屋外広告物等に関する条例の概要

屋外広告物等の表示・設置にあたっては、原則として市長の許可が必要になります。

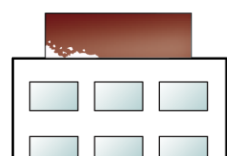
なお、屋外広告物等の種類によっては、表示・設置を禁止するものや地域に応じた表示・設置の基準を設定しているものなど、規制の方法・内容が異なります。また、奈良市屋外広告物等に関する条例だけではなく、奈良市地区計画形態意匠条例において、より厳しい規制を設けている場合がありますので、事前に市役所担当課に相談してください。

2-1 禁止広告物

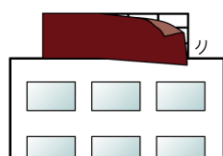
次の屋外広告物等は、どのような場合でも表示・設置できません。

- ・形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく良好な景観又は風致を害するおそれのあるもの
- ・公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの

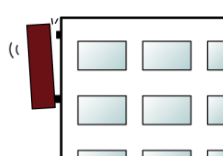
※「公衆に対する危害」とは、単に屋外広告物の設置管理が不十分なために生じる倒壊等の物理的現象による直接的な危害だけでなく、当該物件の設置により、見通しの不良又は、信号機、道路標識の妨害等によって生じる危害も含みます。



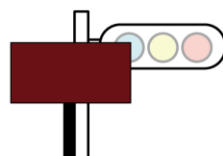
著しく汚染・たい色し、又は塗料等の剥離したもの



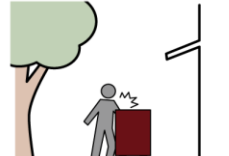
著しく破損し、又は老朽したもの



倒壊や落下のおそれのあるもの



信号機や道路標識の効用を妨げるおそれのあるもの



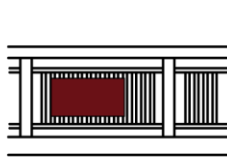
交通の安全を阻害するおそれのあるもの

2-2 禁止物件等

原則として、次のものには、屋外広告物等の表示・設置はできません。

橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯、街路樹、路傍樹、信号機、道路標識、道路反射鏡、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給装置、歩道柵、駒止め、里程標、郵便ポスト、公衆電話ボックス、路上変電塔、銅像、神仏像、記念碑、石垣、擁壁、火災報知機、消火栓、火の見やぐら、送電塔、送受信塔、照明塔、景観重要建造物、景観重要樹木

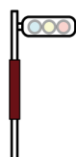
また、電柱、電話柱、街灯柱、アーケード柱には、はり札、はり紙等、広告旗又は立看板等の表示・掲出はできません。



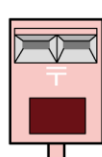
橋りょう



街路樹・路傍樹



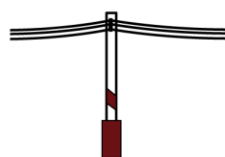
信号機



郵便ポスト



石垣・擁壁



電柱

2-3 禁止地域と許可地域

奈良市内を禁止地域（4種類）と許可地域（4種類）に区分し、地域の特徴にあわせた屋外広告物等の規制を行うとともに、良好な景観を保全することが特に必要な区域を景観保全型広告整備地区（15 ページ参照）に指定しています。

■ 禁止地域

良好な景観を形成し又は風致を維持するために、屋外広告物等の表示・設置を禁止する区域です。ただし、自己用広告物等の最低限必要な屋外広告物等は許可制で認めています。

● 第1種禁止地域

- ・歴史的風土特別保存地区※1
- ・ならまち歴史的景観形成重点地区のA地区

● 第2種禁止地域

- ・歴史的風土保存区域（市長指定区域（奈良ドリームランド跡地）を除く）※1
- ・風致地区（市長指定区域（奈良ドリームランド跡地、近鉄菖蒲池駅周辺の商業地域）を除く）※1
- ・ならまち歴史的景観形成重点地区のB地区
- ・きたまち歴史的景観形成重点地区のB地区

● 第3種禁止地域

- ・国指定文化財及び周辺地域（商業地域・近隣商業地域を除く）、県指定文化財、市指定文化財
- ・第一種低層住居専用地域※1
- ・第二種低層住居専用地域※1
- ・西の京歴史的景観形成重点地区
- ・柳生の里歴史的景観形成重点地区
- ・月ヶ瀬歴史的景観形成重点地区
- ・歴史的環境調整区域※1
- ・都市公園、県立公園※1

● 第4種禁止地域

- ・ならまち歴史的景観形成重点地区のC地区
- ・きたまち歴史的景観形成重点地区のC地区
- ・官公署、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公衆便所の建物とその敷地
- ・展望禁止区域（駅構内、商業地域・近隣商業地域を除く）※1

○片側（北側）100m 以内

- ・一般国道 369 号線（一般国道 24 号線との交点から奈良市道北部第 500 号線との交点までの区間）
- ・主要地方道奈良生駒線（奈良市二条大路南二丁目における一般国道 24 号線との交点から奈良市菅原町における主要地方道奈良生駒線と一般国道 308 号線との合流点までの区間）

○両側 100m 以内

- ・主要地方道奈良大和郡山斑鳩線（奈良市道中部第 300 号線との交点から大和郡山市界までの区間）

○両側 300m 以内

- ・一般国道 308 号線（主要地方道奈良大和郡山斑鳩線との交点から奈良市菅原町における主要地方道奈良生駒線との合流点までの区間）
- ・主要地方道奈良生駒線（一般国道 308 号線との合流点から生駒市界までの区間）
- ・一般国道 369 号線（今在家橋から奈良市般若寺町における県道木津横田線との交点までの区間）
- ・県道木津横田線（一般国道 369 号線の交点から京都府界までの区間）
- ・西日本旅客鉄道関西本線および桜井線
- ・近畿日本鉄道奈良線（近鉄新大宮駅から生駒市界までの区間）および京都線

○両側 500m 以内

- ・一般国道 25 号線（名阪国道）

○「国道 169 号東側区域」

- ・一般国道 169 号線（起点から天理市界までの区間）の東側の地域 ただし市街地を除く※2

※1：その地区等のうち、まちなか景観形成重点地区及び沿道景観形成重点地区（大宮通り景観形成重点地区のうち尼ヶ辻橋西詰交差点以西及び主要地方道奈良生駒線沿道景観形成重点地区を除く。）の区域を除く。

※2：「国道 169 号東側区域」は 8 ページを参照。「市街地」の定義については、9 ページを参照。

地域が重複する場合の考え方

- ・第1種禁止地域と他の禁止地域が重複 → 第1種禁止地域
- ・第2種禁止地域と第3・4種禁止地域が重複 → 第2種禁止地域
- ・第3種禁止地域と第4種禁止地域が重複 → 第3種禁止地域

■ 許可地域

屋外広告物等の表示・設置を許可制で認める区域です。禁止地域以外は、すべて許可地域に指定しています。

● 第1種特別許可地域

- ・ J R 奈良駅周辺まちなか景観形成重点地区
- ・ 大宮通り沿道景観形成重点地区の歴史型区域
- ・ 近鉄奈良駅周辺まちなか景観形成重点地区
- ・ 三条通り沿道景観形成重点地区の歴史型区域

● 第2種特別許可地域

- ・ 大宮通り沿道景観形成重点地区の市街地型Ⅰ・Ⅱ区域（尼ヶ辻橋西詰交差点以西を除く）
- ・ 三条通り沿道景観形成重点地区の市街地型Ⅰ・Ⅱ区域

● 第3種特別許可地域

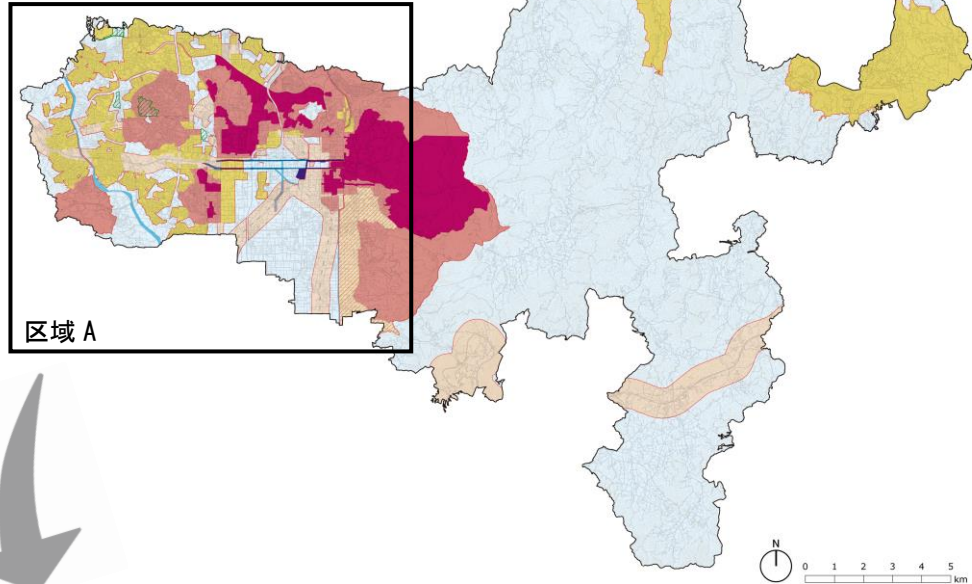
- ・ 県道木津横田線沿道景観形成重点地区
- ・ (都) 西九条佐保線沿道景観形成重点地区
- ・ 主要地方道枚方大和郡山線沿道景観形成重点地区
- ・ 一般国道 169 号沿道景観形成重点地区
- ・ (都) 大森高畑線沿道景観形成重点地区

● 一般地域

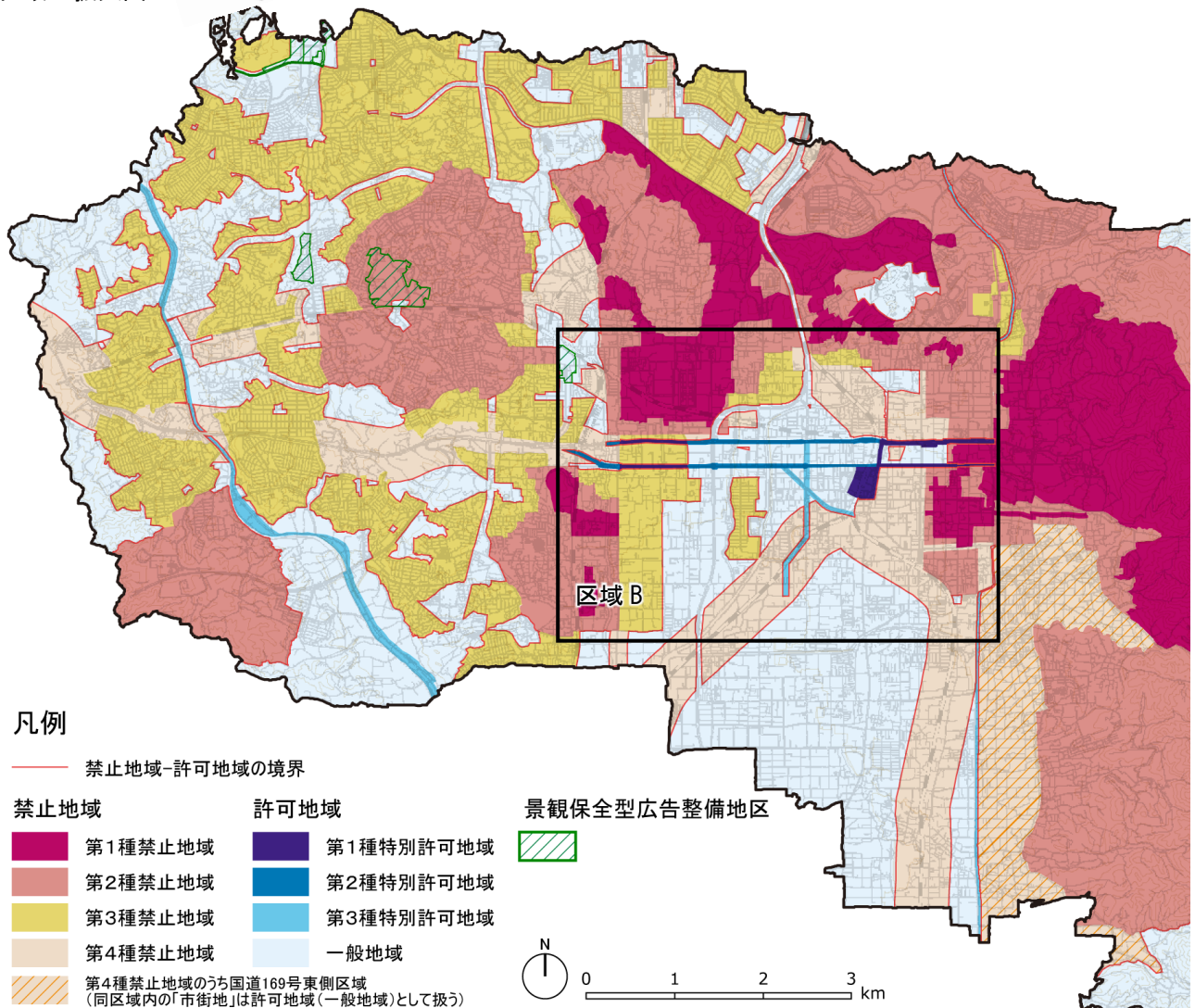
- ・ 許可地域のうち、上記を除く区域

■ 禁止地域と許可地域の地域区分図

※詳細は【奈良市地図情報公開サイト】で確認してください



区域 A 拡大図



凡例

— 禁止地域・許可地域の境界

禁止地域

- 第1種禁止地域
- 第2種禁止地域
- 第3種禁止地域
- 第4種禁止地域
- 第4種禁止地域のうち国道169号東側区域
(同区域内の「市街地」は許可地域(一般地域)として扱う)

許可地域

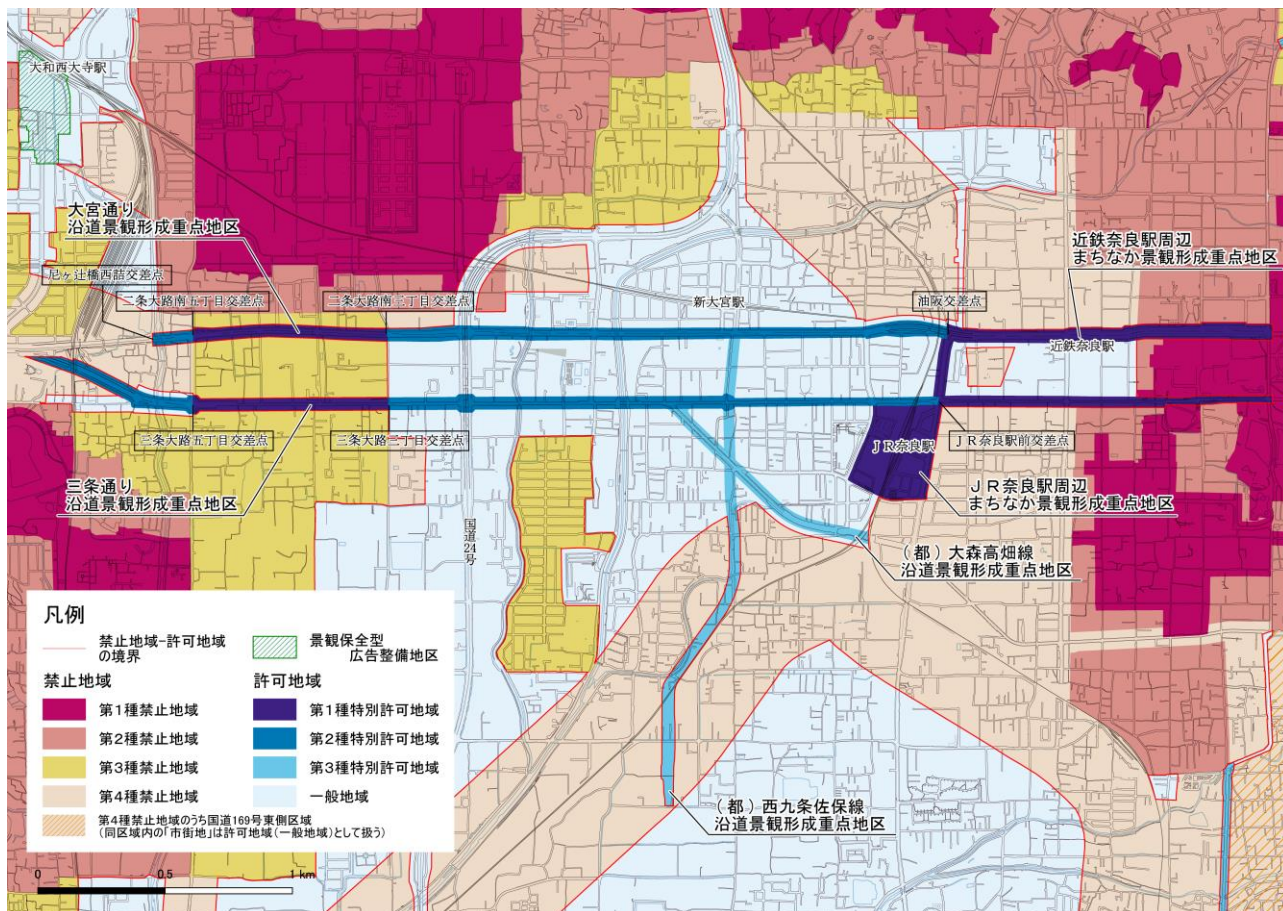
- 第1種特別許可地域
- 第2種特別許可地域
- 第3種特別許可地域
- 一般地域

景観保全型広告整備地区



0 1 2 3 km

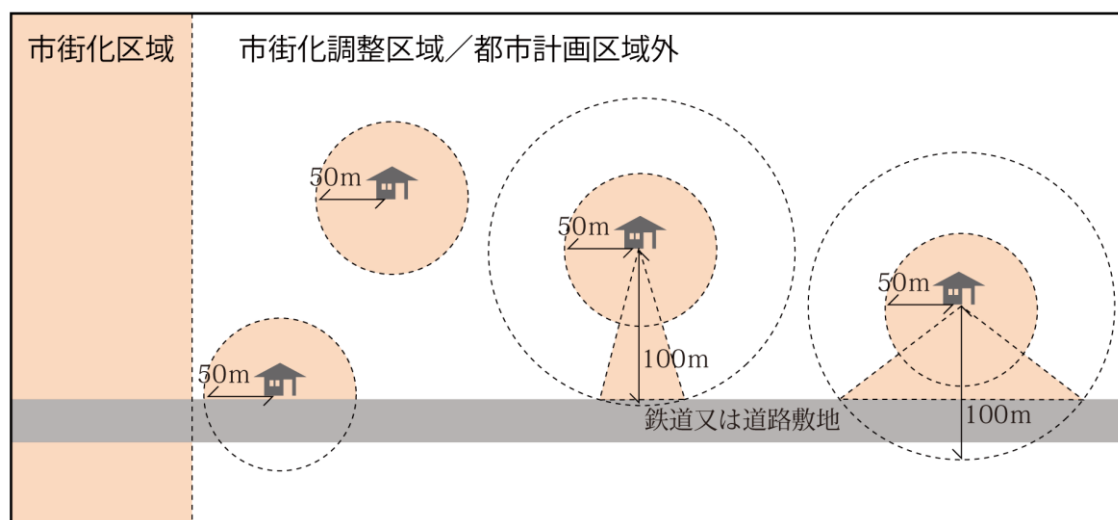
区域 B 拡大図



■ 「市街地」の定義

「市街地」とは、次のいずれかの要件に該当する区域とします。

- 1 都市計画法第7条の規定により決定された市街化区域
- 2 建築物（居室を有するもの）を中心とした半径 50m の区域（ただし、鉄道又は道路敷地の向側は除く）
- 3 鉄道又は道路敷地から後方 100m 以内に位置する建築物（居室を有するもの）と当該鉄道又は当該道路敷地の間の区域



2-4 適用除外

他法令による表示・設置や公共上やむを得ないものなど、一部の屋外広告物等については、表示・設置の禁止や許可申請等を適用除外しています。

適用除外となる屋外広告物等の種類	適用除外の内容		
	A	B	C
	表示・設置可	禁止物件でも 禁止地域でも	許可申請不要
① 公職選挙法その他の法令により行う選挙運動又は政党その他の政治団体の選挙における政治活動のために表示するもの	○	○	○
② 法令の規定により表示を認められたもの又は義務付けられたもの (例)・文化財保護法第 72 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板等の設置 ・道路法第 45 条第 1 項の規定による道路標識の設置、第 47 条の 4 の規定による通行の禁止又は制限の場合における道路標識 ・建築基準法第 89 条第 1 項の規定による一定規模以上の建築等を行う場合の建築確認の表示 ・建設業法第 40 条の規定による建設工事の現場等への標識の掲示 ・危険物の規制に関する規則第 28 条の 2 の 5 第 1 項の規定による顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨の表示	○	○	○
③ 国、地方公共団体又は市長が認める公共的団体が公共的目的をもって表示するもの	○	○	○
④ 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもので、次の基準に適合するもの ・公共の利益のために国又は地方公共団体に寄附した物件の一部に表示するもので、屋外広告物ごとの表示面積が、当該物件の立面積の 1/10 以下	○	○	○
⑤ 自己の所有する土地又は建物の一部に管理上必要があつて表示するもの（管理用広告物）で、次の基準に適合するもの ・第 1 種禁止地域については、管理用広告物の表示面積の合計が 1 m ² 以下 ・その他の地域については、管理用広告物の表示面積の合計が 5 m ² 以下	○	○	○
⑥ 講演会、講習会、展覧会、音楽会等に関するもので、その会場の敷地内に表示するもの	○	○	○
⑦ 人、動物、車両等に表示するもの	○	○	○
⑧ 地方公共団体が設置する公共掲示板に適法に表示するもの	○	○	○
⑨ 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示するもので、次の基準に適合するもの ・表示内容が周囲の景観と調和したものであり、宣伝の用に供されないもの ・表示期間が工事期間中に限られるもの	○	○	○
⑩ 慣例その他特別の理由によりやむを得ないもの ・社寺又は教会が宗教的行事のために表示し、又は設置するもの ・年中行事のために主催者が表示し、又は設置するもの ・冠婚葬祭のために表示し、又は設置するもの	○	○	○
⑪ 地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的としたもので、市長が認めるもの	○	○	○

適用除外となる屋外広告物等の種類	適用除外の内容																	
	A	B	C															
	表示・設置可	禁止物件でも表示・設置可	禁止地域でも許可申請不要															
⑫ 道標又は案内板で、次の基準に適合するもの ・公益法人が法人名称のみを用いて、その所在を示すための道標 ・第1種禁止地域の道標は、縦30cm以下、横75cm以下 ・その他の地域の道標は、縦40cm以下、横105cm以下 ・指定等文化財（仮指定を含む）の紹介又は案内を目的とした案内板で、屋外広告物ごとの表示面積が5㎡以下 ※電柱、電話柱、街灯柱、アーケード柱に表示・設置するものは除く		○	○															
⑬ 禁止地域における自己用広告物で、次の基準及び許可基準（第3章参照）に適合するもの <table><tr><th>禁止地域の種別</th><th>テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計</th><th>屋外広告物ごとの表示面積</th></tr><tr><td>第1種禁止地域</td><td>5㎡以下</td><td>3㎡以下</td></tr><tr><td>第2種禁止地域</td><td>7㎡以下</td><td>4㎡以下</td></tr><tr><td>第3種禁止地域</td><td>10㎡以下</td><td>6㎡以下</td></tr><tr><td>第4種禁止地域</td><td>—</td><td>10㎡以下</td></tr></table>	禁止地域の種別	テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計	屋外広告物ごとの表示面積	第1種禁止地域	5㎡以下	3㎡以下	第2種禁止地域	7㎡以下	4㎡以下	第3種禁止地域	10㎡以下	6㎡以下	第4種禁止地域	—	10㎡以下		○	
禁止地域の種別	テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計	屋外広告物ごとの表示面積																
第1種禁止地域	5㎡以下	3㎡以下																
第2種禁止地域	7㎡以下	4㎡以下																
第3種禁止地域	10㎡以下	6㎡以下																
第4種禁止地域	—	10㎡以下																
⑭ 景観配慮型屋外広告物（➡詳細は12～13ページ参照）		○一部																
⑮ 地域貢献型屋外広告物（➡詳細は14～15ページ参照）	○	○一部																
⑯ 許可地域における自己用広告物で、次の要件を全て満たすもの ・屋外広告物の表示面積の合計は、テナントごとに5㎡以下 ・建築物又は工作物に直接表示・設置するものは、設置する建築物・工作物の垂直投影面積の1／5以下 ・特定商品名のみを表示しないものであり、特定商品名を表示する場合は、その面積が表示面ごとに表示面積の1／3以下	○		○															
⑰ 放送事業者、新聞社または通信社の発行する速報又はその掲出物件			○															
⑱ 表示面に表示期間、責任者の住所及び氏名を明記した、面積0.5㎡以下のもので、表示期間が1週間以内のもの			○															
⑲ 一定の場所を定めて設置する掲出物件に表示する屋外広告物で、表示期間が2週間以内のもの			○															

※許可申請が不要の場合であっても、許可基準に適合するよう努めてください。

■ ⑬において、異なる種別の禁止地域にまたがる場合の「屋外広告物の表示面積の合計」の算定方法

【第2種禁止地域と3種禁止地域にまたがる場合】

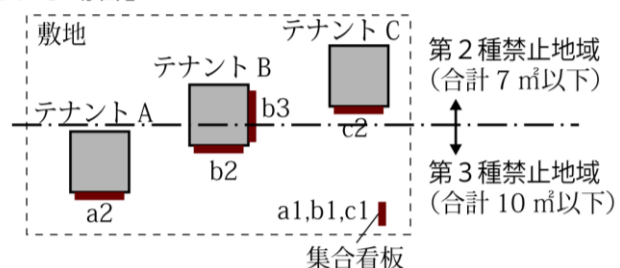
屋外広告物が位置する地域のうち、厳しい方の基準を適用します。

【テナント A】 $S(a1) + S(a2) \leq 10 \text{ m}^2$

【テナント B】 $S(b1) + S(b2) + S(b3) \leq 7 \text{ m}^2$

【テナント C】 $S(c1) + S(c2) \leq 7 \text{ m}^2$

※S(a1)：屋外広告物 a1 の面積

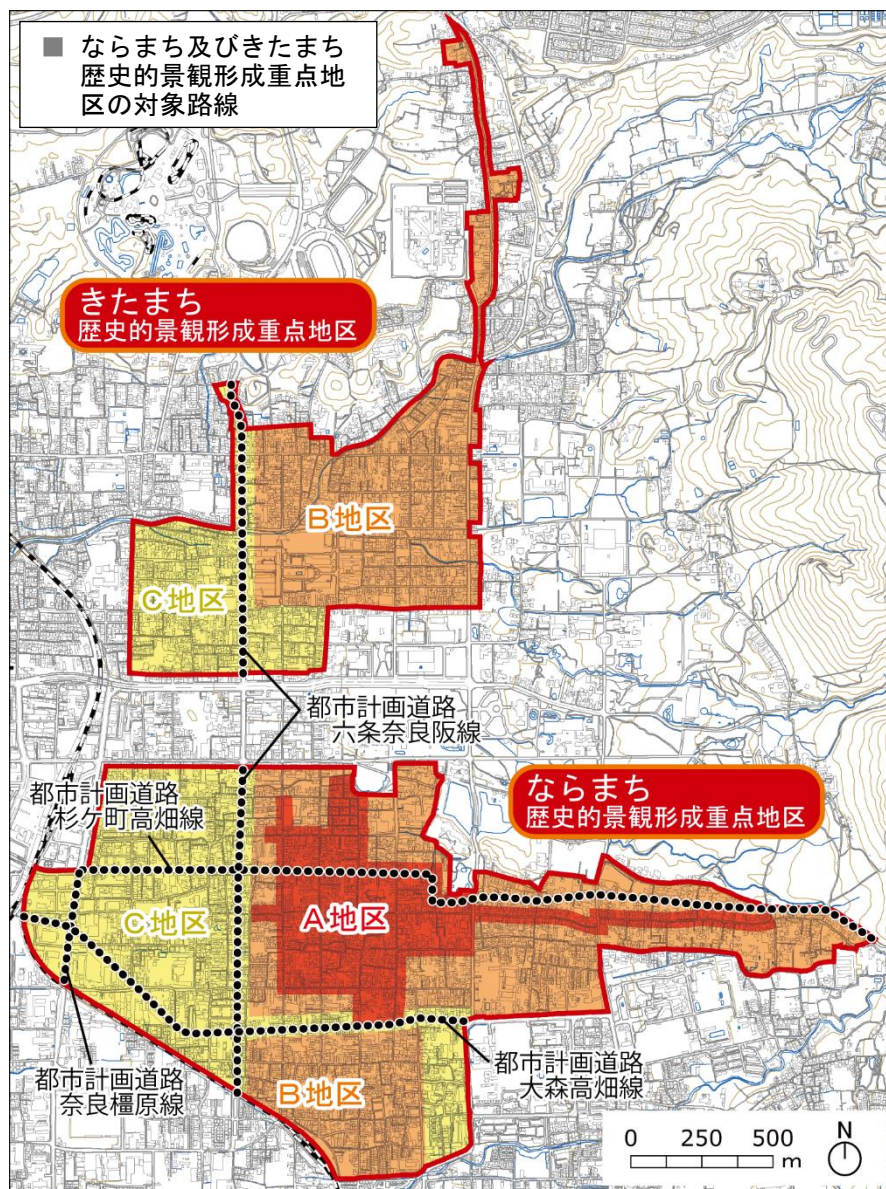


(1) 景観配慮型屋外広告物

禁止地域では、原則として、自己外広告物の表示・設置は認めていませんが、奈良らしい広告景観の形成に寄与する屋外広告物として、一定の要件を満たす自己外広告物(景観配慮型屋外広告物)は、一部の禁止地域でその表示・設置を許可制により認めます。

● 表示・設置を認める区域

- ・ ならまち歴史的景観形成重点地区のうち、次の都市計画道路の沿道
 - 都市計画道路杉ヶ町高畑線
 - 都市計画道路大森高畑線
 - 都市計画道路六条奈良阪線
 - 都市計画道路奈良橿原線
- ・ きたまち歴史的景観形成重点地区のうち、次の都市計画道路の沿道
 - 都市計画道路六条奈良阪線
- ・ 柳生の里歴史的景観形成重点地区の全域
- ・ 月ヶ瀬歴史的景観形成重点地区の全域



● 表示・設置の要件（景観配慮型屋外広告物の許可基準）

【種 類】

- ・ 壁面広告物
- ・ 広告板（簡易なものを除く）

【面 積】

- ・ 広告物ごとの表示面積 S :
 - 第1種禁止地域 $S \leq 3 \text{ m}^2$
 - 第2種禁止地域 $S \leq 4 \text{ m}^2$
 - 第3種禁止地域 $S \leq 6 \text{ m}^2$
 - 第4種禁止地域 $S \leq 10 \text{ m}^2$

【数 量】

- ・ 1敷地あたり1基以下

【色彩等】

- ・ 地色： 5.0YR 2.0/4.0 程度
- ・ 地色以外：色彩基準C*の文字色等の基準
※色彩基準Cは、「第3章－2 許可基準の解説」参照
- ・ 地色以外の面積：70%以下
- ・ 広告板の支柱、枠、板面の裏等：5.0YR2.0/1.5 程度

【その他】

- ・ 照明：外照のみとし、白または電球色
- ・ 写真等：使用不可
- ・ 信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内（横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以内）には表示又は設置しないこと
- ・ 誘導案内の用に供するものに限る



（２）地域貢献型屋外広告物

公益上必要な情報を表示し、広告料収入を屋外広告物などの維持・管理にあてるなど、一定の要件を満たす自己外広告物については、禁止地域・禁止物件への表示・設置を許可制により認めます。

● 表示・設置を認める区域・物件

【区 域】 ・ 禁止地域（ただし、避難所指示型電柱広告以外については、風致地区及び歴史的景観形成重点地区に限る）

【物 件】 ・ 禁止物件

● 表示・設置の要件（地域貢献型屋外広告物の許可基準）

観光案内・公共掲示型広告、バスロケーションシステム型広告、公共施設・観光スポット案内型電柱広告若しくは避難所指示型電柱広告又はそれらの掲出物件で、次の規格・内容に適合するもの

～ 観光案内・公共掲示型広告～

【種 類】

- ・ 壁面広告物
- ・ 広告板

【面 積】

- ・ 禁止地域 広告物ごとの表示面積 S は、禁止地域ごとの次の基準に適合し、かつ、屋外広告物の種別に応じて設定する許可基準（面積基準）※に適合するもの
 - 第1種禁止地域 $S \leq 3 \text{ m}^2$
 - 第2種禁止地域 $S \leq 4 \text{ m}^2$
 - 第3種禁止地域 $S \leq 6 \text{ m}^2$
 - 第4種禁止地域 $S \leq 10 \text{ m}^2$
- ・ 許可地域 屋外広告物の種別に応じて設定する許可基準（面積基準）※に適合するもの

【色 彩】

- ・ 禁止地域又は許可地域の区分に応じて設定する許可基準（色彩基準）※に適合するもの

【内 容】

- ・ 観光案内や公共掲示等の公共公益上必要な事項の面積は、各広告物の表示面積の $2/3$ 以上
- ・ 歩行者が観光案内・公共掲示等の内容とその他の広告内容を誤認することのないもの
- ・ 地域貢献型広告であることを表示すること

【その他】

- ・ 広告料は、当該屋外広告物の整備又は維持管理に要する費用に充当すること

※屋外広告物の種別に応じて設定する許可基準は、「第3章－1 地域別の許可基準」参照。



～ バスロケーションシステム型広告～

【種 類・面 積】

上記、「観光案内・公共掲示型広告」と同じ

【色 彩】

- ・ 街並み景観を阻害しない色彩であること

【内 容】

- ・ バスロケーションシステムの面積は、各広告物の表示面積の $2/3$ 以上
- ・ バスロケーションシステム以外の広告内容が、バスロケーションシステムの表示を阻害しないこと

【その他】

- ・ 広告部分を動画とする場合は、ゆっくりとした画面転換とし、点滅や動きの速い動画は避けること
- ・ まぶしすぎない明るさ（輝度）とし、夜間においては周辺状況に配慮すること
- ・ 広告料は、当該屋外広告物の整備又は維持管理に要する費用に充当すること



～ 公共施設・観光スポット案内型電柱広告、避難所指示型電柱広告 ～

【種 類】

- ・電柱広告物（巻付け広告）

【大きさ】

- ・縦 1.5m、横 0.33m

【色 彩】

- ・地色のうち基調となる色彩：10.0YR 8.0/2.0
ただし、風致地区及び歴史的景観形成重点地区以外の区域に表示する避難所指示型広告はN9.0も可
- ・文字色等：5.0YR 2.0/4.0又は5.0PB 2.0/8.0
ただし、矢印は6.1R 3.3/7.8
その他の誘導表示等はN3.0も可、QRコードはN1.0及びN9.0も可

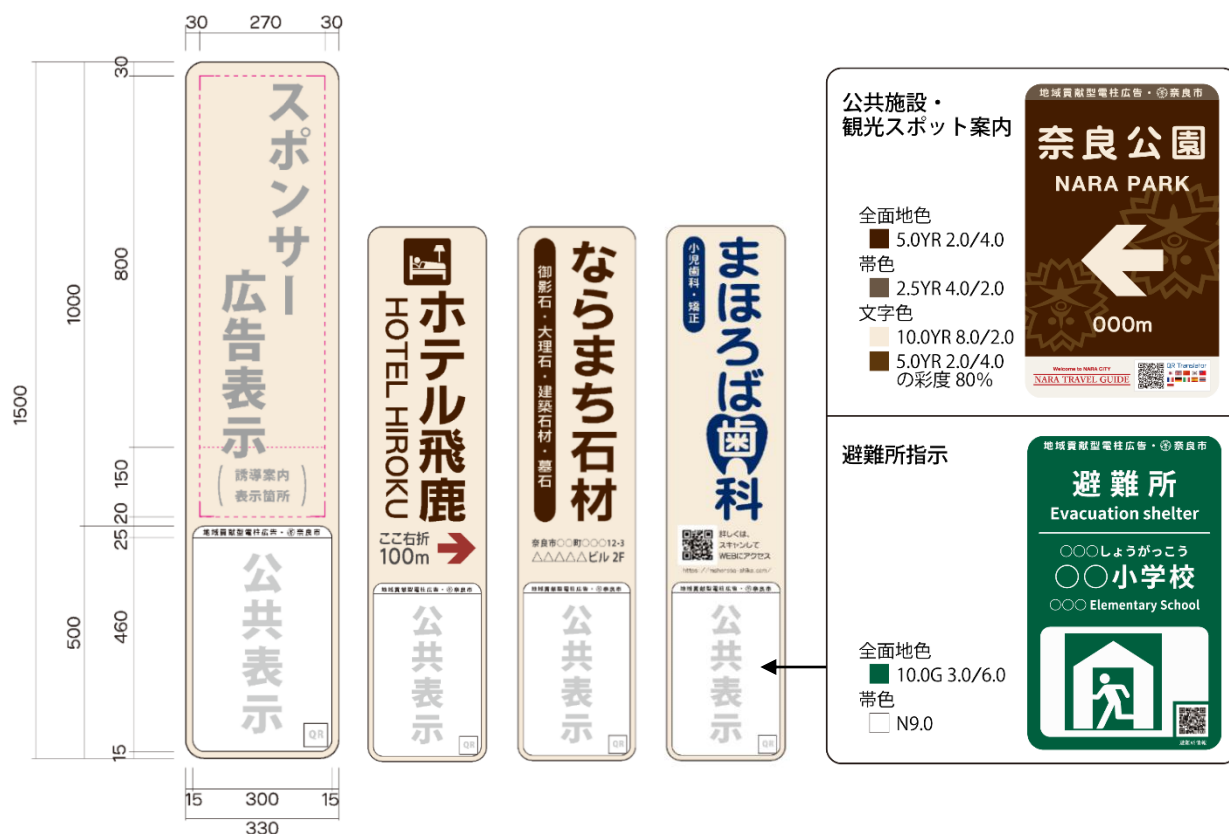
【内容（広告表示部分）】

- ・表示内容は、表示箇所の区分に応じた次の内容を表示すること
 - 広告表示箇所 スポンサー名、脇文字その他これらに類する広告表示に関する事項
 - 誘導表示箇所 矢印、所在地、スポンサーに関係する情報にリンクするQRコードその他これらに類する誘導表示に関する事項
 - 公共表示箇所 市長が指定する公共施設・観光スポット案内又は避難所指示に関する事項
- ・広告表示箇所と誘導表示箇所の表示面積の合計は、0.231㎡以下
- ・ベタ抜き表示の面積の合計は、0.0495㎡以下（スポンサー名全体をベタ抜き表示しないこと）
- ・誘導表示箇所に使用する矢印は、右に示す形状に準じたものであること
- ・公共表示箇所には、QRコードにより公共表示の内容に関係する情報へのリンク等を表示すること。
- ・広告料は、当該屋外広告物の整備又は維持管理に要する費用等に充当すること
- ・公共表示箇所の最上部には、地域貢献型広告であることを表示すること

■ 矢印の形状



■ 公共施設・観光スポット案内型電柱広告、避難所指示型電柱広告（規格とイメージ）



2-5 景観保全型広告整備地区

景観保全型広告整備地区は、良好な景観を保全するため良好な屋外広告物又は掲出物件の新設、改修等を図ることが特に必要な区域として指定する地区です。

現在、奈良市では次の6地区を指定しています。(8ページ参照)

■ 景観保全型広告整備地区

- ・学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区
- ・あやめ池遊園地跡地地区
- ・近鉄西大寺駅南地区
- ・鶴舞西町地区
- ・学研奈良登美ヶ丘駅西地区
- ・押熊真弓線登美ヶ丘地区道路

景観保全型広告整備地区では、それぞれの地区の特徴に応じた基本方針（屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想、位置、形状、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項）を定めています。

景観保全型広告整備地区における屋外広告物等の表示・設置にあたっては、通常の禁止地域・許可地域における規制に加えて、基本方針に基づく規制を行います。

～ 景観保全型広告整備地区で届出が必要な屋外広告物 ～

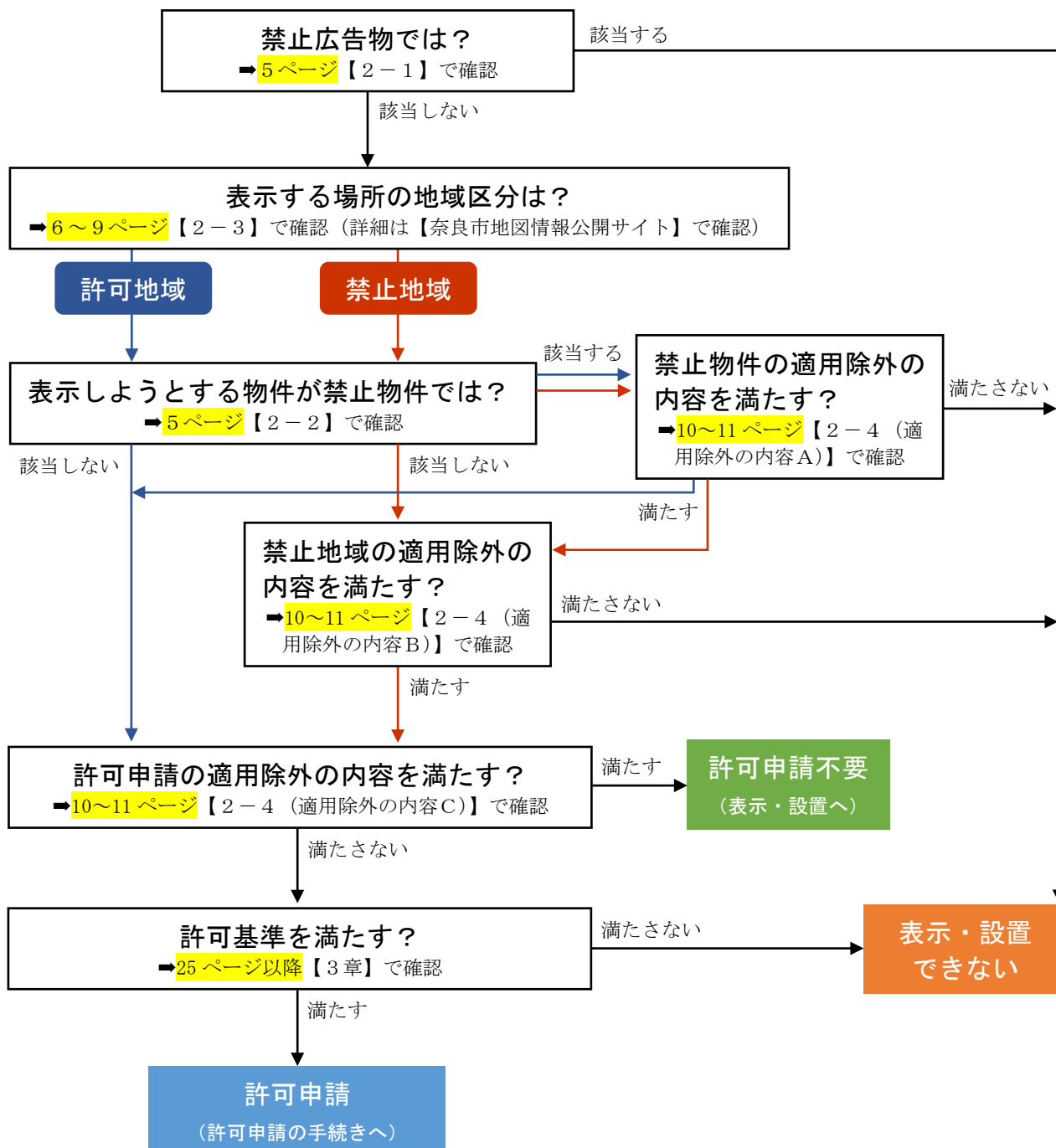
- ⑤ 自己の所有する土地又は建物の一部に管理上必要があって表示するもので、次の基準に適合するもの
- ・第1種禁止地域については、屋外広告物の表示面積の合計が1㎡以下
 - ・その他の地域については、屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以下
- ⑫ 道標又は案内板（うち、電柱、電話柱、街灯柱、アーケード柱に表示・設置しないもの）で、次の基準に適合するもの
- ・公益法人が法人名称のみを用いて、その所在を示すための道標
 - ・第1種禁止地域の道標は、縦30cm以下、横75cm以下
 - ・その他の地域の道標は、縦40cm以下、横105cm以下
 - ・指定等文化財（仮指定を含む）の紹介又は案内を目的とした案内板で、屋外広告物ごとの表示面積が5㎡以下
- ⑯ 許可地域における自己用広告物で、次の基準に適合するもの
- ・屋外広告物の表示面積の合計が5㎡以下
 - ・設置する建築物・工作物の垂直投影面積の1／5以下
 - ・特定商品名のみを表示しないものであり、特定商品名を表示する場合は、その面積が表示面ごとに表示面積の1／3以下
- ⑰ 放送事業者、新聞社または通信社の発行する速報又はその掲出物件

※番号は10～11ページの表中の番号に対応

2-6 許可申請について

(1) 許可申請にあたって

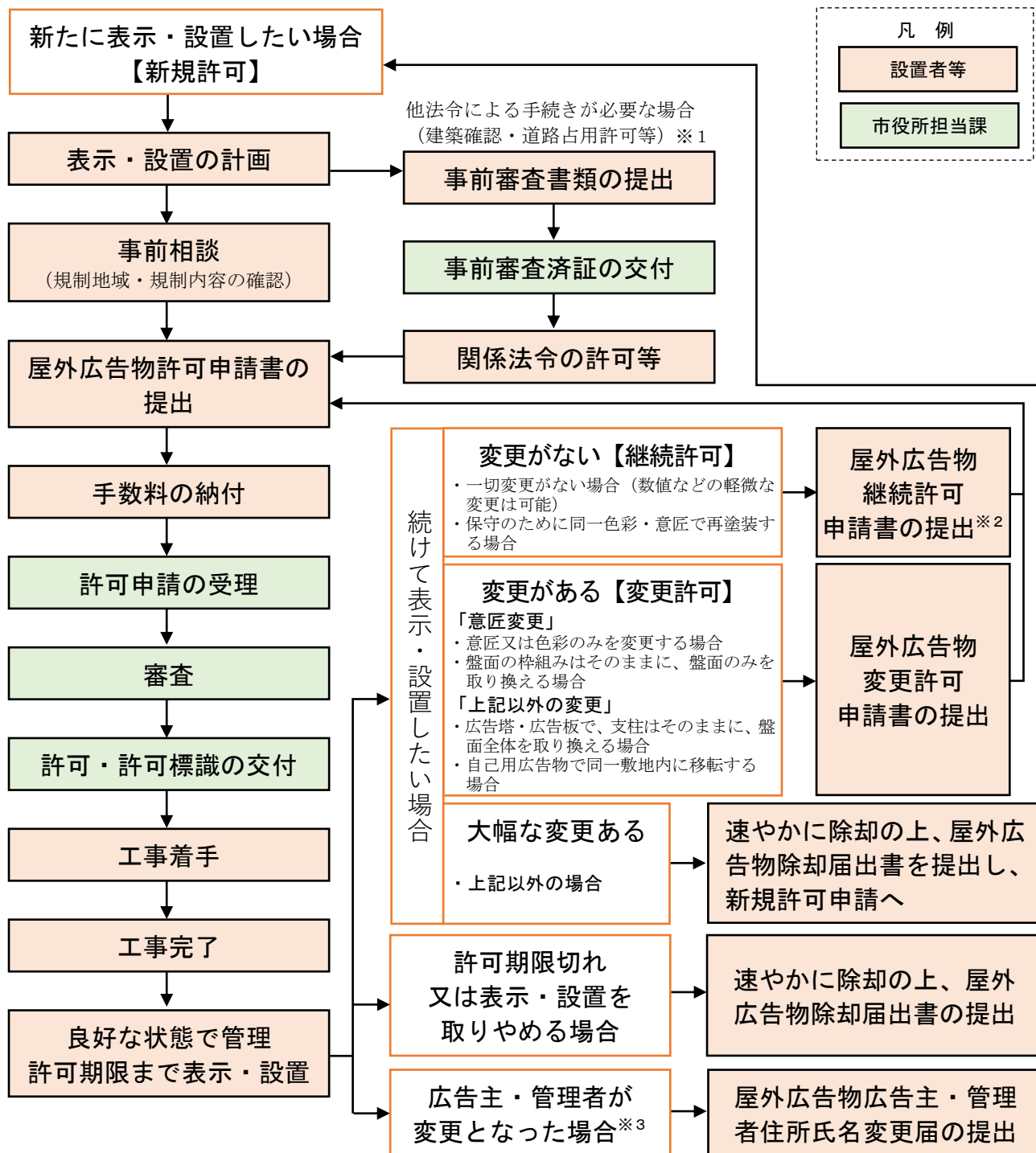
屋外広告物等の許可申請を行う前に、屋外広告物等の設置が可能な地域であるか、また、設置可能な種類の屋外広告物等かどうかなどを、次のフロー図に沿って確認してください（景観保全型広告整備地区等は除きます）。



(2) 許可申請の手続き

許可申請の手続きの流れは次の通りです。

申請にあたっては、事前に市役所担当課に相談してください。



※1：高さ 4m をこえる広告物を掲出する場合は「工作物の確認」(建築基準法)、道路敷地や道路の上空に広告物を掲出する場合は「道路占用の許可」(道路法)が必要になります。その他、許認可の手続きが必要な場合がありますので、事前にご確認ください。

※2：屋外広告物の種類に応じて許可期間が規定されています。期限後も引き続き広告物を表示する場合は、期間満了の 30 日前までに継続許可申請書を提出してください。

※3：広告主・管理者住所氏名変更届を提出してください。手続きを怠ると、許可期限満了時に送付する「継続のお知らせ」が届かない場合があります。

(3) 許可申請に必要な書類

許可申請にあたっては、次の表の行為の区分に応じて、必要な書類を提出してください。
提出部数は2部（正・副）です。

	必要な書類		行為の区分				備考						
			新規	継続	変更								
					意匠	その他							
1	屋外広告物許可申請書		○				書類に必要事項記入。						
2	屋外広告物継続許可申請書			○			書類に必要事項記入。						
3	屋外広告物変更許可申請書				○	○	書類に必要事項記入。						
4	委任状		△	△	△	△	許可を受ける者が、第三者に申請を委任する場合に必要。						
5	形状寸法、手数料内訳書		△	△	△	△	複数の広告物があり、申請書に記入できない場合に必要。						
6	点検に関する書類		△	○	△	△	既設利用の新規許可申請時、継続許可申請を兼ねた変更許可申請時にも必要。						
7	付近見取図		○	○	○	○	S＝1：2,500 程度の図面に申請場所を記入						
8	仕様書及び設計図 ※はり札、はり紙の場合を除く	配置図	○	○	○	○	配置図に屋外広告物の設置場所を記入。 その他寸法等必要事項記入。						
		平面図	△			△	建築物を利用して設置するもので、建築物の形状が判断基準になる場合に必要。						
		立面図	○			○	屋外広告物の設置場所を記入。 建築物の建築基準法上の最高高さの表示。 その他寸法等必要事項記入。						
		構造図	○			○	屋外広告物の構造を示す図面（基礎構造図、取付断面図等）。 照明に関する図面。						
9	色彩及び意匠を表す図面		○		○	○	屋外広告物の色彩図（着色立面図）。 使用色のマンセル値を記入。						
10	道路占用許可書の写し		△	△	△	△	屋外広告物が道路（公道）の上空を占有する場合に必要。						
11	建築基準法上の確認済証（建築物）及び申請書（副）の第1面から第5面の写し		△			△	建築物の高さを確認する必要がある場合に必要。						
12	建築基準法上の確認済証（工作物）及び申請書（副）の第1面から第2面の写し		△			△	高さが4 mを超え、工作物の確認申請が必要な場合に必要。 ＜確認済証の提出の有無と許可期間＞ <table><tr><td>確認済証の提出</td><td>あり</td><td>なし</td></tr><tr><td>許可期間</td><td>3年</td><td>2年</td></tr></table>	確認済証の提出	あり	なし	許可期間	3年	2年
確認済証の提出	あり	なし											
許可期間	3年	2年											
13	屋外広告物又はその掲出物件の設置場所がわかる写真		○				申請日前30日以内に撮影したカラー写真。						
14	屋外広告物又はその掲出物件及び周辺の状況が分かる写真			△	△	△	申請日前30日以内に撮影したカラー写真。点検に関する書類と重複する場合は不要。						

※1：△印の書類は必要に応じて添付の必要があります。

※2：その他市長が認める書類の提出を求めることがあります。

(4) 審査手数料と許可期間

種類	審査手数料	許可期間	
		有資格者が管理者である場合※1	その他の場合
屋上広告物 壁面広告物 塀及び垣広告物 アーチ広告物	1 個の面積 5 ㎡までごとににつき 1,500 円	3 年以内	2 年以内
広告塔・広告板（木造以外）	1 個の面積 5 ㎡までごとににつき 1,500 円	3 年以内	2 年以内
広告塔・広告板（木造）	1 個の面積 5 ㎡までごとににつき 1,500 円	1 年以内	1 年以内
電柱広告物	1 件 5 個までごとににつき 1,000 円※2	1 年以内	1 年以内
気球広告物	1 個につき 1,000 円	1 年以内	1 年以内
広告幕	1 枚につき 500 円	1 年以内	1 年以内
立看板	1 件 5 個までごとににつき 1,000 円※2	2 ヶ月以内	2 ヶ月以内
はり札	1 件 5 枚までごとににつき 500 円※2	1 年以内	1 年以内
はり紙	1 件 100 枚までごとににつき 500 円※2	1 ヶ月以内	1 ヶ月以内

※1：有資格者を管理者とする必要がある屋外広告物は、21 ページ「2-7 管理と点検」(1) で確認してください。

※2：1 件とは、形状、大きさ、意匠等が同一のもので、一括申請されたものをいいます。

2-7 管理と点検

(1) 管理者の設置

許可が必要となる屋外広告物・掲出物件（立看板、はり紙、はり札を除く）には管理者を置いてください。また、次の屋外広告物については、有資格者を管理者とすることを義務付けています。

- ・ 建築基準法における工作物の確認申請が必要な物件
- ・ 表示面積の合計が 10 m²を超えるとき（ただし、広告幕、建築物・工作物に直接塗装したもの、又は簡易なもので直接貼り付けたものを除きます。）

屋外広告物有資格管理者

- ・ 屋外広告士
- ・ 建築士法に規定する建築士（一級建築士、二級建築士、木造建築士）
- ・ 電気工事士法に規定する電気工事士（第一種・第二種電気工事士）
- ・ 電気事業法に規定する電気主任技術者（第一種・第二種・第三種電気主任技術者）
- ・ 職業能力開発促進法に規定する職業訓練指導員免許取得者又は技能検定合格者であって、広告美術仕上げに係るもの

(2) 適正な管理と自主撤去

● 管理義務

屋外広告物の広告主、管理者、所有者又は占有者は、表示・設置した屋外広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態を保持してください。

● 除却義務

屋外広告物の広告主又は管理者は、屋外広告物が次のいずれかに該当するときは、速やかに除却してください。また、除却をした者は、遅延なく市長にその旨の届出をしてください。

- ・ 許可期間が満了したとき
- ・ 禁止地域、禁止物件等の指定があったとき、現に適法に設置されている屋外広告物について、指定の日から 10 年間
- ・ 許可が取り消されたとき
- ・ 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置がなくなったとき

● 原状回復の義務

適用除外規定によって許可を得ず表示した屋外広告物の広告主又は管理者は、その屋外広告物が表示の目的を完了したとき、又は期間が満了したときは、速やかに除却し、原状に戻してください。

(3) 点検義務

全ての屋外広告物又は掲出物件（ただし、はり紙、はり札、立看板、広告幕、気球広告物、電柱広告のうち巻付け広告及び壁面等に直接描かれたもの、シート貼りのものその他簡易広告物に類すると認められるものを除く。）について、広告主、管理者、所有者、占有者に点検を義務付けています。また、それらのうち地上から広告物上端までの高さが4mを超えるものについては、点検資格を有する者に点検を行わせることを義務付けています。

また、許可が必要となる屋外広告物又は掲出物件について、継続許可申請、継続許可申請を兼ねた変更許可申請、既設の屋外広告物・掲出物件を利用した新規許可申請を行う際に、安全点検報告書を提出して、点検結果を報告することを義務付けています。



安全点検の様子（事例：北海道）

（出典「屋外広告物の安全点検に関する指針」
国土交通省都市局公園緑地・景観課）

点検対象となる 屋外広告物又は掲出物件	・ 全ての屋外広告物又は掲出物件 ※ただし、はり紙、はり札、立看板、広告幕、気球広告物、電柱広告のうち巻付け広告及び壁面等に直接描かれたもの、シート貼りのものその他簡易広告物に類すると認められるものは除く。
有資格者による点検が必要な 屋外広告物又は掲出物件	・ 地上から屋外広告物の上端までの高さが4mを超えるもの
有資格者の資格要件	・ 屋外広告物点検技能講習修了者 ＝屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者
点検結果の報告	・ 継続許可申請、継続許可申請を兼ねた変更許可申請、既設の屋外広告物・掲出物件を利用した新規許可申請を行う際に、安全点検報告書を提出して報告 ※屋外広告物ごとの写真（安全点検により異常があり改善した場合は改善前後の写真を含む）、有資格者による点検が必要な場合は安全点検を実施した有資格者の資格を証する書類の写しを添付 ※安全点検は、許可申請の受理日の前6ヶ月以内を目安に実施すること

2-8 特定屋内広告物の制限

(1) 特定屋内広告物とは

特定屋内広告物とは、建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。以下「開口部等」という。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、若しくは直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいいます。

(2) 届出制度

次の地域及び面積に該当する特定屋内広告物を表示する場合は、事前に市長への届出が必要となります。

● 届出対象地域

禁止地域、第 1 種特別許可地域、第 2 種特別許可地域

● 届出が必要となる特定屋内広告物

建築物の 1 の立面における特定屋内広告物の表示面積の合計が 5 m²を超えるもの

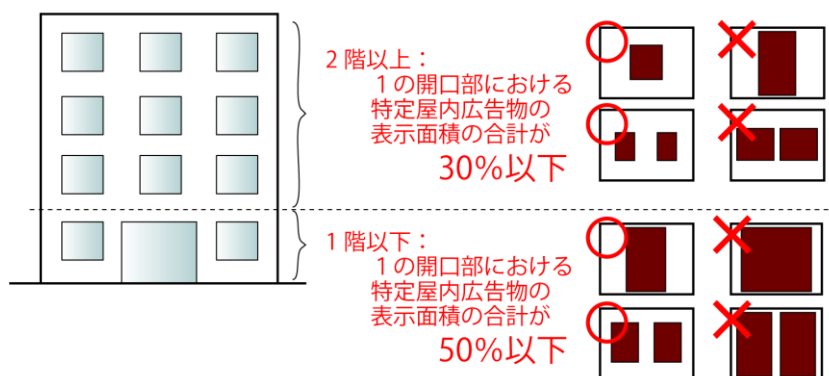
(3) 規制内容

(2) の届出対象地域において表示する特定屋内広告物は、開口部等に表示できる面積割合と色彩について、次の基準に適合させてください。

なお、この他の地域においても、特定屋内広告物を表示する場合は、位置、規模、形態及び意匠が、景観の維持及び向上に資するものとするよう努めてください。

● 表示面積

窓ガラスの部分に表示する場合、1 の開口部等における特定屋内広告物の表示面積の合計が、建築物の 1 階以下については 50% 以下、2 階以上については 30% 以下



● 色彩

各禁止地域・許可地域の色彩基準（54 ページ参照）に適合すること。

ただし、短期間に限って掲出するポスター等については、色彩基準を適用しません。

2-9 屋外広告業の登録

(1) 屋外広告業とは

屋外広告業は、屋外広告物法第2条第2項において、「屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう」と規定されています。すなわち、屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をさします。この場合、元請けまたは下請けといった立場の形態の如何は問いません。

(2) 登録制度

- 屋外広告業を営むためには、屋外広告業の登録が必要になります。
- 市内で営業を行う営業所ごとに下記の資格等を有した業務主任者の設置が必要になります。
 - ・ 屋外広告士
 - ・ 屋外広告物講習会修了者
 - ・ 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許取得者、技術検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
 - ・ 市長が講習会修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者
- 登録の有効期限は5年です。
- 有効期間が満了した後も引き続き屋外広告業を営む場合は、有効期間満了の30日前までに更新の手続きが必要になります。
※ 期日までに更新の手続きが行われなければ、自動的に抹消となりますのでご注意ください。
- 新規登録及び更新の際には、手数料が必要になります。
※ 1件につき10,000円です。
- 登録事項に変更があったときは、30日以内に変更の届出が必要になります。
※ 変更については、手数料は不要です。

2-10 罰則

- 許可が必要であるにもかかわらず許可を受けなかったり、禁止されている地域や物件に屋外広告物や掲出物件を表示・設置したり、登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合等、条例に違反したときは、最高1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、5万円以下の過料に処せられます。
- 条例に違反して屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置した場合は、広告主等に是正勧告を行います。勧告に従わない場合は、氏名・住所等を公表します。

第3章 許可基準

3-1 地域別の許可基準

禁止地域（第1種禁止地域、第2種禁止地域、第3種禁止地域、第4種禁止地域）と許可地域（第1種特別許可地域、第2種特別許可地域、第3種特別許可地域、一般地域）のそれぞれの許可基準の概要を掲載しています。

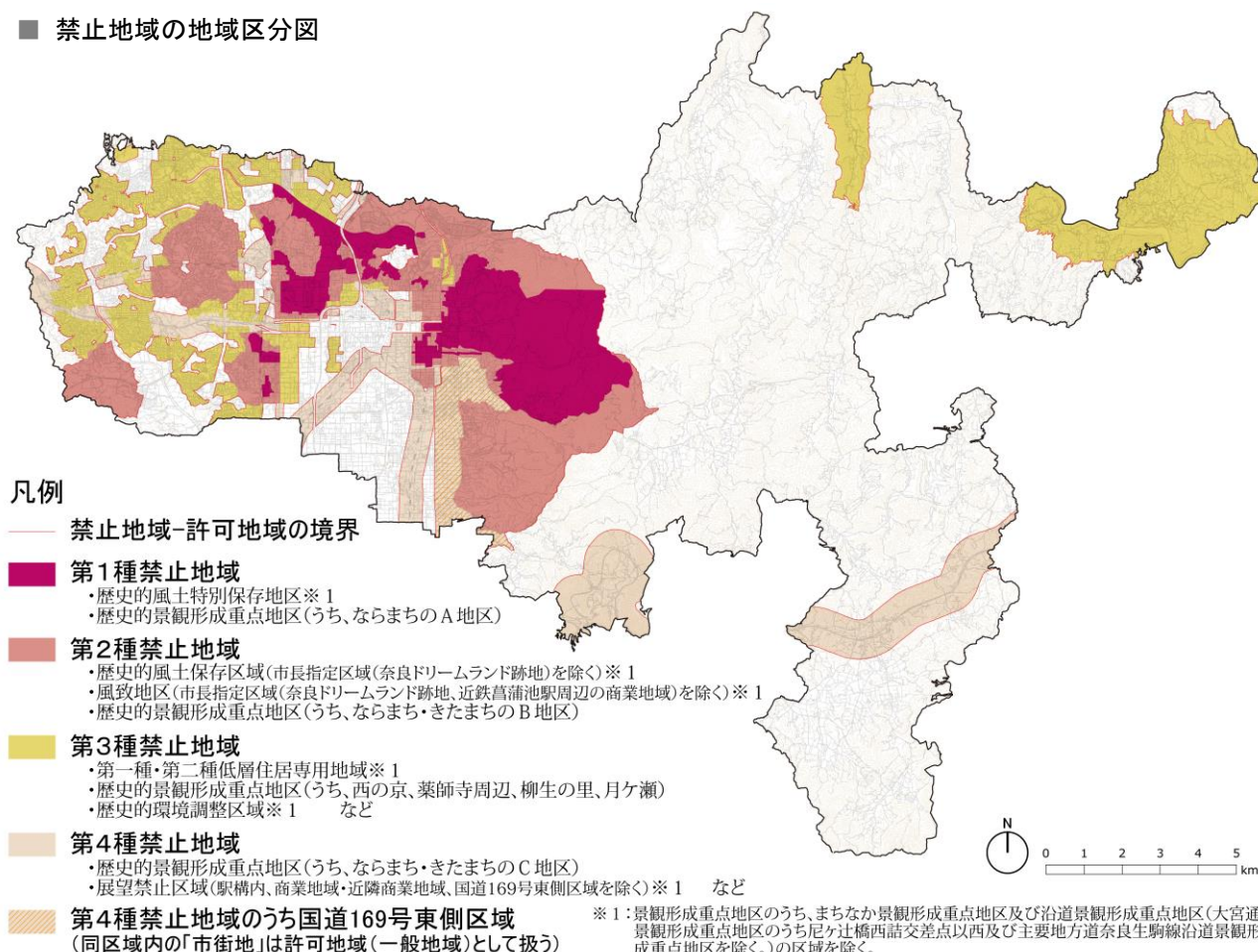
個々の基準の詳細については、基準各表の「解説 No.」に応じて、本章「2 許可基準の解説」（47 ページ～）を参照してください。

■ 禁止地域

禁止地域では、原則として、屋外広告物の表示・設置は禁止しています。ただし、自己用広告物などの一部の屋外広告物は、許可制により表示・設置を求めています。禁止地域における許可基準は、これらの表示・設置の禁止が適用除外となる屋外広告物に適用される基準です。また、禁止地域における自己用広告物は、下表の表示面積に関する基準に適合することが前提となります。

禁止地域の種別	テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計	屋外広告物ごとの表示面積
第1種禁止地域	5 m ² 以下	3 m ² 以下
第2種禁止地域	7 m ² 以下	4 m ² 以下
第3種禁止地域	10 m ² 以下	6 m ² 以下
第4種禁止地域	—	10 m ² 以下

■ 禁止地域の地域区分図



● 第1種禁止地域

① 一般基準

第1種禁止地域

項目	基準				解説 No.
美観上の基準	・ 周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること				①-1
	・ 屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること				①-2
	・ 照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと				①-3
	・ 夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと				①-4
	・ 点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと				①-5
	・ 特定商品名のみを表示するものでないこと 特定商品名を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の1/3以下				①-6
	・ 道路境界線を越えて表示又は設置しないこと				①-7
	・ 写真等は表示しないこと				①-8
	・ 表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）				①-9
	・ 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと				①-11
危害防止の基準	・ 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること				①-12
	・ 設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること				①-13
	・ 信号機又は道路標識の効用を妨げないこと				①-14
	・ 一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと				①-15
色彩の基準	・ 次の範囲内の色彩であること				①-16
	地色	色相		明度	彩度
		R系	5.0R以上10.0R未満	5.0超7.0以下	1.0以下
		YR系	0.0YR以上5.0YR未満	2.0以上5.0以下	2.0以下
			5.0YR以上10.0YR未満	5.0超7.0以下	2.0以下
				2.0以上5.0以下	4.0以下
		Y系	0.0Y以上5.0Y未満	5.0超7.0以下	3.0以下
		N系（無彩色） その他の色相		2.0以上5.0以下	4.0以下
				5.0超7.0以下	2.0以下
	文字色等	R系	0.0R以上10.0R未満	2.0以上5.0以下	3.0以下
		N系（無彩色）		2.0以上7.0以下	—
		R系	0.0R以上10.0R未満	制限なし	10.0以下
		YR系	0.0YR以上10.0YR未満	制限なし	10.0以下
		Y系	0.0Y以上10.0Y未満	制限なし	8.0以下
		GY系	0.0GY以上10.0GY未満	制限なし	6.0以下
		G系	0.0G以上10.0G未満	制限なし	6.0以下
		BG系	0.0BG以上10.0BG未満	制限なし	6.0以下
		B系	0.0B以上10.0B未満	制限なし	6.0以下
		PB系	0.0PB以上10.0PB未満	制限なし	6.0以下
		P系	0.0P以上10.0P未満	制限なし	6.0以下
		RP系	0.0RP以上10.0RP未満	制限なし	8.0以下
		N系（無彩色）		制限なし	—
	・ 配色調和に配慮すること				①-18
	・ 木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができるただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること				①-19

② 種類別基準

第1種禁止地域

種類及び項目			基準	解説 No.
屋上広告物		表示・設置	・表示又は設置しないこと	②-1-ア
壁面広告物		面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1／5以下	②-2-ア
		数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下	②-2-イ
		その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと	②-2-ウ
			・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、表示しないこと	②-2-エ
			・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること （1） 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと （2） 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1／20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの	②-2-オ
			・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること	89 ページ
塀及び垣 広告物		高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと	②-3-ア
		面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1／5以下	②-3-イ
		数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又はその掲出物件の数は、3以下	②-3-ウ
		その他	・古い土塀には掲げないこと	②-3-エ
広告塔・ 広告板	広告塔 広告板	表示・設置	・広告塔は表示又は設置しないこと	②-4-ア
		高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5 m以下	②-4-オ
		色彩	・支柱、枠、板面の裏等の色彩は、5.0YR 2.0/1.5 程度	②-4-コ
		その他	・板面は単純な形状であること	②-4-ス
		・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること	89 ページ	
		自立し、移動可能な 広告板	・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下	②-4-キ
電柱広告物		表示・設置	・表示又は設置しないこと	②-5-ア
アーチ広告物		表示・設置	・表示又は設置しないこと	②-6-ア
気球広告物		表示・設置	・表示又は設置しないこと	②-7-ア
広告幕	共通	その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること	②-8-イ
	のぼり	面積・規模等	・のぼりの全高は、2 m以下	②-8-ウ
		その他	・のぼり相互の間隔は、10m以上	②-8-エ
立看板		面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下	②-9
			・脚部の長さは、0.5m以下	
はり りり 紙札	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5 ㎡以下	②-10
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1 ㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない	

● 第2種禁止地域 / ● 第3種禁止地域 / ● 第4種禁止地域

① 一般基準

第2種禁止地域／第3種禁止地域／第4種禁止地域

項目	基準				解説 No.	
美観上の基準	・ 周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること				①－１	
	・ 屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること				①－２	
	・ 照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと				①－３	
	・ 夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと				①－４	
	・ 点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと				①－５	
	・ 特定商品名のみを表示するものでないこと 特定商品名を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の 1／3 以下				①－６	
	・ 道路境界線を超えて表示又は設置しないこと				①－７	
	・ 写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の 30％以下				①－８	
	・ 表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに 30％以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）				①－９	
	・ 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと				①－11	
	危害防止の基準	・ 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること				①－12
・ 設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること				①－13		
・ 信号機又は道路標識の効用を妨げないこと				①－14		
・ 一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと				①－15		
色彩の基準	・ 次の範囲内の色彩であること				①－16	
	地 色	色 相		明 度		彩 度
		R 系	0.0R 以上 10.0R 未満	7.0 以下		8.0 以下
		YR 系	0.0YR 以上 10.0YR 未満	7.0 以下		8.0 以下
		Y 系	0.0Y 以上 10.0Y 未満	7.0 以下		6.0 以下
		GY 系	0.0GY 以上 10.0GY 未満	7.0 以下		4.0 以下
		G 系	0.0G 以上 10.0G 未満	7.0 以下		4.0 以下
		BG 系	0.0BG 以上 10.0BG 未満	7.0 以下		4.0 以下
		B 系	0.0B 以上 10.0B 未満	7.0 以下		4.0 以下
		PB 系	0.0PB 以上 10.0PB 未満	7.0 以下		4.0 以下
		P 系	0.0P 以上 10.0P 未満	7.0 以下		4.0 以下
		RP 系	0.0RP 以上 10.0RP 未満	7.0 以下		6.0 以下
	N 系（無彩色）		制限なし	－		
	文 字 色 等	R 系	0.0R 以上 10.0R 未満	制限なし		12.0 以下
		YR 系	0.0YR 以上 10.0YR 未満	制限なし		12.0 以下
		Y 系	0.0Y 以上 10.0Y 未満	制限なし		8.0 以下
		GY 系	0.0GY 以上 10.0GY 未満	制限なし		8.0 以下
		G 系	0.0G 以上 10.0G 未満	制限なし		8.0 以下
		BG 系	0.0BG 以上 10.0BG 未満	制限なし		8.0 以下
		B 系	0.0B 以上 10.0B 未満	制限なし		8.0 以下
		PB 系	0.0PB 以上 10.0PB 未満	制限なし		8.0 以下
		P 系	0.0P 以上 10.0P 未満	制限なし		8.0 以下
		RP 系	0.0RP 以上 10.0RP 未満	制限なし		10.0 以下
N 系（無彩色）		制限なし	－			
・ 次の（１）及び（２）のいずれにも該当する場合は、（３）に示す高彩度色を使用できる （１） 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の 20％以下 （２） 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに 2 色以下 （３） 高彩度色は、次の範囲の色彩とする 地 色 色 相：R, YR 明 度：制限なし 彩 度：12.0 以下 色 相：Y, GY, G, B, PB, P, RP 明 度：制限なし 彩 度：10.0 以下 色 相：BG 明 度：制限なし 彩 度：9.0 以下 文字色等 色 相：R, YR 明 度：制限なし 彩 度：14.0 以下 色 相：Y, RP 明 度：制限なし 彩 度：12.0 以下 色 相：GY, G, BG, B, PB, P 明 度：制限なし 彩 度：10.0 以下				①－17		
・ 配色調和に配慮すること				①－18		
・ 木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること				①－19		

② 種類別基準

第2種禁止地域／第3種禁止地域／第4種禁止地域

種類及び項目			基準	解説 No.	
屋上広告物		表示・設置	・表示又は設置しないこと	②-1-ア	
壁面広告物		面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1／5以下	②-2-ア	
		数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下	②-2-イ	
		その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと	②-2-ウ	
			・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、表示しないこと	②-2-エ	
			・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること （1） 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと （2） 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1／20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの	②-2-オ	
			・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること		89 ページ
塀及び垣 広告物		高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと		②-3-ア
		面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1／5以下		②-3-イ
		数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下	②-3-ウ	
		その他	・古い土塀には掲げないこと	②-3-エ	
広告塔・ 広告板	広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6 m以下	②-4-イ	
		数量	・広告塔又はその掲出物件の数は、テナントごとに1以下	②-4-エ	
	広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5 m以下	②-4-オ	
		自立し、移動可能な 広告板	・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下	②-4-キ	
	共通	色彩	・第2種禁止地域及び歴史的景観形成重点地区においては、支柱、枠、板面の裏等の色彩は、5.0YR 2.0/1.5 程度	②-4-コ	
		その他	・板面は単純な形状であること	②-4-ス	
		・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること	89 ページ		
電柱広告物		表示・設置	・表示又は設置しないこと	②-5-ア	
アーチ広告物		表示・設置	・表示又は設置しないこと	②-6-ア	
気球広告物		表示・設置	・表示又は設置しないこと	②-7-ア	
広告幕	共通	面積・規模等	・第4種禁止地域においては、広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに12㎡以下	②-8-ア	
		その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること	②-8-イ	
			・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること		
		のぼり	面積・規模等	・のぼりの全高は、2 m以下	②-8-ウ
		その他	・のぼり相互の間隔は、10m以上	②-8-エ	
立看板		面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下	②-9	
			・脚部の長さは、0.5m以下		
はり り 紙 札	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下	②-10	
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない		

～ 禁止地域における規制イメージ ～

※規制イメージを示すものであるため、一部の基準を抜粋して示しています。

第1種禁止地域 【自己外広告物は原則禁止】		前提条件	テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計 5㎡以下	屋外広告物ごとの表示面積 3㎡以下
● 一般基準	【美観上の基準】 - 道路境界線を越えない - 特定商品名のみは不可 - 写真等は使用不可	【色彩の基準】 - 色彩基準A (→53ページ参照) - 高彩度色：禁止	【気球広告物】 禁止	【屋上広告物】 禁止
● 種類別基準	【壁面広告物（直付け型）】 - 面積：合計が壁面の1/5以下 - 数量：同一壁面に1テナントあたり3以下	【はり札・はり紙】 面積：広告物ごとに はり札0.5㎡以下、はり紙1㎡未満	【壁面広告物（突き出し型）】 禁止	【塀及び垣広告物】 - 高さ：塀又は垣の上端を超えない - 面積：合計が塀及び垣面の1/5以下 - 数量：同一塀及び垣面に1テナントあたり3以下
【広告塔・広告板】 広告塔は禁止 <広告板> - 高さ：5m以下 - 板面は単純な形状 - 自立し、移動可能な広告板 ：全高1.8m以下、全幅1.2m以下 - 支柱・枠・盤面の裏等の色彩 ：5.0YR 2.0/1.5程度	【広告幕】 - 横断幕は繁華街のみ - のぼりは全高2m以下、のぼり間距離10m以上			
【立看板】 - 縦1.8m以下、横0.9m以下 - 脚部の長さ0.5m以下				

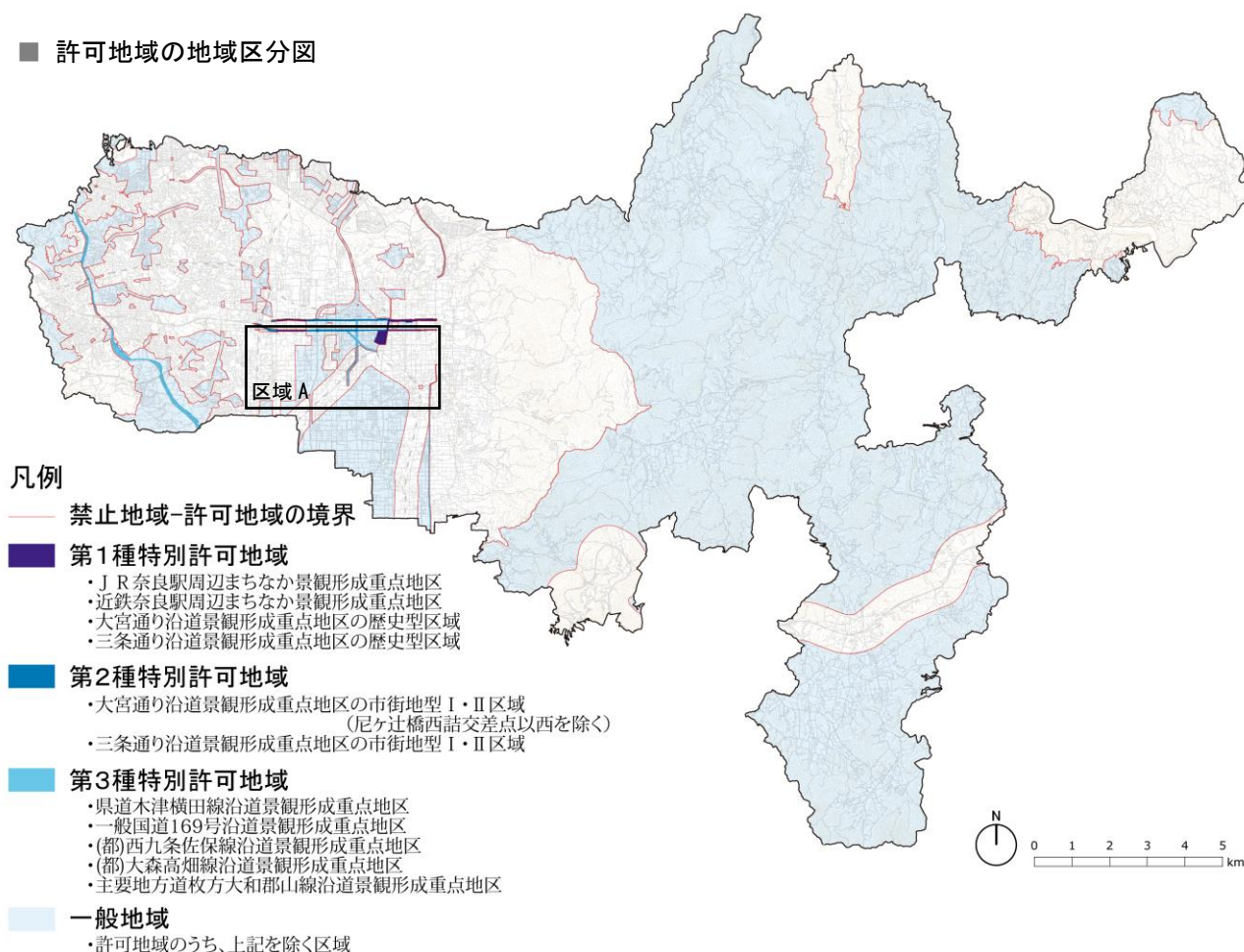
第2種禁止地域 第3種禁止地域 第4種禁止地域 【自己外広告物は原則禁止】		前提条件	テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計 第2種禁止地域：7㎡以下 第3種禁止地域：10㎡以下	屋外広告物ごとの表示面積 第2種禁止地域：4㎡以下 第3種禁止地域：6㎡以下 第4種禁止地域：10㎡以下
● 一般基準	【美観上の基準】 - 道路境界線を越えない - 特定商品名のみは不可 - 写真の面積割合は30%以下	【色彩の基準】 - 色彩基準C (→53ページ参照) - 高彩度色：20%以下、2色以下	【気球広告物】 禁止	【屋上広告物】 禁止
● 種類別基準	【壁面広告物（直付け型）】 - 面積：合計が壁面の1/5以下 - 数量：同一壁面に1テナントあたり3以下	【はり札・はり紙】 面積：広告物ごとに はり札0.5㎡以下、はり紙1㎡未満	【壁面広告物（突き出し型）】 禁止	【塀及び垣広告物】 - 高さ：塀又は垣の上端を超えない - 面積：合計が塀及び垣面の1/5以下 - 数量：同一塀及び垣面に1テナントあたり3以下
【広告塔・広告板】 - 高さ：広告塔は6m以下 広告板は5m以下 - 数量：広告塔は1テナントあたり1以下 - 板面は単純な形状 - 自立し、移動可能な広告板 ：全高1.8m以下、全幅1.2m以下 - 第2種禁止地域及び歴史的景観形成重点地区での支柱・枠・盤面の裏等の色彩：5.0YR 2.0/1.5程度	【広告幕】 - 横断幕は繁華街のみ - 面積：第4種禁止地域では、 広告幕の表示面積の合計は12㎡以下 - のぼりは全高2m以下、のぼり間距離10m以上			
【立看板】 - 縦1.8m以下、横0.9m以下 - 脚部の長さ0.5m以下				

■ 許可地域

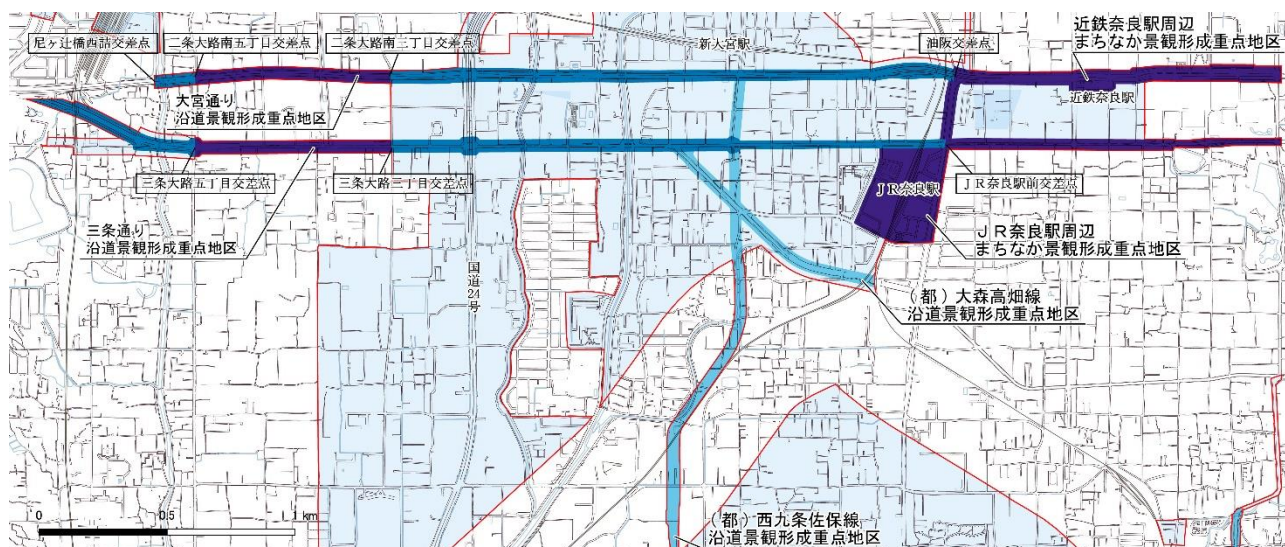
許可地域において、表示・設置にあたって許可が必要となる屋外広告物等は、次ページ以降に示す許可基準に適合する必要があります。

なお、許可申請が適用除外される場合であっても、許可基準に適合するように努めてください。

■ 許可地域の地域区分図



区域A 拡大図



● 第1種特別許可地域

① 一般基準

第1種特別許可地域

項目	基準	解説 No.																																																																																														
美観上の基準	・ 周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること	①－１																																																																																														
	・ 屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること	①－２																																																																																														
	・ 照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと	①－３																																																																																														
	・ 夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと	①－４																																																																																														
	・ 点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと	①－５																																																																																														
	・ 道路境界線を超えて表示又は設置しないこと	①－７																																																																																														
	・ 写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の 30％以下	①－８																																																																																														
	・ 表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに 30％以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）	①－９																																																																																														
	・ 建築物の西面、東面へは、ビルの名称等管理上のもの以外は表示又は設置しないこと（自己用広告物を除く）	①－10																																																																																														
	・ 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと	①－11																																																																																														
	危害防止の基準	・ 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること	①－12																																																																																													
・ 設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること		①－13																																																																																														
・ 信号機又は道路標識の効用を妨げないこと		①－14																																																																																														
・ 一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと		①－15																																																																																														
色彩の基準		・ 次の範囲内の色彩であること	①－16																																																																																													
	<table><tr><td rowspan="11">地色</td><td>色相</td><td></td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>R系</td><td>0.0R以上 10.0R未満</td><td>7.0以下</td><td>6.0以下</td></tr><tr><td>YR系</td><td>0.0YR以上 10.0YR未満</td><td>7.0以下</td><td>6.0以下</td></tr><tr><td>Y系</td><td>0.0Y以上 10.0Y未満</td><td>7.0以下</td><td>4.0以下</td></tr><tr><td>GY系</td><td>0.0GY以上 10.0GY未満</td><td>7.0以下</td><td>2.0以下</td></tr><tr><td>G系</td><td>0.0G以上 10.0G未満</td><td>7.0以下</td><td>2.0以下</td></tr><tr><td>BG系</td><td>0.0BG以上 10.0BG未満</td><td>7.0以下</td><td>2.0以下</td></tr><tr><td>B系</td><td>0.0B以上 10.0B未満</td><td>7.0以下</td><td>2.0以下</td></tr><tr><td>PB系</td><td>0.0PB以上 10.0PB未満</td><td>7.0以下</td><td>2.0以下</td></tr><tr><td>P系</td><td>0.0P以上 10.0P未満</td><td>7.0以下</td><td>2.0以下</td></tr><tr><td>RP系</td><td>0.0RP以上 10.0RP未満</td><td>7.0以下</td><td>2.0以下</td></tr><tr><td colspan="2">N系（無彩色）</td><td>制限なし</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="11">文字色等</td><td>R系</td><td>0.0R以上 10.0R未満</td><td>制限なし</td><td>12.0以下</td></tr><tr><td>YR系</td><td>0.0YR以上 10.0YR未満</td><td>制限なし</td><td>12.0以下</td></tr><tr><td>Y系</td><td>0.0Y以上 10.0Y未満</td><td>制限なし</td><td>8.0以下</td></tr><tr><td>GY系</td><td>0.0GY以上 10.0GY未満</td><td>制限なし</td><td>8.0以下</td></tr><tr><td>G系</td><td>0.0G以上 10.0G未満</td><td>制限なし</td><td>8.0以下</td></tr><tr><td>BG系</td><td>0.0BG以上 10.0BG未満</td><td>制限なし</td><td>8.0以下</td></tr><tr><td>B系</td><td>0.0B以上 10.0B未満</td><td>制限なし</td><td>8.0以下</td></tr><tr><td>PB系</td><td>0.0PB以上 10.0PB未満</td><td>制限なし</td><td>8.0以下</td></tr><tr><td>P系</td><td>0.0P以上 10.0P未満</td><td>制限なし</td><td>8.0以下</td></tr><tr><td>RP系</td><td>0.0RP以上 10.0RP未満</td><td>制限なし</td><td>10.0以下</td></tr><tr><td colspan="2">N系（無彩色）</td><td>制限なし</td><td>－</td></tr></table>	地色		色相		明度	彩度	R系	0.0R以上 10.0R未満	7.0以下	6.0以下	YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	7.0以下	6.0以下	Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	7.0以下	4.0以下	GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	7.0以下	2.0以下	G系	0.0G以上 10.0G未満	7.0以下	2.0以下	BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	7.0以下	2.0以下	B系	0.0B以上 10.0B未満	7.0以下	2.0以下	PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	7.0以下	2.0以下	P系	0.0P以上 10.0P未満	7.0以下	2.0以下	RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	7.0以下	2.0以下	N系（無彩色）		制限なし	－	文字色等	R系	0.0R以上 10.0R未満	制限なし	12.0以下	YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	制限なし	12.0以下	Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	制限なし	8.0以下	GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	制限なし	8.0以下	G系	0.0G以上 10.0G未満	制限なし	8.0以下	BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	制限なし	8.0以下	B系	0.0B以上 10.0B未満	制限なし	8.0以下	PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	制限なし	8.0以下	P系	0.0P以上 10.0P未満	制限なし	8.0以下	RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	制限なし	10.0以下	N系（無彩色）		制限なし	－
	地色			色相		明度	彩度																																																																																									
				R系	0.0R以上 10.0R未満	7.0以下	6.0以下																																																																																									
				YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	7.0以下	6.0以下																																																																																									
				Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	7.0以下	4.0以下																																																																																									
				GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	7.0以下	2.0以下																																																																																									
				G系	0.0G以上 10.0G未満	7.0以下	2.0以下																																																																																									
				BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	7.0以下	2.0以下																																																																																									
				B系	0.0B以上 10.0B未満	7.0以下	2.0以下																																																																																									
				PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	7.0以下	2.0以下																																																																																									
				P系	0.0P以上 10.0P未満	7.0以下	2.0以下																																																																																									
		RP系		0.0RP以上 10.0RP未満	7.0以下	2.0以下																																																																																										
	N系（無彩色）			制限なし	－																																																																																											
	文字色等	R系		0.0R以上 10.0R未満	制限なし	12.0以下																																																																																										
		YR系		0.0YR以上 10.0YR未満	制限なし	12.0以下																																																																																										
		Y系		0.0Y以上 10.0Y未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
		GY系		0.0GY以上 10.0GY未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
		G系		0.0G以上 10.0G未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
		BG系		0.0BG以上 10.0BG未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
		B系		0.0B以上 10.0B未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
		PB系		0.0PB以上 10.0PB未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
		P系		0.0P以上 10.0P未満	制限なし	8.0以下																																																																																										
		RP系		0.0RP以上 10.0RP未満	制限なし	10.0以下																																																																																										
		N系（無彩色）		制限なし	－																																																																																											
	・ 次の（１）及び（２）のいずれにも該当する場合は、（３）に示す高彩度色を使用できる （１） 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の 20％以下 （２） 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに 2 色以下 （３） 高彩度色は、次の範囲の色彩とする 地 色 色相：R, YR 明度：制限なし 彩度：12.0 以下 色相：Y, GY, G, B, PB, P, RP 明度：制限なし 彩度：10.0 以下 色相：BG 明度：制限なし 彩度：9.0 以下 文字色等 色相：R, YR 明度：制限なし 彩度：14.0 以下 色相：Y, RP 明度：制限なし 彩度：12.0 以下 色相：GY, G, BG, B, PB, P 明度：制限なし 彩度：10.0 以下	①－17																																																																																														
	・ 配色調和に配慮すること	①－18																																																																																														
・ 木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること	①－19																																																																																															

② 種類別基準

第1種特別許可地域

種類及び項目		基準	解説 No.	
屋上広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと	②-1-ア	
壁面広告物	面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1／5以下	②-2-ア	
		・壁面広告物ごとの表示面積は、10㎡以下		
	数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下	②-2-イ	
	その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと	②-2-ウ	
		・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと	②-2-エ	
		・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること （1） 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと （2） 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1／20 以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの	②-2-オ	
		・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること		89 ページ
		・パスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること		90 ページ
塀及び垣 広告物		高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと	②-3-ア
	面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1／3 以下	②-3-イ	
		・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、10㎡以下		
	数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3 以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3 以下	②-3-ウ	
	その他	・古い土塀には掲げないこと	②-3-エ	
広告塔・ 広告板	広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6 m以下	②-4-イ
		面積・規模等	・広告塔ごとの表示面積 （1） 自己用広告物 60㎡以下 （2） 自己外広告物 20㎡以下	②-4-ウ
			・広告塔の各面の表示面積 （1） 自己用広告物 20㎡以下 （2） 自己外広告物 10㎡以下	
	広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5 m以下	②-4-オ
		面積・規模等	・広告板ごとの表示面積 （1） 自己用広告物 30㎡以下 （2） 自己外広告物 20㎡以下	②-4-カ
			・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10㎡以下	
	自立し、移動可 能な広告板	・自己用広告物に限る	②-4-キ	
		・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下		
		公共用ベンチ広 告板	・表示場所は、背もたれ部分のみであること	②-4-ク
			・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6／10 以下	
	・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1 以下			
	共通	面積・規模等	・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1 以下、かつ、10m 以下であること（整形・均等配置されたものに限る） ただし、1の敷地に1基の設置は認める	②-4-ケ
			その他	・鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない （1） 自己用広告物 （2） 鉄道の駅構内において表示するもの （3） 市街地において表示するもの
			・信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5 m以内（横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5 m 以内）に、自己外広告物を表示又は設置してはならない	②-4-シ
			・板面は単純な形状であること	②-4-ス
			・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること	89 ページ
			・パスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること	90 ページ

種類及び項目		基準		解説 No.
電柱 広告物	突き出し 広告	高さ	・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上	②-5-イ
		面積・規模等	・縦は1.2m以下、横は0.5m以下	
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下	
		色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
		その他	・同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと	
			・車道に出ないように設置すること	②-5-イ
	巻付け広 告	高さ	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上	②-5-ウ
		面積・規模等	・縦は1.5m以下	
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下	
		色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
		その他	・同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと	
				②-5-エ
アーチ広告物	高さ	高さ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上	②-6-イ
		その他	・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること	②-6-ウ
			・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関係する公共的な広告物であること	
気球広告物	高さ	高さ	・地上からの高さは、45m以下	②-7-イ
		面積・規模等	・気球は、直径3m以下	
			・気球を係留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横は1.5m以下	
	その他	その他	・高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと	②-7-ウ
			・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと	
			・表示面にネットを用いてあること	
			・風速5m以上の時には掲揚しないこと	
			・気球に補助綱があること	
広告幕	共通	面積・規模等	・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに10㎡以下	②-8-ア
		その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること	②-8-イ
	のぼり	面積・規模等	・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること	
		その他	・のぼり相互の間隔は、5m以上	②-8-ウ
立看板	面積・規模等	面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下	②-9
			・脚部の長さは、0.5m以下	
はり りり 紙札	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下	②-10
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない	

● 第2種特別許可地域

① 一般基準

第2種特別許可地域

項目	基準				解説 No.	
美観上の基準	・ 周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること				①－1	
	・ 屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること				①－2	
	・ 照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと				①－3	
	・ 夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと				①－4	
	・ 点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと				①－5	
	・ 道路境界線を超えて表示又は設置しないこと				①－7	
	・ 写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30％以下				①－8	
	・ 表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30％以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）				①－9	
	・ 建築物の西面、東面へは、ビルの名称等管理上のもの以外は表示又は設置しないこと（自己用広告物を除く）				①－10	
	・ 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと				①－11	
	危害防止の基準	・ 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること				①－12
・ 設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること				①－13		
・ 信号機又は道路標識の効用を妨げないこと				①－14		
・ 一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと				①－15		
色彩の基準	・ 次の範囲内の色彩であること				①－16	
	地色	色相		明度		彩度
		R系	0.0R以上 10.0R未満	7.0以下		6.0以下
		YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	7.0以下		6.0以下
		Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	7.0以下		4.0以下
		GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	7.0以下		2.0以下
		G系	0.0G以上 10.0G未満	7.0以下		2.0以下
		BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	7.0以下		2.0以下
		B系	0.0B以上 10.0B未満	7.0以下		2.0以下
		PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	7.0以下		2.0以下
		P系	0.0P以上 10.0P未満	7.0以下		2.0以下
		RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	7.0以下		2.0以下
	N系（無彩色）	制限なし		－		
	文字色等	R系	0.0R以上 10.0R未満	制限なし		12.0以下
		YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	制限なし		12.0以下
		Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	制限なし		8.0以下
		GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	制限なし		8.0以下
		G系	0.0G以上 10.0G未満	制限なし		8.0以下
		BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	制限なし		8.0以下
		B系	0.0B以上 10.0B未満	制限なし		8.0以下
		PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	制限なし	8.0以下	
		P系	0.0P以上 10.0P未満	制限なし	8.0以下	
		RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	制限なし	10.0以下	
	N系（無彩色）	制限なし		－		
	・ 次の（1）及び（2）のいずれにも該当する場合は、（3）に示す高彩度色を使用できる （1） 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の20％以下 （2） 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下 （3） 高彩度色は、次の範囲の色彩とする 地色 色相：R, YR 明度：制限なし 彩度：12.0以下 色相：Y, GY, G, B, PB, P, RP 明度：制限なし 彩度：10.0以下 色相：BG 明度：制限なし 彩度：9.0以下 文字色等 色相：R, YR 明度：制限なし 彩度：14.0以下 色相：Y, RP 明度：制限なし 彩度：12.0以下 色相：GY, G, BG, B, PB, P 明度：制限なし 彩度：10.0以下				①－17	
	・ 配色調和に配慮すること				①－18	
	・ 木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること				①－19	

② 種類別基準

第2種特別許可地域

種類及び項目		基準	解説 No.	
屋上広告物	表示・設置	・表示又は設置しないこと	②-1-ア	
壁面広告物	面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1／5以下	②-2-ア	
		・壁面広告物ごとの表示面積は、20㎡以下		
	数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下	②-2-イ	
	その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと	②-2-ウ	
		・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと	②-2-エ	
		・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること （1） 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと （2） 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1／20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの	②-2-オ	
		・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること		89 ページ
		・パスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること		90 ページ
塀及び垣 広告物		高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと	②-3-ア
	面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1／3以下	②-3-イ	
		・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、20㎡以下		
	数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下	②-3-ウ	
	その他	・古い土塀には掲げないこと	②-3-エ	
広告塔・ 広告板	広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下	②-4-イ
		面積・規模等	・広告塔ごとの表示面積 （1） 自己用広告物 60㎡以下 （2） 自己外広告物 20㎡以下	②-4-ウ
			・広告塔の各面の表示面積 （1） 自己用広告物 20㎡以下 （2） 自己外広告物 10㎡以下	
	広告板	高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5m以下	②-4-オ
		面積・規模等	・広告板ごとの表示面積 （1） 自己用広告物 30㎡以下 （2） 自己外広告物 20㎡以下	②-4-カ
			・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10㎡以下	
	自立し、移動可 能な広告板	・自己用広告物に限る	②-4-キ	
		・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下		
		公共用ベンチ広 告板	・表示場所は、背もたれ部分のみであること	②-4-ク
			・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6／10以下	
	・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下			
	共通	面積・規模等	・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること（整形・均等配置されたものに限る） ただし、1の敷地に1基の設置は認める	②-4-ケ
			その他	・鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない （1） 自己用広告物 （2） 鉄道の駅構内において表示するもの （3） 市街地において表示するもの
			・信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内（横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以内）に、自己外広告物を表示又は設置してはならない	②-4-シ
			・板面は単純な形状であること	②-4-ス
			・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること	89 ページ
			・パスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること	90 ページ

第2種特別許可地域

種類及び項目		基準		解説 No.
電柱 広告物	突き出し 広告	高さ	・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上	②-5-イ
		面積・規模等	・縦は1.2m以下、横は0.5m以下	
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下	
		色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
		その他	・同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと	②-5-エ
			・車道に出ないよう設置すること	②-5-イ
	巻付け 広告	高さ	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上	②-5-ウ
		面積・規模等	・縦は1.5m以下	
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下	
		色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
		その他	・同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと	②-5-エ
アーチ 広告物	高さ	高さ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上	②-6-イ
		その他	・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること	②-6-ウ
			・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関する公共的な広告物であること	
気球 広告物	高さ	高さ	・地上からの高さは、45m以下	②-7-イ
		面積・規模等	・気球は、直径3m以下	
			・気球を係留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横は1.5m以下	
	その他	その他	・高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと	②-7-ウ
			・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと	
			・表示面にネットを用いてあること	
広告 幕	共通	面積・規模等	・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに10㎡以下	②-8-ア
		その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること	②-8-イ
			・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること	
	のぼり	面積・規模等	・のぼりの全高は、2m以下	②-8-ウ
		その他	・のぼり相互の間隔は、5m以上	②-8-エ
立看板	面積・規模等	面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下	②-9
			・脚部の長さは、0.5m以下	
はり り 紙 札	はり札	面積・規模等	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下	②-10
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない	

● 第3種特別許可地域

① 一般基準

第3種特別許可地域

項目	基準				解説 No.	
美観上の基準	・ 周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること				①－１	
	・ 屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること				①－２	
	・ 照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと				①－３	
	・ 夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと				①－４	
	・ 点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと				①－５	
	・ 道路境界線を超えて表示又は設置しないこと				①－７	
	・ 写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の３０％以下				①－８	
	・ 表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに３０％以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）				①－９	
	・ 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと				①－１１	
危害防止の基準	・ 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること				①－１２	
	・ 設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること				①－１３	
	・ 信号機又は道路標識の効用を妨げないこと				①－１４	
	・ 一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと				①－１５	
色彩の基準	・ 次の範囲内の色彩であること				①－１６	
	地色	色相		明度		彩度
		R系	0.0R以上 10.0R未満	7.0以下		8.0以下
		YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	7.0以下		8.0以下
		Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	7.0以下		6.0以下
		GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	7.0以下		4.0以下
		G系	0.0G以上 10.0G未満	7.0以下		4.0以下
		BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	7.0以下		4.0以下
		B系	0.0B以上 10.0B未満	7.0以下		4.0以下
		PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	7.0以下		4.0以下
		P系	0.0P以上 10.0P未満	7.0以下		4.0以下
		RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	7.0以下		6.0以下
		N系（無彩色）		制限なし		－
	文字色等	R系	0.0R以上 10.0R未満	制限なし		12.0以下
		YR系	0.0YR以上 10.0YR未満	制限なし		12.0以下
		Y系	0.0Y以上 10.0Y未満	制限なし		8.0以下
		GY系	0.0GY以上 10.0GY未満	制限なし		8.0以下
		G系	0.0G以上 10.0G未満	制限なし		8.0以下
		BG系	0.0BG以上 10.0BG未満	制限なし		8.0以下
		B系	0.0B以上 10.0B未満	制限なし		8.0以下
		PB系	0.0PB以上 10.0PB未満	制限なし	8.0以下	
		P系	0.0P以上 10.0P未満	制限なし	8.0以下	
		RP系	0.0RP以上 10.0RP未満	制限なし	10.0以下	
	N系（無彩色）		制限なし	－		
	・ 次の（１）及び（２）のいずれにも該当する場合は、（３）に示す高彩度色を使用できる （１） 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の２０％以下 （２） 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに２色以下 （３） 高彩度色は、次の範囲の色彩とする 地色 色相：R, YR 明度：制限なし 彩度：12.0以下 色相：Y, GY, G, B, PB, P, RP 明度：制限なし 彩度：10.0以下 色相：BG 明度：制限なし 彩度：9.0以下 文字色等 色相：R, YR 明度：制限なし 彩度：14.0以下 色相：Y, RP 明度：制限なし 彩度：12.0以下 色相：GY, G, BG, B, PB, P 明度：制限なし 彩度：10.0以下				①－１７	
	・ 配色調和に配慮すること				①－１８	
・ 木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること				①－１９		

② 種類別基準

第3種特別許可地域

種類及び項目		基準	解説 No.	
屋上広告物	高さ	・建築物の高さの1／3以下、かつ2 m以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは15m以下	②－1－イ	
	面積・規模等	・建築物の壁面に対する屋上広告物又はその掲出物件の投影面積 (1) 建築物の高さが12m未満の場合 ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、30 m ² 以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、45 m ² 以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、60 m ² 以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、90 m ² 以下 (2) 建築物の高さが12m以上の場合 ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、40 m ² 以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、60 m ² 以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、80 m ² 以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、120 m ² 以下	②－1－ウ	
	その他	・和風建築物の棟には表示又は設置しないこと	②－1－エ	
	壁面広告物	面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1／3以下 ・壁面広告物ごとの表示面積は、20 m ² 以下	②－2－ア
	数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下	②－2－イ	
	その他	・突き出し形式は、表示又は設置しないこと	②－2－ウ	
		・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと	②－2－エ	
		・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること (1) 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと (2) 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1／20以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの オ 屋上広告物を表示又は設置していないこと	②－2－オ	
		・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること	89 ページ	
		・バスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること	90 ページ	
塀及び垣 広告物	高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと	②－3－ア	
	面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1／3以下 ・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、20 m ² 以下	②－3－イ	
		数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下	②－3－ウ
	その他	・古い土塀には掲げないこと	②－3－エ	
	広告塔・ 広告板	広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さは、6 m以下
面積・規模等			・広告塔ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 60 m ² 以下 (2) 自己外広告物 20 m ² 以下	②－4－ウ
			・広告塔の各面の表示面積 (1) 自己用広告物 20 m ² 以下 (2) 自己外広告物 10 m ² 以下	
広告板		高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5 m以下	②－4－オ
		面積・規模等	・広告板ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 30 m ² 以下 (2) 自己外広告物 20 m ² 以下	②－4－カ
・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10 m ² 以下				
自立し、移動可能な 広告板			・自己用広告物に限る	②－4－キ
			・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下	
公共用ベンチ 広告板			・表示場所は、背もたれ部分のみであること	②－4－ク
			・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6／10 以下	
			・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下	
			・表示面の全面地色は、N9.0 又は 10.0YR 8.0/2.0	

第3種特別許可地域

種類及び項目			基準	解説 No.
広告塔・広告板	共通	面積・規模等	・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること（整形・均等配置されたものに限る） ただし、1の敷地に1基の設置は認める	②-4-ケ
		その他	・鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない （1）自己用広告物 （2）鉄道の駅構内において表示するもの （3）市街地において表示するもの	②-4-サ
			・信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5m以内（横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5m以内）に、自己外広告物を表示又は設置してはならない	②-4-シ
			・板面は単純な形状であること	②-4-ス
			・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること	89 ページ
			・パスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること	90 ページ
電柱広告物	突き出し広告	高さ	・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上	②-5-イ
		面積・規模等	・縦は1.2m以下、横は0.5m以下	
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下	
		色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
		その他	・同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと	
	巻付け広告	高さ	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上	②-5-ウ
		面積・規模等	・縦は1.5m以下	
		数量	・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下	
		色彩	・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	
		その他	・同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと	
アーチ広告物	高さ	高さ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上	②-6-イ
		その他	・アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること	②-6-ウ
			・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関係する公共的な広告物であること	
気球広告物	高さ	高さ	・地上からの高さは、45m以下	②-7-イ
		面積・規模等	・気球は、直径3m以下	
			・気球を係留する綱に架設する広告物等は、縦は15m以下、横は1.5m以下	
	その他	その他	・高さが25mを超える建築物には掲揚しないこと	②-7-ウ
			・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと	
			・表示面にネットを用いてあること	
広告幕	面積・規模等	面積・規模等	・広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに12㎡以下（のぼりの面積を除く）	②-8-ア
		その他	・横断幕は、繁華街においてのみ掲げること	②-8-イ
			・懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること	
立看板	面積・規模等	面積・規模等	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下	②-9
			・脚部の長さは、0.5m以下	
はり紙・紙札	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、0.5㎡以下	②-10
	はり紙	面積・規模等	・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない	

● 一般地域

① 一般基準

一般地域

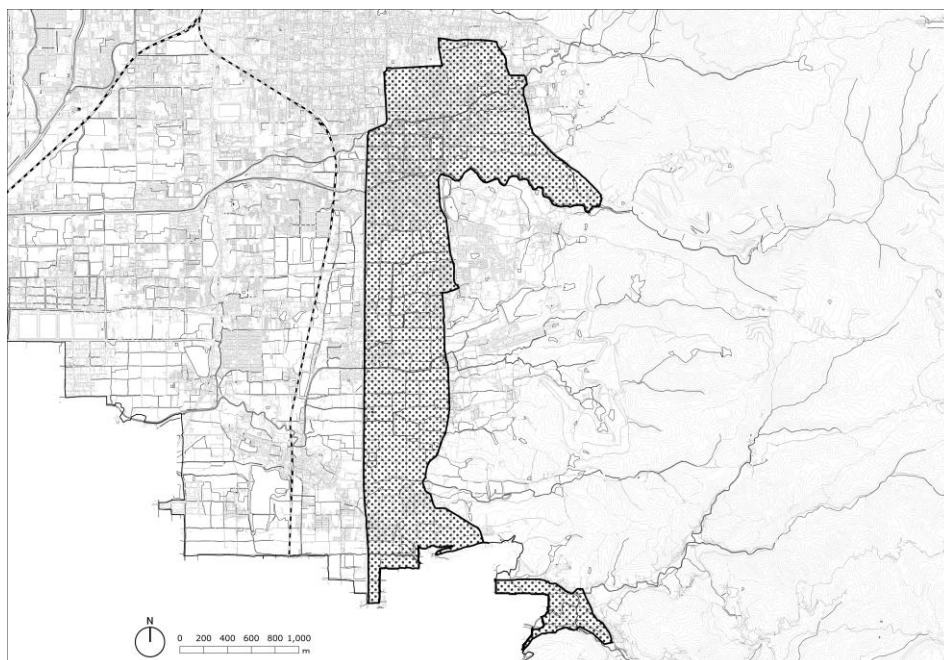
項目	基準	解説 No.																																																																																														
美観上の基準	・ 周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること	①－１																																																																																														
	・ 屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること	①－２																																																																																														
	・ 照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと	①－３																																																																																														
	・ 夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと	①－４																																																																																														
	・ 写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の 50% 以下	①－８																																																																																														
	・ 表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに 30% 以上（のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く）	①－９																																																																																														
	・ 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと	①－11																																																																																														
危害防止の基準	・ 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること	①－12																																																																																														
	・ 設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること	①－13																																																																																														
	・ 信号機又は道路標識の効用を妨げないこと	①－14																																																																																														
	・ 一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと	①－15																																																																																														
色彩の基準	・ 次の範囲内の色彩であること	①－16																																																																																														
	<table><tr><td rowspan="10">地色</td><td>色相</td><td></td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>R 系</td><td>0.0R 以上 10.0R 未満</td><td>制限なし</td><td>10.0 以下</td></tr><tr><td>YR 系</td><td>0.0YR 以上 10.0YR 未満</td><td>制限なし</td><td>10.0 以下</td></tr><tr><td>Y 系</td><td>0.0Y 以上 10.0Y 未満</td><td>制限なし</td><td>8.0 以下</td></tr><tr><td>GY 系</td><td>0.0GY 以上 10.0GY 未満</td><td>制限なし</td><td>8.0 以下</td></tr><tr><td>G 系</td><td>0.0G 以上 10.0G 未満</td><td>制限なし</td><td>8.0 以下</td></tr><tr><td>BG 系</td><td>0.0BG 以上 10.0BG 未満</td><td>制限なし</td><td>7.0 以下</td></tr><tr><td>B 系</td><td>0.0B 以上 10.0B 未満</td><td>制限なし</td><td>8.0 以下</td></tr><tr><td>PB 系</td><td>0.0PB 以上 10.0PB 未満</td><td>制限なし</td><td>8.0 以下</td></tr><tr><td>P 系</td><td>0.0P 以上 10.0P 未満</td><td>制限なし</td><td>8.0 以下</td></tr><tr><td>RP 系</td><td>0.0RP 以上 10.0RP 未満</td><td>制限なし</td><td>8.0 以下</td></tr><tr><td colspan="2">N 系（無彩色）</td><td>制限なし</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="10">文字色等</td><td>R 系</td><td>0.0R 以上 10.0R 未満</td><td>制限なし</td><td>12.0 以下</td></tr><tr><td>YR 系</td><td>0.0YR 以上 10.0YR 未満</td><td>制限なし</td><td>12.0 以下</td></tr><tr><td>Y 系</td><td>0.0Y 以上 10.0Y 未満</td><td>制限なし</td><td>10.0 以下</td></tr><tr><td>GY 系</td><td>0.0GY 以上 10.0GY 未満</td><td>制限なし</td><td>8.0 以下</td></tr><tr><td>G 系</td><td>0.0G 以上 10.0G 未満</td><td>制限なし</td><td>8.0 以下</td></tr><tr><td>BG 系</td><td>0.0BG 以上 10.0BG 未満</td><td>制限なし</td><td>8.0 以下</td></tr><tr><td>B 系</td><td>0.0B 以上 10.0B 未満</td><td>制限なし</td><td>8.0 以下</td></tr><tr><td>PB 系</td><td>0.0PB 以上 10.0PB 未満</td><td>制限なし</td><td>8.0 以下</td></tr><tr><td>P 系</td><td>0.0P 以上 10.0P 未満</td><td>制限なし</td><td>8.0 以下</td></tr><tr><td>RP 系</td><td>0.0RP 以上 10.0RP 未満</td><td>制限なし</td><td>10.0 以下</td></tr><tr><td colspan="2">N 系（無彩色）</td><td>制限なし</td><td>－</td></tr></table>		地色	色相		明度	彩度	R 系	0.0R 以上 10.0R 未満	制限なし	10.0 以下	YR 系	0.0YR 以上 10.0YR 未満	制限なし	10.0 以下	Y 系	0.0Y 以上 10.0Y 未満	制限なし	8.0 以下	GY 系	0.0GY 以上 10.0GY 未満	制限なし	8.0 以下	G 系	0.0G 以上 10.0G 未満	制限なし	8.0 以下	BG 系	0.0BG 以上 10.0BG 未満	制限なし	7.0 以下	B 系	0.0B 以上 10.0B 未満	制限なし	8.0 以下	PB 系	0.0PB 以上 10.0PB 未満	制限なし	8.0 以下	P 系	0.0P 以上 10.0P 未満	制限なし	8.0 以下	RP 系	0.0RP 以上 10.0RP 未満	制限なし	8.0 以下	N 系（無彩色）		制限なし	－	文字色等	R 系	0.0R 以上 10.0R 未満	制限なし	12.0 以下	YR 系	0.0YR 以上 10.0YR 未満	制限なし	12.0 以下	Y 系	0.0Y 以上 10.0Y 未満	制限なし	10.0 以下	GY 系	0.0GY 以上 10.0GY 未満	制限なし	8.0 以下	G 系	0.0G 以上 10.0G 未満	制限なし	8.0 以下	BG 系	0.0BG 以上 10.0BG 未満	制限なし	8.0 以下	B 系	0.0B 以上 10.0B 未満	制限なし	8.0 以下	PB 系	0.0PB 以上 10.0PB 未満	制限なし	8.0 以下	P 系	0.0P 以上 10.0P 未満	制限なし	8.0 以下	RP 系	0.0RP 以上 10.0RP 未満	制限なし	10.0 以下	N 系（無彩色）		制限なし	－
	地色			色相		明度	彩度																																																																																									
				R 系	0.0R 以上 10.0R 未満	制限なし	10.0 以下																																																																																									
				YR 系	0.0YR 以上 10.0YR 未満	制限なし	10.0 以下																																																																																									
				Y 系	0.0Y 以上 10.0Y 未満	制限なし	8.0 以下																																																																																									
				GY 系	0.0GY 以上 10.0GY 未満	制限なし	8.0 以下																																																																																									
				G 系	0.0G 以上 10.0G 未満	制限なし	8.0 以下																																																																																									
				BG 系	0.0BG 以上 10.0BG 未満	制限なし	7.0 以下																																																																																									
				B 系	0.0B 以上 10.0B 未満	制限なし	8.0 以下																																																																																									
				PB 系	0.0PB 以上 10.0PB 未満	制限なし	8.0 以下																																																																																									
			P 系	0.0P 以上 10.0P 未満	制限なし	8.0 以下																																																																																										
	RP 系		0.0RP 以上 10.0RP 未満	制限なし	8.0 以下																																																																																											
	N 系（無彩色）		制限なし	－																																																																																												
	文字色等		R 系	0.0R 以上 10.0R 未満	制限なし	12.0 以下																																																																																										
			YR 系	0.0YR 以上 10.0YR 未満	制限なし	12.0 以下																																																																																										
			Y 系	0.0Y 以上 10.0Y 未満	制限なし	10.0 以下																																																																																										
			GY 系	0.0GY 以上 10.0GY 未満	制限なし	8.0 以下																																																																																										
			G 系	0.0G 以上 10.0G 未満	制限なし	8.0 以下																																																																																										
			BG 系	0.0BG 以上 10.0BG 未満	制限なし	8.0 以下																																																																																										
			B 系	0.0B 以上 10.0B 未満	制限なし	8.0 以下																																																																																										
			PB 系	0.0PB 以上 10.0PB 未満	制限なし	8.0 以下																																																																																										
			P 系	0.0P 以上 10.0P 未満	制限なし	8.0 以下																																																																																										
			RP 系	0.0RP 以上 10.0RP 未満	制限なし	10.0 以下																																																																																										
	N 系（無彩色）		制限なし	－																																																																																												
	・ 次の（１）及び（２）のいずれにも該当する場合は、（３）に示す高彩度色を使用できる （１） 高彩度色の面積の合計は、表示面ごとに表示面積の 30% 以下 （２） 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに 2 色以下 （３） 高彩度色は、次の範囲の色彩とする 地 色 色相：R, YR 明度：制限なし 彩度：12.0 以下 色相：Y, GY, G, B, PB, P, RP 明度：制限なし 彩度：10.0 以下 色相：BG 明度：制限なし 彩度：9.0 以下 文字色等 色相：R, YR 明度：制限なし 彩度：14.0 以下 色相：Y, RP 明度：制限なし 彩度：12.0 以下 色相：GY, G, BG, B, PB, P 明度：制限なし 彩度：10.0 以下		①－17																																																																																													
・ 配色調和に配慮すること	①－18																																																																																															
・ 木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること	①－19																																																																																															

② 種類別基準

一般地域

種類及び項目		基準	解説 No.
屋上広告物	高さ	- 次の区分に応じた基準に適合すること (1) 市長が別に告示で指定する地域又は場所※ 建築物の高さの $1/3$ 以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは 15m 以下 (2) 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域で、市長が別に告示で指定する地域又は場所を除く区域 建築物の高さの $1/2$ 以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは、25m（高度地区における最高限度が 25m 未満の地区は、上端までの高さは当該限度）以下 (3) 上記以外の区域 - ア 建築物の高さが 15m 未満の場合 建築物の高さの $1/2$ 以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは 20m（高度地区における最高限度が 20m 未満の地区は、上端までの高さは当該限度）以下 - イ 建築物の高さが 15m 以上 25m 以下の場合 建築物の高さの $1/2$ 以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは 36m（高度地区における最高限度が 36m 未満の地区は、上端までの高さは当該限度）以下 - ウ 高さが 25m を超える建築物には、表示又は設置しないこと	②-1-イ
	面積・規模等	- 建築物の壁面に対する屋上広告物又はその掲出物件の投影面積 (1) 建築物の高さが 12m 未満の場合 - ア 建築物の壁面の幅が 20m 未満のときは、30 m^2 以下 - イ 建築物の壁面の幅が 20m 以上 50m 未満のときは、45 m^2 以下 - ウ 建築物の壁面の幅が 50m 以上 100m 未満のときは、60 m^2 以下 - エ 建築物の壁面の幅が 100m 以上のときは、90 m^2 以下 (2) 建築物の高さが 12m 以上の場合 - ア 建築物の壁面の幅が 20m 未満のときは、40 m^2 以下 - イ 建築物の壁面の幅が 20m 以上 50m 未満のときは、60 m^2 以下 - ウ 建築物の壁面の幅が 50m 以上 100m 未満のときは、80 m^2 以下 - エ 建築物の壁面の幅が 100m 以上のときは、120 m^2 以下	②-1-ウ
	その他	・和風建築物の棟には表示又は設置しないこと	②-1-エ

※ 市長が別に告示で指定する地域又は場所：下図に示す国道 169 号東側区域のうち、「市街地」（9 ページ参照）の区域



種類及び項目		基準	解説 No.	
壁面広告物	面積・規模等	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の1／3以下（突き出し形式を除く）	②－２－ア	
		・壁面広告物ごとの表示面積は、20 ㎡以下		
	数量	・同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下	②－２－イ	
	その他	・道路面に突き出し、道路を占有するものは、次の区分によること （１） 歩道と車道の区分がある道路 路面から壁面広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、2.5m以上、突き出し幅は、壁面から1m以下 （２） 歩道のない道路 路面から壁面広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上、突き出し幅は、壁面から1m以下	②－２－ウ	
		・建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告は、表示しないこと	②－２－エ	
		・大規模小売店舗に表示又は設置するものは、次のいずれかによること （１） 上記の壁面広告物の基準に該当し、付近の景観を著しく阻害していないこと （２） 次の事項に該当すること ア 突き出し形式は表示又は設置しないこと イ 同一壁面に表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ウ 壁面広告物の表示面積の合計は、同一壁面の立面積の1／20 以下 エ イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものは、薄色の色彩のもので、かつ、点滅しないもの オ 屋上広告物を表示又は設置していないこと	②－２－オ	
		・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること	89 ページ	
		・パスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること	90 ページ	
塀及び垣 広告物	高さ	・高さは、塀及び垣の上端を超えないこと	②－３－ア	
	面積・規模等	・塀及び垣広告物の表示面積の合計は、当該塀及び垣の立面積の1／3以下	②－３－イ	
		・塀及び垣広告物ごとの表示面積は、20 ㎡以下		
	数量	・同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下	②－３－ウ	
	その他	・古い土塀には掲げないこと	②－３－エ	
広告塔・ 広告板	広告塔	高さ	・地上から広告塔の上端までの高さ （１） 自己用広告物 木造は10m以下、鉄骨造は15m以下 （２） 自己外広告物 6m以下	②－４－イ
		面積・規模等	・広告塔ごとの表示面積 （１） 自己用広告物 60 ㎡以下 （２） 自己外広告物 20 ㎡以下 ・広告塔の各面の表示面積 （１） 自己用広告物 20 ㎡以下 （２） 自己外広告物 10 ㎡以下	②－４－ウ
	広告板		高さ	・地上から広告板の上端までの高さは、5 m以下
		面積・規模等	・広告板ごとの表示面積 （１） 自己用広告物 30 ㎡以下 （２） 自己外広告物 20 ㎡以下 ・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10 ㎡以下	②－４－カ
	自立し、移動可能な 広告板		・自己用広告物に限る	②－４－キ
		・広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下		
		公共用ベンチ 広告板	・表示場所は、背もたれ部分のみであること	②－４－ク
			・表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6／10 以下 ・1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1 以下 ・表示面の全面地色は、N9.0 又は 10.0YR 8.0/2.0	
	共通	面積・規模等	・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1 以下、かつ、10m以下であること（整形・均等配置されたものに限る） ただし、1の敷地に1基の設置は認める	②－４－ケ
			その他	・鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない （１） 自己用広告物 （２） 鉄道の駅構内において表示するもの （３） 市街地において表示するもの
		・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）は、別に定める基準によること		89 ページ
		・パスロケーションシステム型広告は、別に定める基準によること		90 ページ

種類及び項目		基準	解説 No.
電柱 広告物	突き出し 広告	高さ	・ 地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上
		面積・規模等	・ 縦は 1.2m以下、横は 0.5m以下
		数量	・ 1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下
		色彩	・ 表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0
		その他	・ 同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと
	巻付け 広告	高さ	・ 地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上
		面積・規模等	・ 縦は 1.5m以下
		数量	・ 1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下
		色彩	・ 表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0
		その他	・ 同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと
アーチ 広告物	高さ	・ 地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上	②-6-イ
	その他	・ アーチの上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること	②-6-ウ
		・ 下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関する公共的な広告物であること	
気球 広告物	高さ	・ 地上からの高さは、45m以下	②-7-イ
	面積・規模等	・ 気球は、直径3m以下	
		・ 気球を係留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横は1.5m以下	
	その他	・ 高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと	②-7-ウ
		・ 掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと	
		・ 表示面にネットを用いてあること	
広告幕	面積・規模等	・ 広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに12㎡以下（のぼりの面積を除く）	②-8-ア
	その他	・ 横断幕は、繁華街においてのみ掲げること	②-8-イ
		・ 懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること	
立看板	面積・規模等	・ 立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下	②-9
		・ 脚部の長さは、0.5m以下	
はり 紙札	はり札	面積・規模等	②-10
	はり紙	面積・規模等	
		・ はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満	
		ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない	

～ 許可地域における規制イメージ ～

※規制イメージを示すものであるため、一部の基準を抜粋して示しています。

第1種特別許可地域

● **一般基準** 【美観上の基準】

- 道路境界線を越えない
- 写真の面積割合は30%以下
- 自己外広告物は建築物の西面・東面はビルの名称等のみ
- 点滅式照明や可動式照明（警告用除く）は不可
- 余白の面積割合は30%以上
- など

● **種類別基準** 【気球広告物】

- 高さ：地上から45m以下
- 縦15m以下、横1.5m以下
- 気球は直径3m以下
- 高さ25m超の建築物は禁止

【壁面広告物（直付け型）】

- 面積：合計が壁面の1/5以下
広告物ごとに10㎡以下
- 数量：同一壁面に1テナントあたり3以下
（自己外広告物がある場合は、
同一壁面に合計3以下）

【広告塔・広告板】

- 高さ：広告塔は6m以下
広告板は5m以下
- 面積：

		広告物ごと	表示面ごと
広告塔	自己用	60㎡以下	20㎡以下
	自己外	20㎡以下	10㎡以下
広告板	自己用	30㎡以下	—
	自己外	20㎡以下	10㎡以下

- 自己外広告塔・広告板の合計幅は
間口幅の1/3以下、かつ10m以下
- 板面は単純な形状
- 自立し、移動可能な広告板：全高1.8m以下、全幅1.2m以下
- 自己外広告物は、信号機のある交差点5m以内は禁止

【立看板】

- 縦1.8m以下、横0.9m以下
- 脚部の長さ0.5m以下

【屋上広告物】 禁止

【壁面広告物（突き出し型）】 禁止

【はり札・はり紙】

- 面積：広告物ごとに
はり札0.5㎡以下、はり紙1㎡未満

【塀及び垣広告物】

- 高さ：塀及び垣の上端を超えない
- 面積：合計が塀及び垣面の1/3以下
広告物ごとに10㎡以下
- 数量：同一塀及び垣面に
1テナントあたり3以下
（自己外広告物がある場合は、
同一塀及び垣面に合計3以下）

【広告幕】

- 横断幕は繁華街のみ
- 面積：1テナントあたり合計10㎡以下
- のぼりは全高2m以下、のぼり間距離5m以上

第2種特別許可地域

● **一般基準** 【美観上の基準】

- 道路境界線を越えない
- 写真の面積割合は30%以下
- 自己外広告物は建築物の西面・東面はビルの名称等のみ
- 点滅式照明や可動式照明（警告用除く）は不可
- 余白の面積割合は30%以上
- など

● **種類別基準** 【気球広告物】

- 高さ：地上から45m以下
- 縦15m以下、横1.5m以下
- 気球は直径3m以下
- 高さ25m超の建築物は禁止

【壁面広告物（直付け型）】

- 面積：合計が壁面の1/5以下
広告物ごとに20㎡以下
- 数量：同一壁面に1テナントあたり3以下
（自己外広告物がある場合は、
同一壁面に合計3以下）

【広告塔・広告板】

- 高さ：広告塔は6m以下
広告板は5m以下
- 面積：

		広告物ごと	表示面ごと
広告塔	自己用	60㎡以下	20㎡以下
	自己外	20㎡以下	10㎡以下
広告板	自己用	30㎡以下	—
	自己外	20㎡以下	10㎡以下

- 自己外広告塔・広告板の合計幅は
間口幅の1/3以下、かつ10m以下
- 板面は単純な形状
- 自立し、移動可能な広告板：全高1.8m以下、全幅1.2m以下
- 自己外広告物は、信号機のある交差点5m以内は禁止

【立看板】

- 縦1.8m以下、横0.9m以下
- 脚部の長さ0.5m以下

【屋上広告物】 禁止

【壁面広告物（突き出し型）】 禁止

【はり札・はり紙】

- 面積：広告物ごとに
はり札0.5㎡以下、はり紙1㎡未満

【塀及び垣広告物】

- 高さ：塀及び垣の上端を超えない
- 面積：合計が塀及び垣面の1/3以下
広告物ごとに20㎡以下
- 数量：同一塀及び垣面に
1テナントあたり3以下
（自己外広告物がある場合は、
同一塀及び垣面に合計3以下）

【広告幕】

- 横断幕は繁華街のみ
- 面積：1テナントあたり合計10㎡以下
- のぼりは全高2m以下、のぼり間距離5m以上

※規制イメージを示すものであるため、一部の基準を抜粋して示しています。

第3種特別許可地域

● 一般基準 【美観上の基準】

- ・道路境界線を越えない
- ・写真の面積割合は30%以下
- ・点滅式照明や可動式照明（警告用除く）は不可
- ・余白の面積割合は30%以上 など

【色彩の基準】

- ・色彩基準C（→53ページ参照）
- ・高彩度色：20%以下、2色以下

● 種類別基準 【気球広告物】

- ・高さ：地上から45m以下
- ・縦15m以下、横1.5m以下
- ・気球は直径3m以下
- ・高さ25m超の建築物は禁止

【屋上広告物】

- ・高さ：建築物の高さの1/3以下2m以下
- ・面積：建築物の高さ・幅に応じて30㎡～120㎡以下で設定
- ・和風建築物の棟は禁止
- ・ペンキ等での直接の表示は禁止

【壁面広告物（突き出し型）】

禁止

【壁面広告物（直付け型）】

- ・面積：合計が壁面の1/3以下
- ・数量：同一壁面に1テナントあたり3以下（自己外広告物がある場合は、同一壁面に合計3以下）

【広告塔・広告板】

- ・高さ：広告塔は6m以下
- ・面積：広告板は5m以下

		広告物ごと	表示面ごと
広告塔	自己用	60㎡以下	20㎡以下
広告塔	自己外	20㎡以下	10㎡以下
広告板	自己用	30㎡以下	—
広告板	自己外	20㎡以下	10㎡以下

- ・自己外広告塔・広告板の合計幅は間口幅の1/3以下、かつ10m以下
- ・板面は単純な形状
- ・自立し、移動可能な広告板：全高1.8m以下、全幅1.2m以下
- ・自己外広告物は、信号機のある交差点5m以内は禁止

【立看板】

- ・縦1.8m以下、横0.9m以下
- ・脚部の長さ0.5m以下

【広告幕】

- ・横断幕は繁華街のみ
- ・面積：1テナントあたり合計12㎡以下（のぼりを除く）
- ・のぼりの大きさ・数量等：制限なし

【はり札・はり紙】

- ・面積：広告物ごとに
- ・はり札0.5㎡以下、はり紙1㎡未満

【塀及び垣広告物】

- ・高さ：塀及び垣の上端を超えない
- ・面積：合計が塀及び垣面の1/3以下
- ・数量：同一塀及び垣面に1テナントあたり3以下（自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面に合計3以下）

一般地域

● 一般基準 【美観上の基準】

- ・写真の面積割合は50%以下
- ・余白の面積割合は30%以上 など

【色彩の基準】

- ・色彩基準D（→53ページ参照）
- ・高彩度色：30%以下、2色以下

● 種類別基準 【気球広告物】

- ・高さ：地上から45m以下
- ・縦15m以下、横1.5m以下
- ・気球は直径3m以下
- ・高さ25m超の建築物は禁止

【屋上広告物】

- ・高さ：用途地域等に応じて設定
- ・面積：建築物の高さ・幅に応じて30㎡～120㎡以下で設定
- ・和風建築物の棟は禁止
- ・ペンキ等での直接の表示は禁止

【壁面広告物（突き出し型）】

- ・歩道のある道路
- ・下端までの高さ：2.5m以上
- ・突き出し幅：1m以下
- ・歩道のない道路
- ・下端までの高さ：4.5m以上
- ・突き出し幅：1m以下

【壁面広告物（直付け型）】

- ・面積：合計が壁面の1/3以下（突き出し型を除く）
- ・数量：同一壁面に1テナントあたり3以下（自己外広告物がある場合は、同一壁面に合計3以下）

【広告塔・広告板】

- ・高さ：広告塔は自己用木造10m以下
- ・鉄骨造15m以下
- ・自己外6m以下
- ・面積：広告板は5m以下

		広告物ごと	表示面ごと
広告塔	自己用	60㎡以下	20㎡以下
広告塔	自己外	20㎡以下	10㎡以下
広告板	自己用	30㎡以下	—
広告板	自己外	20㎡以下	10㎡以下

- ・自己外広告塔・広告板の合計幅は間口幅の1/3以下、かつ10m以下
- ・自立し、移動可能な広告板：全高1.8m以下、全幅1.2m以下

【立看板】

- ・縦1.8m以下、横0.9m以下
- ・脚部の長さ0.5m以下

【広告幕】

- ・横断幕は繁華街のみ
- ・面積：1テナントあたり合計12㎡以下（のぼりを除く）
- ・のぼりの大きさ・数量等：制限なし

【はり札・はり紙】

- ・面積：広告物ごとに
- ・はり札0.5㎡以下、はり紙1㎡未満

【塀及び垣広告物】

- ・高さ：塀及び垣の上端を超えない
- ・面積：合計が塀及び垣面の1/3以下
- ・数量：同一塀及び垣面に1テナントあたり3以下（自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面に合計3以下）

3-2 許可基準の解説

ここでは、許可基準の各項目について解説します。

それぞれの基準の右側には、対象となる地域を次の略号で示しています。

地域		略号
禁止地域	第1種禁止地域	1種
	第2種禁止地域	2種
	第3種禁止地域	3種
	第4種禁止地域	4種
許可地域	第1種特別許可地域	1特
	第2種特別許可地域	2特
	第3種特別許可地域	3特
	一般地域	一般

(1) 一般基準

● 美観上の基準

①-1	・周辺環境に調和した形態、意匠、色彩とすること	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

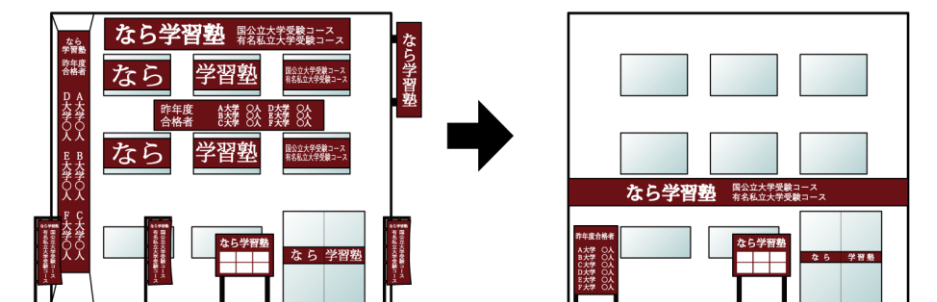
- 和風の建築物には木製や暖簾を使用したり、字体を工夫したりするなど、周囲の雰囲気になじむ形態、意匠、色彩としてください。

【事例】



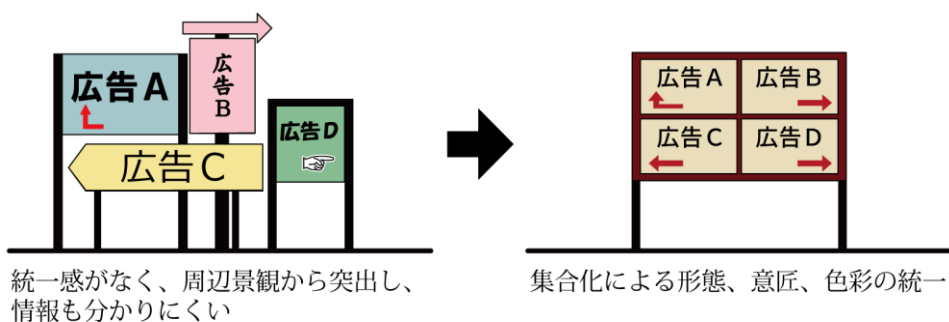
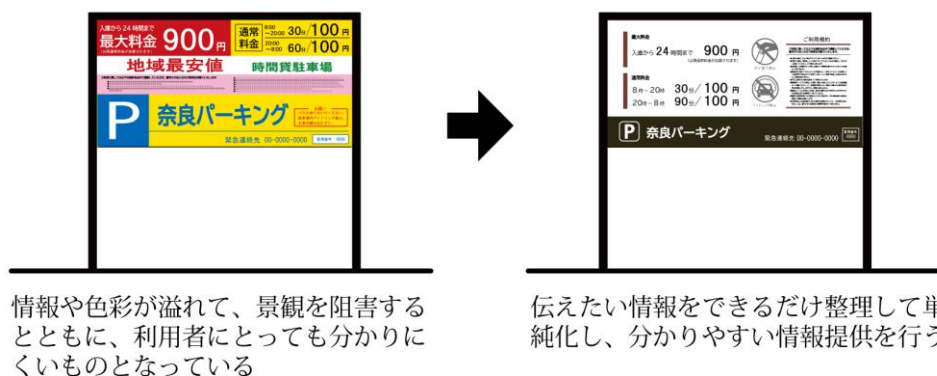
町家に馴染み、歴史と伝統を感じられる木製の屋外広告物（上三条町）

- 引き算のデザイン（同じ情報の反復は避ける、情報を整理してメリハリのある表示内容とするなど）と、形態、意匠、色彩の統一により、周辺景観のなかでの突出感を抑え、すっきりした印象でわかりやすい屋外広告物にしてください。



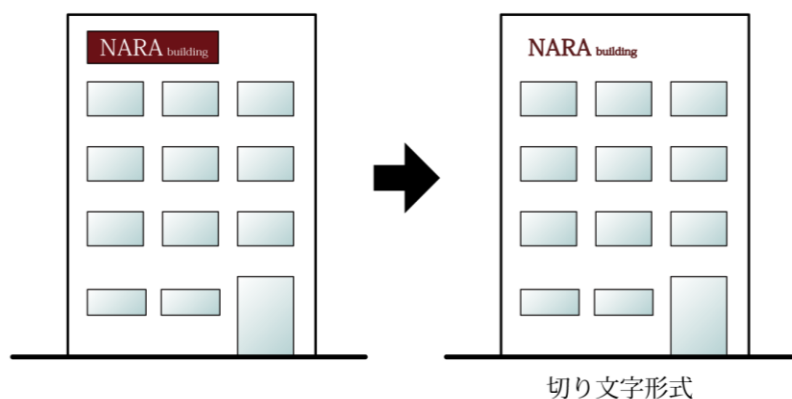
様々な種類の屋外広告物に、同じ情報を反復して表示し、情報が氾濫するとともに景観を阻害する要因となる

情報を整理して同じ情報の反復を避けることで、景観の秩序を保つ



①－２	・屋外広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくし、切り文字形式とする等により、建築物と一体化を図ること	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 切り文字形式とは、表示面板がなく、文字のみで構成された広告物をさします。チャンネル文字、箱文字とも呼ばれます。

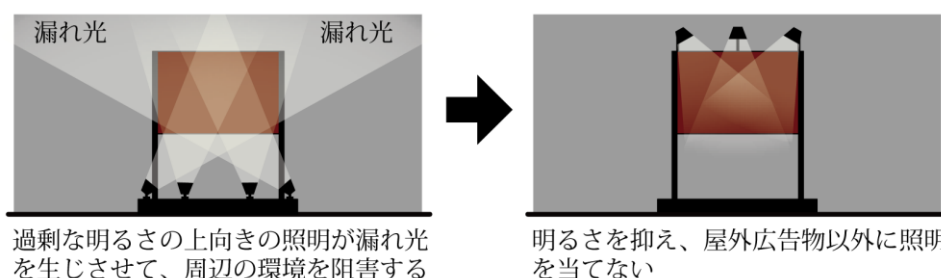


①－３	・照明設備を設置する場合は、周辺環境に配慮し、過剰な照明は設置しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 屋外広告物に照明設備を設置する場合は、

- ・漏れ光を抑えるよう配慮して屋外広告物以外に照明を当てない
- ・輝度（発光面の輝き）や照度（照射面の明るさ）などを抑えて過剰な明るさとならないようにする
- ・開店時間外は照明を控える

などにより、周辺環境や夜間景観の形成に配慮してください。



※ 漏れ光：照明機器から照射される光で、その目的とする照明対象範囲外に照射されるもの。人の活動や夜空の明るさ、生態系などへの悪影響を及ぼします。

①－４	・夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものにあつては、点滅速度は緩やかなものとし、サーチライトは使用しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

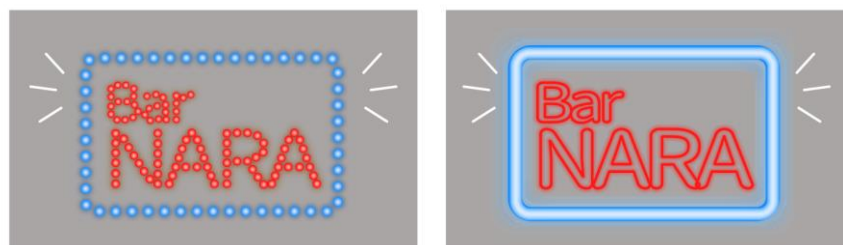
□ 「イルミネーション」、「ネオンサイン」、「サーチライト」は、それぞれ次のように定義します。

- ・イルミネーション：たくさんの電灯又はガス灯などを用いて表示するもの
- ・ネオンサイン：希ガス類元素（元素記号 Ne）を放電管に封じ、電流を通して輝かせるもの
- ・サーチライト：夜間に遠方まで照らし出すようにした照明装置

□ ストロボ発光型のは、公衆に対する危害防止の観点から、道路の上空を占有する形での設置は認めていません。

□ イルミネーション、ネオンサインなどの点滅（移動）速度は、１秒間に１点滅（移動）以下にしてください。

点滅速度は１秒間に１点滅以下

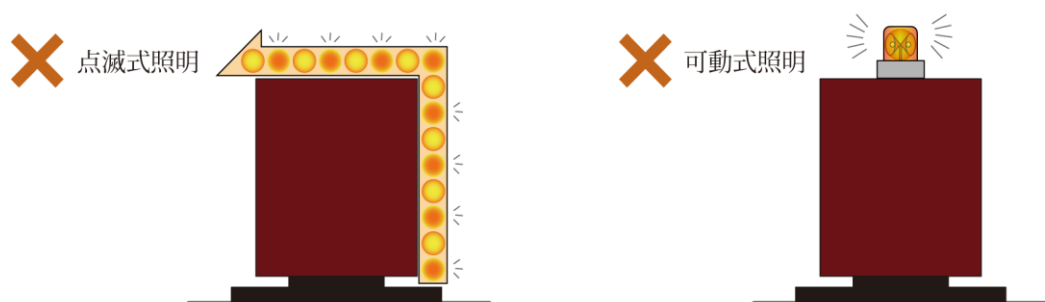


□ 刺激的で強い光を放つなど景観に支障をきたすため、サーチライトは市内全域で禁止しています。



①－５	・点滅式照明や可動式照明（警告用を除く）は設置しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 点滅式照明や可動式照明（回転灯等、照射する光が動くもの）は、刺激的で強い光を放つなどにより、良好な景観を阻害するおそれがあるため、一般地域を除く区域では屋外広告物への使用を禁止しています。



①－６	・特定商品名のみを表示するものでないこと 特定商品名を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の1／3以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

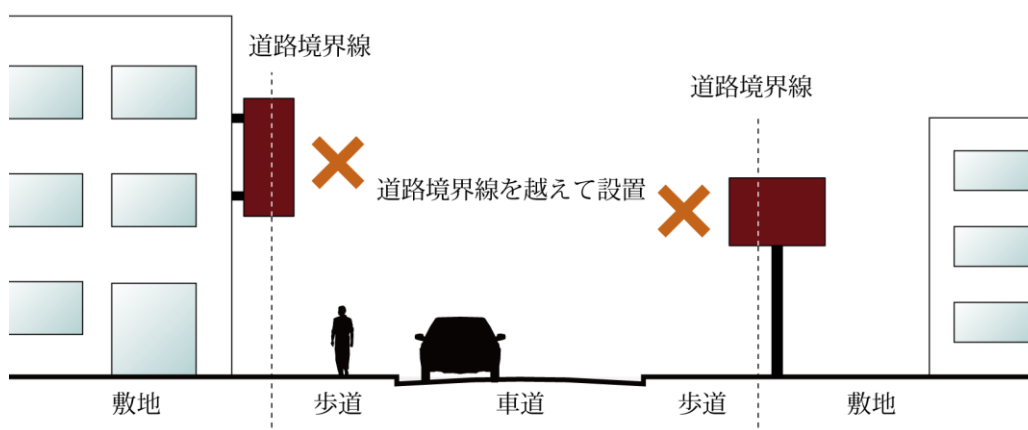
- 「特定商品名」とは、〇〇コーラ、〇〇ガム等、特定の商品を表す名称をさします。商品を紹介する文言や写真などとともに表示する場合であっても、その他の広告内容を含まない場合は「特定商品名のみ」とみなします。

自己の取り扱う商品であっても、特定商品名のみを表示する屋外広告物は自己外広告物とみなし、禁止地域では表示・設置を禁止しています。

①－７	・道路境界線を越えて表示・設置しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 突き出し形式の壁面広告物や広告塔・広告板などは、沿道景観の阻害要因となるため、道路境界線を越えて道路上空に突出することを禁止します。

※ 一般地域において、道路境界線を越えて表示・設置する場合は、道路占用許可などの手続きが必要となります。



①－8	・写真等は使用しないこと	1種	2種	3種	4種
	・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の30%以下	1特	2特	3特	一般
	・写真等を表示する場合は、その面積は、表示面ごとに表示面積の50%以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 写真等とは、写真や細かなイラストなどをさします。

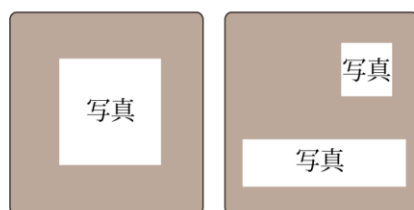
□ 写真等は、建築物のデザインや景観への影響が大きいため、第1種禁止地域では使用を禁止しています。また、その他の地域においても、できるだけ広告物への使用は避けてください。やむを得ず、写真等を表示する場合は、地域ごとの表示する面積割合の基準を守るとともに、周囲の町並み景観との調和に配慮してください。

□ 立看板、はり札、はり紙については、適用しません。

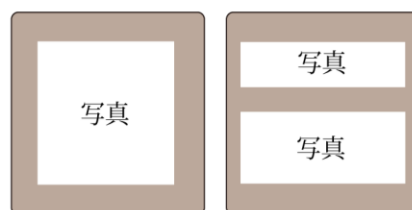
【禁止地域のうち、
第2種・第3種・第4種禁止地域】
【許可地域のうち、
第1種・第2種・第3種特別許可地域】

【一般地域】

・写真等の面積割合：30%



・写真等の面積割合：50%



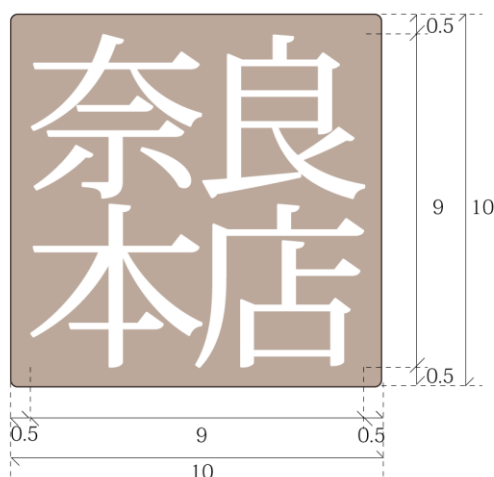
※複数の写真を使用する場合は、合計面積が制限割合以下である必要があります。

①－9	・表示面積に対する余白の面積割合は、表示面ごとに30%以上 (のぼり、立看板、はり札、はり紙を除く)	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

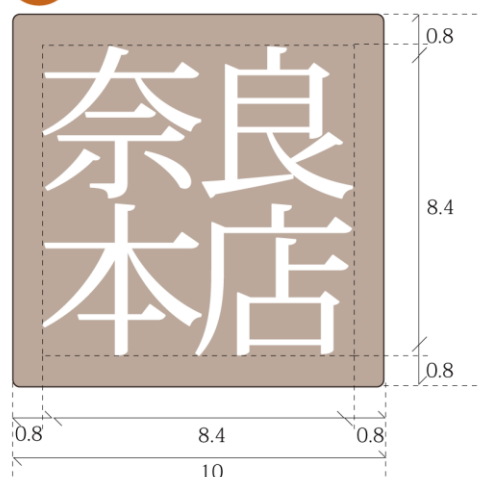
□ 「余白」とは、屋外広告物の表示面における文字やロゴマーク等を表示しない部分をさします。余白の面積は、表示面全体の面積の30%以上とすることを基準としています。

ただし、余白を確保することが困難な広告物(のぼり、立看板、はり札、はり紙等)には適用しません。

✕ ・余白の面積割合：約20%

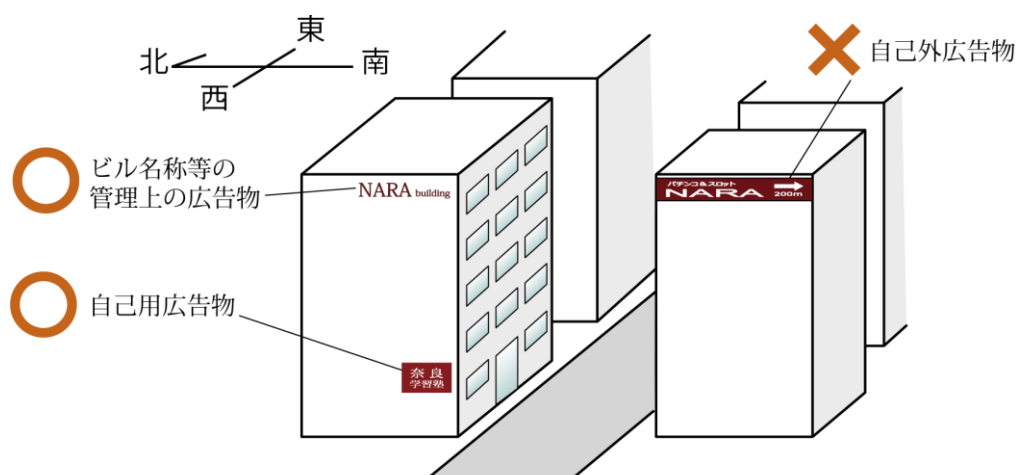


○ ・余白の面積割合：約30%



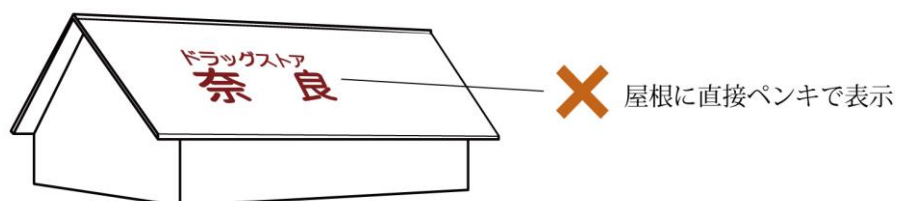
①-10	・建築物の西面、東面へは、ビルの名称等管理上のもの以外は表示又は設置しない（自己用広告物を除く）	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 奈良盆地の東側に位置する若草山・春日山等の山並みに向かってのびる大宮通り（近鉄奈良駅前を含む）、三条通りの景観、また、東西に出口を配するＪＲ奈良駅前の景観は、奈良への導入路・玄関口として特に重要な景観であることから、良好な広告景観の形成を図るために、建築物の西面・東面への自己外広告物の表示・設置を禁止しています。



①-11	・屋根には直接ペンキ等で表示しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 屋根面に対して、直接ペンキなどの塗料やシール貼りなどで広告内容を表示することは、禁止しています。



● 危害防止の基準

①-12	・ 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 当該屋外広告物に使用する材料及び構造の耐久性を設計図（構造図）により判断します。
この場合の安全性のレベルは、直ちに公衆に危害を及ぼすことがないことを確認できる程度のものとします。

①-13	・ 設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置すること	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 当該屋外広告物の設置の方法、又は建築物等へ取り付けの場合は、取付の方法が安全かどうかを構造図、取付断面図等で確認します。
この場合の安全性のレベルは、直ちに公衆に危害がおよぶことがないことを確認できる程度のものとします。

①-14	・ 信号機又は道路標識の効用を妨げないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 広告物が民地に設置されていても、それが存することによって信号機や道路標識が見えにくくなり、道路交通上支障を及ぼす恐れがある場合は、一定の配慮（後退させるなど）が必要です。
道路交通上支障を及ぼす恐れがあると思われるものについては、当該道路の管理者、管轄の警察署と協議の上判断するものとします。

①-15	・ 一般交通の用に供する道路上に表示又は設置しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 「一般交通の用に供する道路上」とは、国または地方公共団体が管理している道路（公道）上を指し、当該道路上には設置してはならないということです（ただし、道路上の電柱、街灯柱に添加する屋外広告物は除きます）。
なお、道路上及び道路の上空を占用する場合であって、当該道路管理者が占用許可したときは、支障がないものとします。

● 色彩の基準

①－16			・ 次の範囲内の色彩であること							
地域			1 種		1 特 2 特		2 種 3 種 4 種 3 特		一般	
基準区分			色彩基準 A		色彩基準 B		色彩基準 C		色彩基準 D	
	色相		明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
地色	R 系	0.0R 以上 5.0R 未満	×	×	7.0 以下	6.0 以下	7.0 以下	8.0 以下	制限なし	10.0 以下
		5.0R 以上 10.0R 未満	7.0 以下 5.0 超	1.0 以下						
			5.0 以下 2.0 以上	2.0 以下						
	YR 系	0.0YR 以上 5.0YR 未満	7.0 以下 5.0 超	2.0 以下	7.0 以下	6.0 以下	7.0 以下	8.0 以下	制限なし	10.0 以下
		5.0YR 以上 10.0YR 未満	5.0 以下 2.0 以上	4.0 以下						
			7.0 以下 5.0 超	3.0 以下						
	Y 系	0.0Y 以上 5.0Y 未満	7.0 以下 5.0 超	2.0 以下	7.0 以下	4.0 以下	7.0 以下	6.0 以下	制限なし	8.0 以下
		5.0Y 以上 10.0Y 未満	5.0 以下 2.0 以上	3.0 以下						
			×	×						
	GY 系	0.0GY 以上 10.0GY 未満	×	×	7.0 以下	2.0 以下	7.0 以下	4.0 以下	制限なし	8.0 以下
	G 系	0.0G 以上 10.0G 未満	×	×	7.0 以下	2.0 以下	7.0 以下	4.0 以下	制限なし	8.0 以下
	BG 系	0.0BG 以上 10.0BG 未満	×	×	7.0 以下	2.0 以下	7.0 以下	4.0 以下	制限なし	7.0 以下
	B 系	0.0B 以上 10.0B 未満	×	×	7.0 以下	2.0 以下	7.0 以下	4.0 以下	制限なし	8.0 以下
	PB 系	0.0PB 以上 10.0PB 未満	×	×	7.0 以下	2.0 以下	7.0 以下	4.0 以下	制限なし	8.0 以下
P 系	0.0P 以上 10.0P 未満	×	×	7.0 以下	2.0 以下	7.0 以下	4.0 以下	制限なし	8.0 以下	
RP 系	0.0RP 以上 10.0RP 未満	×	×	7.0 以下	2.0 以下	7.0 以下	6.0 以下	制限なし	8.0 以下	
N 系（無彩色）			2.0 以上 7.0 以下	－	制限なし	－	制限なし	－	制限なし	－
文字色等	R 系	0.0R 以上 10.0R 未満	制限なし	10.0 以下	制限なし	12.0 以下	制限なし	12.0 以下	制限なし	12.0 以下
	YR 系	0.0YR 以上 10.0YR 未満	制限なし	10.0 以下	制限なし	12.0 以下	制限なし	12.0 以下	制限なし	12.0 以下
	Y 系	0.0Y 以上 10.0Y 未満	制限なし	8.0 以下	制限なし	8.0 以下	制限なし	8.0 以下	制限なし	10.0 以下
	GY 系	0.0GY 以上 10.0GY 未満	制限なし	6.0 以下	制限なし	8.0 以下	制限なし	8.0 以下	制限なし	8.0 以下
	G 系	0.0G 以上 10.0G 未満	制限なし	6.0 以下	制限なし	8.0 以下	制限なし	8.0 以下	制限なし	8.0 以下
	BG 系	0.0BG 以上 10.0BG 未満	制限なし	6.0 以下	制限なし	8.0 以下	制限なし	8.0 以下	制限なし	8.0 以下
	B 系	0.0B 以上 10.0B 未満	制限なし	6.0 以下	制限なし	8.0 以下	制限なし	8.0 以下	制限なし	8.0 以下
	PB 系	0.0PB 以上 10.0PB 未満	制限なし	6.0 以下	制限なし	8.0 以下	制限なし	8.0 以下	制限なし	8.0 以下
	P 系	0.0P 以上 10.0P 未満	制限なし	6.0 以下	制限なし	8.0 以下	制限なし	8.0 以下	制限なし	8.0 以下
	RP 系	0.0RP 以上 10.0RP 未満	制限なし	8.0 以下	制限なし	10.0 以下	制限なし	10.0 以下	制限なし	10.0 以下
	N 系（無彩色）			制限なし	－	制限なし	－	制限なし	－	制限なし

□ 立看板、はり札、はり紙については、色彩基準を適用しません。

□ 注意喚起など安全上必要な表示については、色彩基準を適用しません。

屋外広告物等の色彩基準

色彩基準A

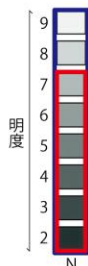
第1種禁止地域

地色

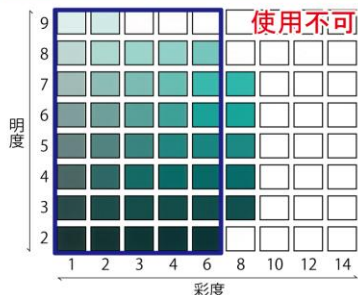
文字色等

※高彩度色は
使用不可

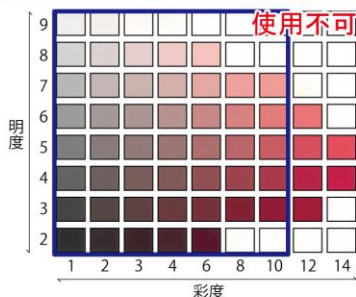
N(無彩色)



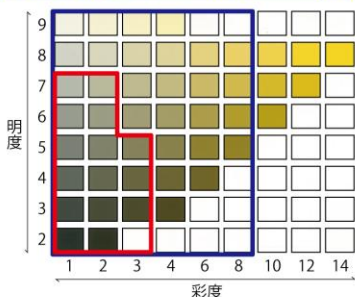
BG(青緑)系【0.0BG~9.9BG】



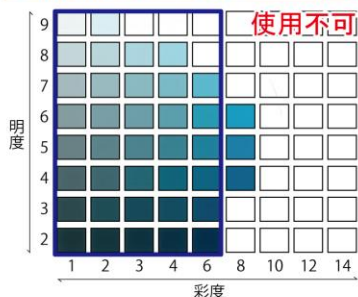
R(赤)系【0.0R~4.9R】



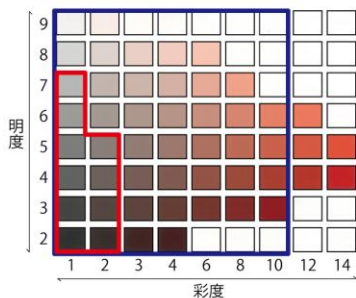
Y(黄)系【0.0Y~4.9Y】



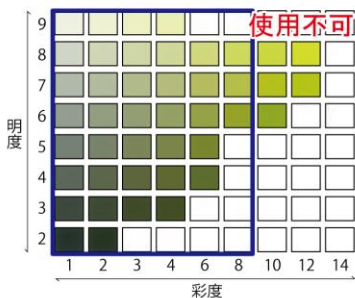
B(青)系【0.0B~9.9B】



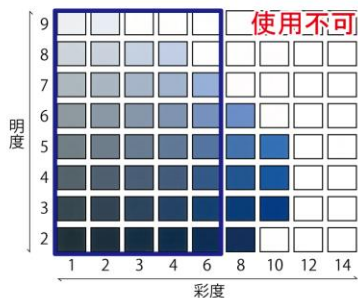
R(赤)系【5.0R~9.9R】



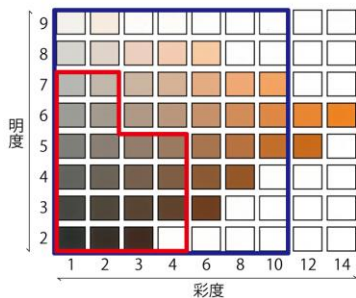
Y(黄)系【5.0Y~9.9Y】



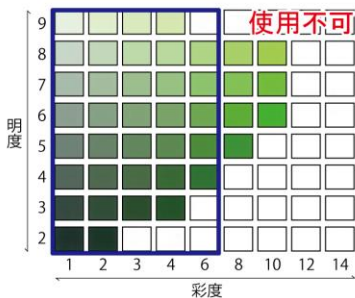
PB(青紫)系【0.0PB~9.9PB】



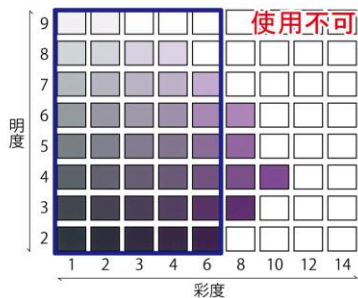
YR(黄赤)系【0.0YR~4.9YR】



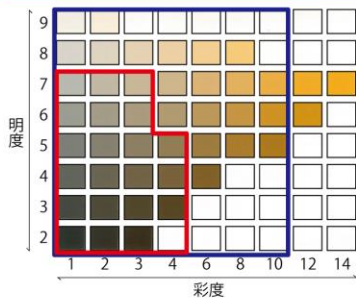
GY(黄緑)系【0.0GY~9.9GY】



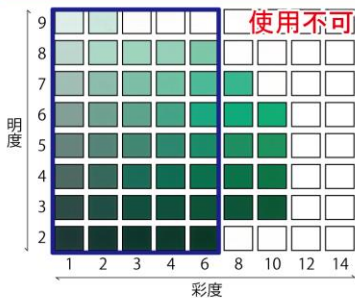
P(紫)系【0.0P~9.9P】



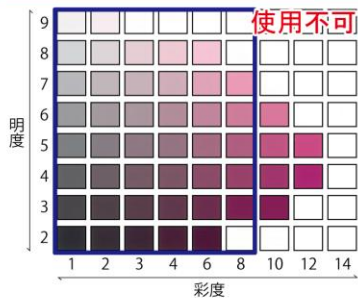
YR(黄赤)系【5.0YR~9.9YR】



G(緑)系【0.0G~9.9G】



RP(赤紫)系【0.0RP~9.9RP】



屋外広告物等の色彩基準

色彩基準B

第1種特別許可地域

第2種特別許可地域



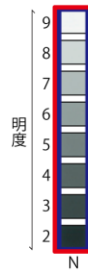
地色



文字色等

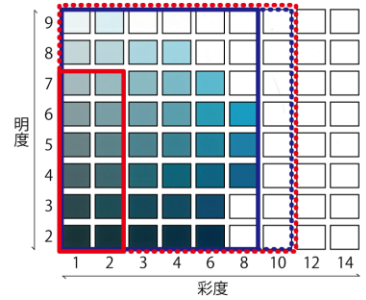
※破線は高彩度色

N(無彩色)



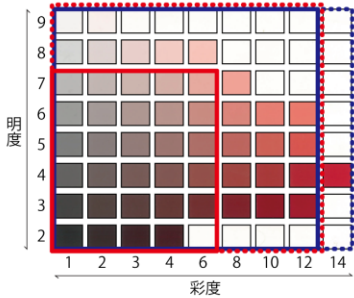
B(青)系【0.0B~9.9B】

色相本
5.0B



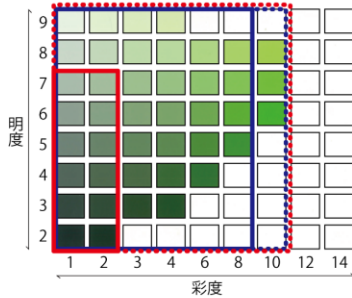
R(赤)系【0.0R~9.9R】

色相本
5.0R



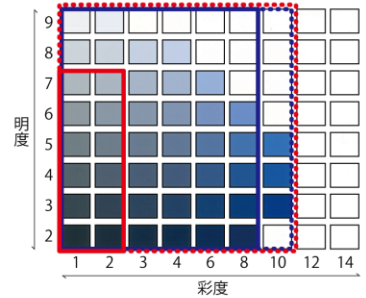
GY(黄緑)系【0.0GY~9.9GY】

色相本
5.0GY



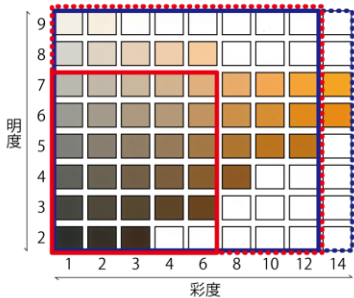
PB(青紫)系【0.0PB~9.9PB】

色相本
5.0PB



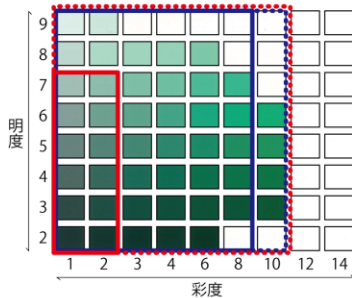
YR(黄赤)系【0.0YR~9.9YR】

色相本
5.0YR



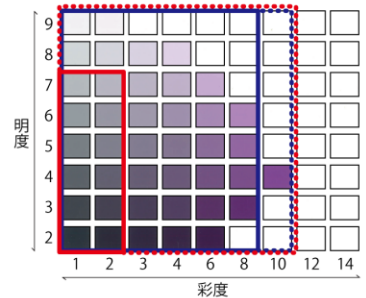
G(緑)系【0.0G~9.9G】

色相本
5.0G



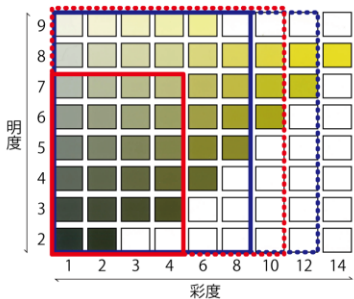
P(紫)系【0.0P~9.9P】

色相本
5.0P



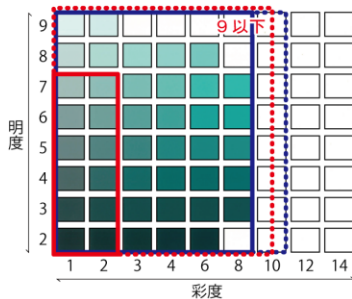
Y(黄)系【0.0Y~9.9Y】

色相本
5.0Y



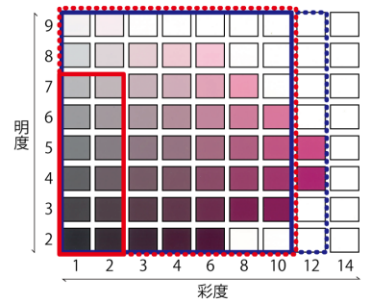
BG(青緑)系【0.0BG~9.9BG】

色相本
5.0BG



RP(赤紫)系【0.0RP~9.9RP】

色相本
5.0RP



屋外広告物等の色彩基準

色彩基準C

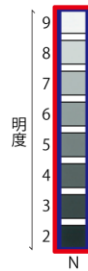
第2種禁止地域 第3種禁止地域
第4種禁止地域 第3種特別許可地域

色地

文字色等

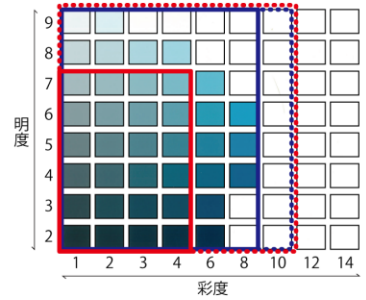
※破線は高彩度色

N(無彩色)



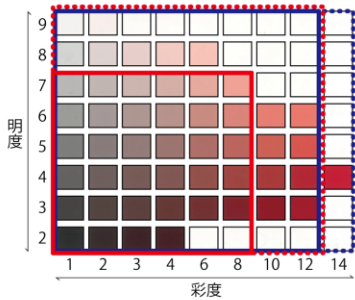
B(青)系【0.0B~9.9B】

色相本
5.0B



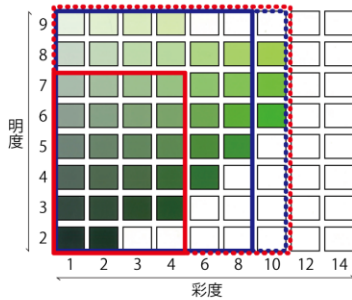
R(赤)系【0.0R~9.9R】

色相本
5.0R



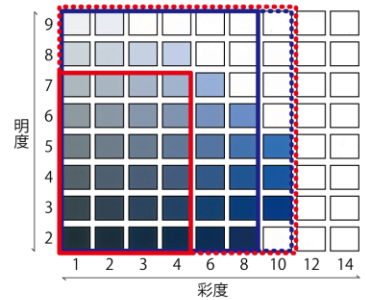
GY(黄緑)系【0.0GY~9.9GY】

色相本
5.0GY



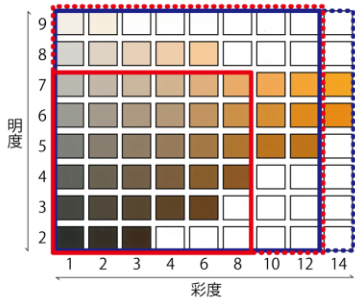
PB(青紫)系【0.0PB~9.9PB】

色相本
5.0PB



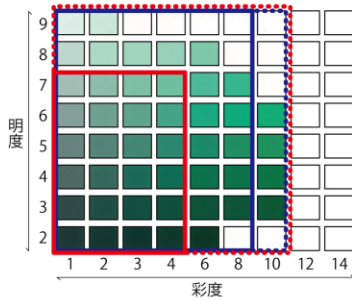
YR(黄赤)系【0.0YR~9.9YR】

色相本
5.0YR



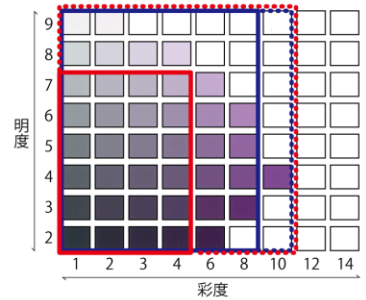
G(緑)系【0.0G~9.9G】

色相本
5.0G



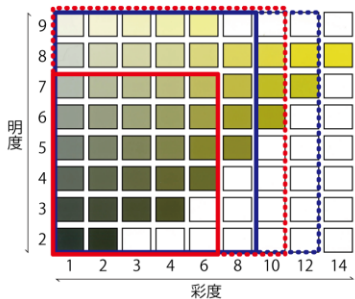
P(紫)系【0.0P~9.9P】

色相本
5.0P



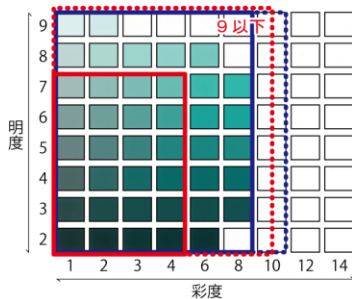
Y(黄)系【0.0Y~9.9Y】

色相本
5.0Y



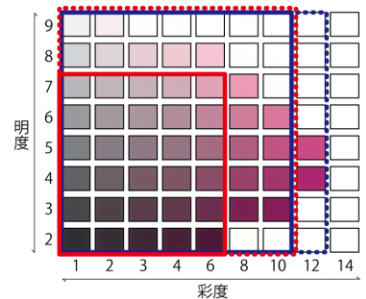
BG(青緑)系【0.0BG~9.9BG】

色相本
5.0BG



RP(赤紫)系【0.0RP~9.9RP】

色相本
5.0RP



屋外広告物等の色彩基準

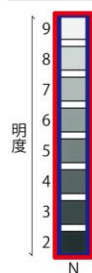
色彩基準D

一般地域

 地色
 文字色等

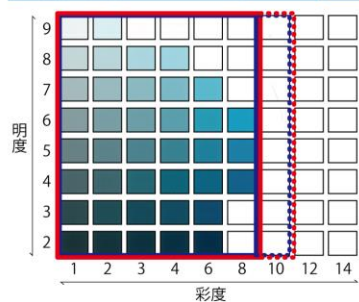
※破線は高彩度色

N(無彩色)



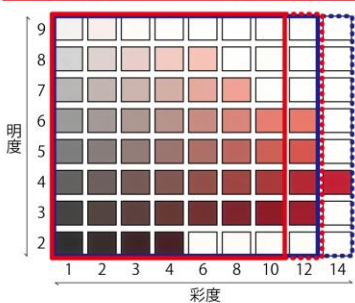
B(青)系【0.0B~9.9B】

色相本
5.0B



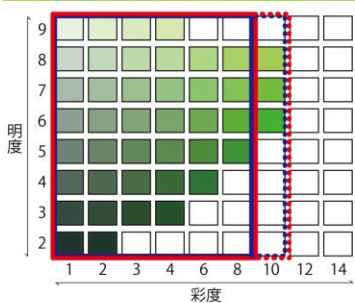
R(赤)系【0.0R~9.9R】

色相本
5.0R



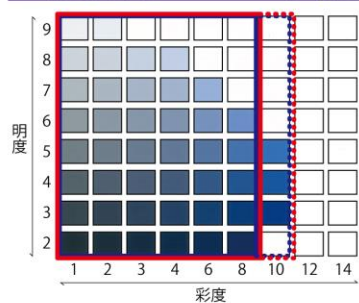
GY(黄緑)系【0.0GY~9.9GY】

色相本
5.0GY



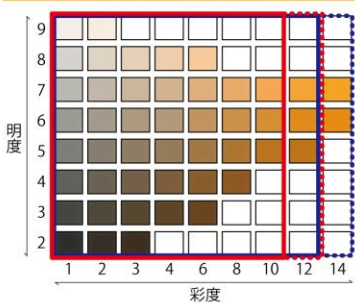
PB(青紫)系【0.0PB~9.9PB】

色相本
5.0PB



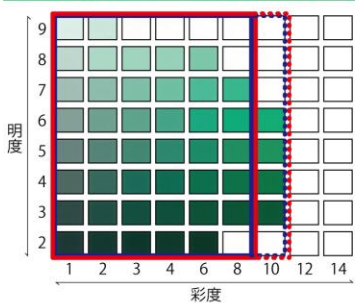
YR(黄赤)系【0.0YR~9.9YR】

色相本
5.0YR



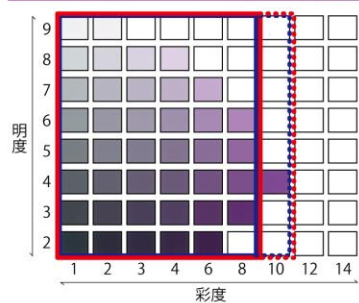
G(緑)系【0.0G~9.9G】

色相本
5.0G



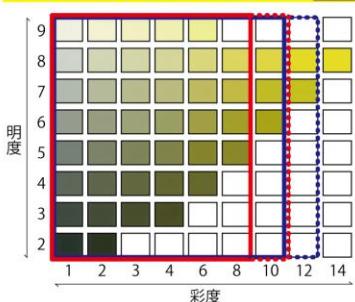
P(紫)系【0.0P~9.9P】

色相本
5.0P



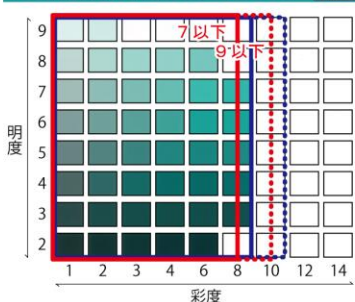
Y(黄)系【0.0Y~9.9Y】

色相本
5.0Y



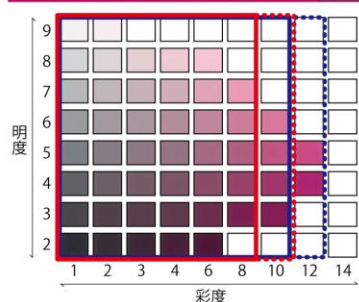
BG(青緑)系【0.0BG~9.9BG】

色相本
5.0BG



RP(赤紫)系【0.0RP~9.9RP】

色相本
5.0RP



□「地色」と「文字色等」について

- ・「地色」とは、その広告物のベースとなる色彩であり、具体的な表示を伴わないものや文字や絵等の背景となるものです。
- ・「文字色等」とは、文字、イラスト、ロゴマークなどの色彩です（写真は文字色等を含みません）。



	1種	2種	3種	4種
①-17	1特	2特	3特	一般
・次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、(3)に示す高彩度色を使用できる (1) 高彩度色の面積の合計は、 ・一般地域を除く地域：表示面ごとに表示面積の20%以下 ・一般地域：表示面ごとに表示面積の30%以下 (2) 表示する高彩度色の数は、表示面ごとに2色以下 (3) 高彩度色、次の範囲の色彩とする 地 色 色相：R, YR 明度：制限なし 彩度：12.0 以下 色相：Y, GY, G, B, PB, P, RP 明度：制限なし 彩度：10.0 以下 色相：BG 明度：制限なし 彩度：9.0 以下 文字色等 色相：R, YR 明度：制限なし 彩度：14.0 以下 色相：Y, RP 明度：制限なし 彩度：12.0 以下 色相：GY, G, BG, B, PB, P 明度：制限なし 彩度：10.0 以下				

□ 色彩基準Aを適用する第1種禁止地域では、高彩度色の使用を認めていません。

第1種禁止地域以外の地域においては、高彩度色の使用を認めています。

使用できる高彩度色の色数は2色以下とし、高彩度色の面積の合計は、色彩基準B・Cを適用する地域（一般地域以外）では20%以下、色彩基準Dを適用する一般地域では30%以下としています。

使用できる高彩度色の範囲は、色彩基準B・C・D共通で、56～58ページのマンセル表色系色見本では破線部分にあたります。

□ コーポレートカラーがある場合などは、彩度を基準値内とした上で、反転させて高彩度色の表示面積の割合を抑えるなどの工夫をしてください。

【事例】



地色と文字色を反転させて高彩度色の使用割合を抑えた例



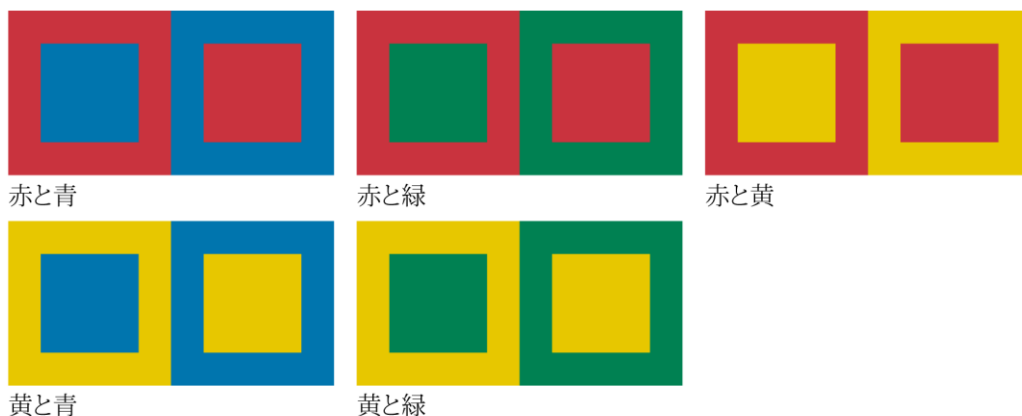
デザインを変更して高彩度色の使用割合を抑えた例

①-18	・配色調和に配慮すること	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 複数の色彩を使用する場合は、けばけばしいものにならないように、色の組み合わせや使用する面積に配慮してください。

< けばけばしい色の組み合わせの例 >

✕ 彩度の高い色を使用した補色等の組み合わせ



✕ 黒と彩度の高い赤又は黄の組み合わせ



①-19	・木、石、布等の自然素材を使用する場合は、上記の数値によらないことができる ただし、周辺の景観に調和する色彩を用いること	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 右の事例のように、木、石、布等の自然素材を使用し、歴史的な景観等に配慮した屋外広告物については、基準①-16、17で示すマンセル値による色彩基準によらないことができます。

【事例】



木製の壁面広告物、布製の広告幕
(元興寺町)



布製の広告幕
(角振町)

(2) 種類別基準

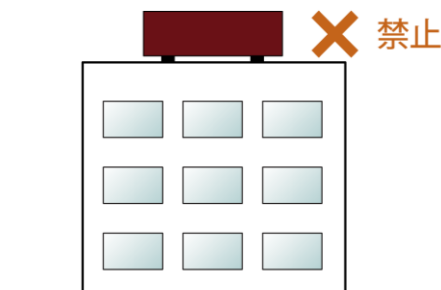
● 屋上広告物

【表示・設置】

②-1-ア	・表示又は設置しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 良好なスカイラインを形成し、美しい都市景観の創出と古都奈良の眺望景観を保全するため、禁止地域の全域、第1種特別許可地域、第2種特別許可地域においては、屋上に設置する屋外広告物の表示・設置を禁止しています。

- 建築基準法の建築物の高さを超えて設置する屋外広告物を屋上広告物として扱います。(屋上広告物と壁面広告物の扱いについては4ページ参照)



【高さ】

②-1-イ	・建築物の高さの1/3以下、かつ2m以下、地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは15m以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
	・次の区分に応じた基準に適合すること。	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
	(1) 市長が別に告示で指定する地域又は場所				
	・建築物の高さの1/3以下				
	・地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは15m以下				
	(2) 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域で、市長が別に告示で指定する地域又は場所を除く区域				
	・建築物の高さの1/2以下				
	・地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは、25m（高度地区における最高限度が25m未満の地区は、上端までの高さは当該限度）以下				
	(3) 上記以外の区域				
	ア 建築物の高さが15m未満の場合				
	・建築物の高さの1/2以下				
	・地上から屋上広告物又は掲出物件の上端までの高さは20m（高度地区における最高限度が20m未満の地区は、上端までの高さは当該限度）以下				
	イ 建築物の高さが15m以上の場合				
	・建築物の高さの1/2以下				
	・最高高さ36m（高度地区における最高限度が36m未満の地区は、上端までの高さは当該限度）以下				
	ウ 高さが25mを超える建築物には、表示又は設置しないこと				

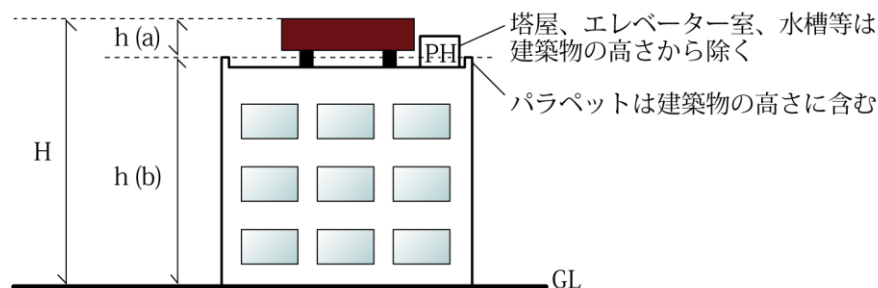
- 屋上広告物の高さ(=h(a))、建築物の高さ(=h(b))、全体の高さ(=H)は、地域及び設置する建物の高さに応じて、次のとおり設定しています。

なお、塔屋が建築基準法上認められたものであって、その部分を含めて建築確認を受けている場合であっても、屋外広告物は当該高度地区の上限を超えて設置はできません。

		h(a)／h(b)	h(a)	H※ 2	
第 3 種特別許可地域		1 ／ 3 以下	2 m以下	15m以下	
一般地域	A 市長が指定する地域又は場所※ 1		1 ／ 3 以下	－	15m以下
	B 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域でAを除く区域		1 ／ 2 以下	－	25m以下
	C 上記以外の区域	建築物の高さ 15m未満	1 ／ 2 以下	－	20m以下
		建築物の高さ 15m以上	1 ／ 2 以下	－	36m以下
建築物の高さ 25m超		表示・設置しないこと			

※1：8ページに示す「国道169号東側の区域」のうち、「市街地」（定義は9ページ参照）に該当する区域

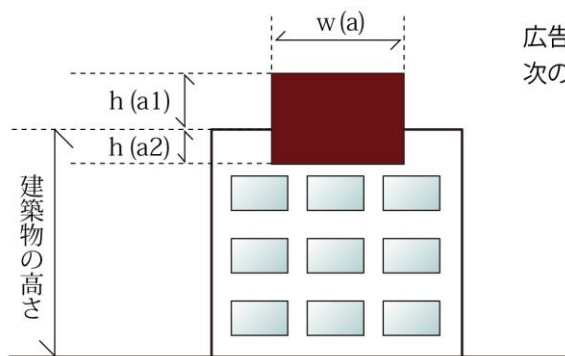
※2：高さ制限よりも低い高さの高度地区が指定されている区域では、当該高度地区の制限高さ以下



屋上広告物の高さ： $h(a)$ = $h(b)$ から屋上広告物の上端までの高さ（柱脚も含む）
 建築物の高さ： $h(b)$ = 建築確認申請に記した建築物の最高の高さ
 全体の高さ： H = 平均 GL から屋上広告物の表示面積部分の上端までの高さ

□ 屋上部分と壁面部分にまたがって設置される広告物の取扱いについて

- ・ 広告物自体は、「屋上広告物」として取り扱います。
- ・ 屋上広告物の高さは、下図の $h(a1)$ とし、 $h(a1)$ が上記の基準に適合する必要があります。
- ・ 屋上広告物の面積については、 $w(a) \times (h(a1) + h(a2))$ として算定します。したがって、この値が屋上広告物の面積基準（63ページ参照）に適合する必要があります。また、この場合、建築物の高さより下は壁面広告物の基準も併せて満たす必要があります。その場合の面積は $w(a) \times h(a2)$ で算定し、壁面広告物の数量にも算入します。



広告物としては、「屋上広告物」として取扱うが、
 次のとおり「壁面広告物」の基準も満たす必要がある

- ・ 屋上広告物の高さ = $h(a1)$
 ※屋上広告物の高さ基準に適合する必要があります。
- ・ 屋上広告物の面積 = $w(a) \times (h(a1) + h(a2))$
- ・ 壁面広告物の面積 = $w(a) \times h(a2)$
 ※屋上広告物と壁面広告物の両方の面積基準に適合する必要があります。
- ※建築物の高さより下の部分は、その他の壁面広告物の基準も満たす必要があります。

【面積・規模等】

②－１－ウ	・建築物の壁面に対する屋上広告物又はその掲出物件の投影面積 (1) 建築物の高さが12m未満の場合 ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、30㎡以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、45㎡以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、60㎡以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、90㎡以下 (2) 建築物の高さが12m以上の場合 ア 建築物の壁面の幅が20m未満のときは、40㎡以下 イ 建築物の壁面の幅が20m以上50m未満のときは、60㎡以下 ウ 建築物の壁面の幅が50m以上100m未満のときは、80㎡以下 エ 建築物の壁面の幅が100m以上のときは、120㎡以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

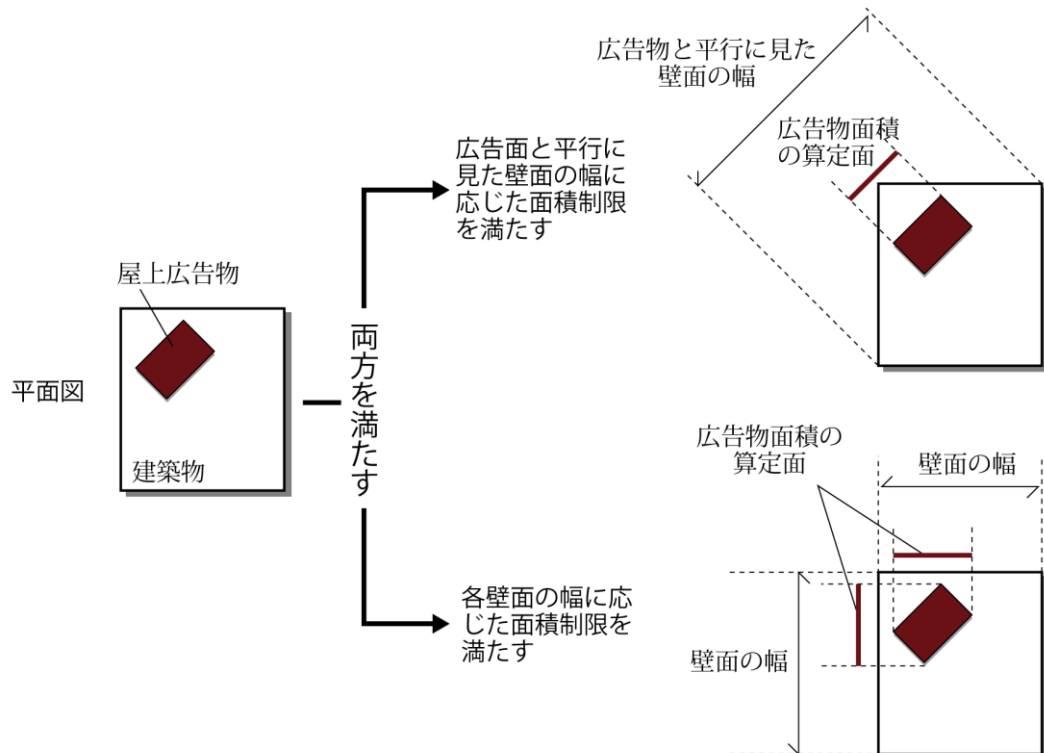
□ 屋上広告物は建築物の壁面に対して斜めに取り付けられる場合があるため、「投影面積」により基準を設定しています。

「投影面積」は、「(A) 表示面に対する直角方向の見付面積」と「(B) 壁面に対する直角方向の見付面積」の両方をさします。

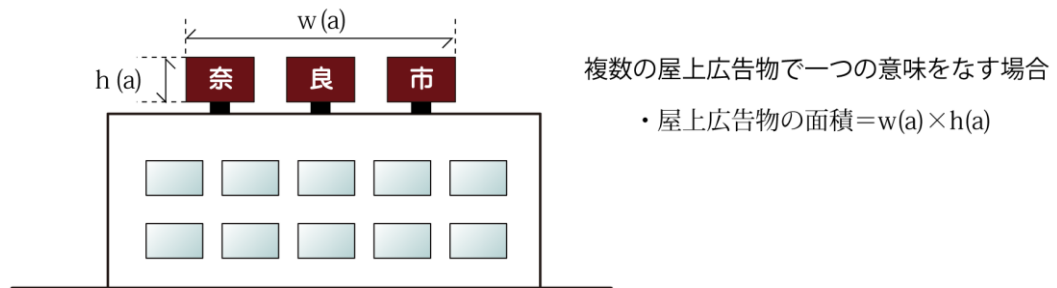
したがって、表示面と平行に見た壁面の幅による面積制限への見付面積(A)の適合と、各壁面の幅による面積制限への見付面積(B)の適合の両方を満たす必要があります。

なお、広告物の手数料に係る算定については、実寸での計算とします。

建築物に対して屋上広告物が斜めに取り付けられている場合



- 分離型の屋上広告物で、全体でひとつの意味をなす場合は、屋上広告物相互の隙間も含めた全体の高さ・幅で面積を算定します。



【その他】

②－１－エ	・和風建築物の棟には表示又は設置しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

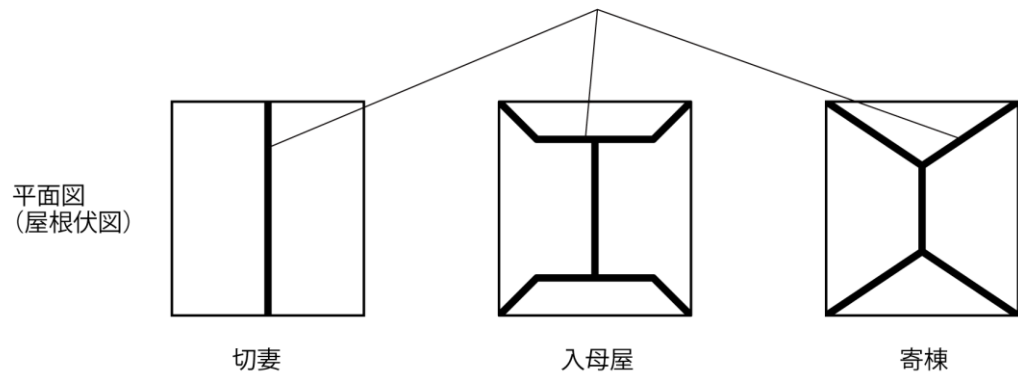
- 「和風建築物」、「棟」は、それぞれ次のように定義します。

・和風建築物：入母屋・寄棟・切妻といった伝統的な勾配屋根で、外壁は、しっくい・モルタル塗り等で仕上げられた建築物。

・棟：2つの傾斜した屋根面の交わる部分をさします。

「和風建築物の棟」に屋上広告物を表示・設置することは、禁止しています。

棟（太線部分）への屋外広告物の表示・設置は禁止

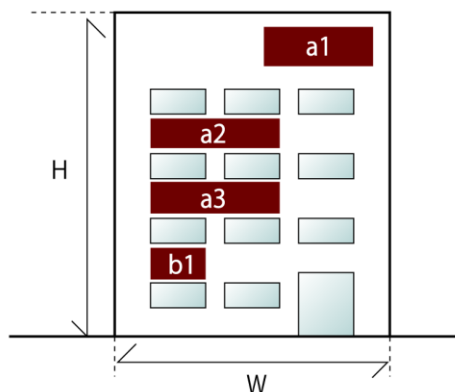


● 壁面広告物

【面積・規模等】

②-2-ア	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の $1/5$ 以下	1種 1特	2種 2特	3種 3特	4種 一般
	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の $1/5$ 以下 ・壁面広告物ごとの表示面積は、 10 m^2 以下	1種 1特	2種 2特	3種 3特	4種 一般
	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の $1/5$ 以下 ・壁面広告物ごとの表示面積は、 20 m^2 以下	1種 1特	2種 2特	3種 3特	4種 一般
	・壁面広告物の表示面積の合計は、当該壁面の立面積の $1/3$ 以下 ・壁面広告物ごとの表示面積は、 20 m^2 以下	1種 1特	2種 2特	3種 3特	4種 一般

□ 壁面広告物の面積は、「壁面広告物の表示面積の合計が、当該壁面の立面積に占める割合の基準」と「壁面広告物ごとの表示面積の基準」の両方を満たす必要があります。（表示・設置するテナントは問わず、同一壁面に表示・設置される壁面広告物の面積で算定します）



※テナント A の広告物=a、テナント B の広告物=b
 広告物 a1 の表示面積： $S(a1)$
 壁面広告物ごとの表示面積： $S(a1) \sim S(a3), S(b1)$
 壁面広告物の表示面積の合計： $S(a1+a2+a3+b1)$
 壁面の立面積： $W \times H$

【禁止地域（すべて）】

- ・ $S(a1+a2+a3+b1) \leq W \times H \times 1/5$
- ※禁止地域においては、その他の種別の屋外広告物を含めた表示面積の合計が、各禁止地域の制限面積以下である必要があります。

【第1種特別許可地域】

- ・ $S(a1) \sim S(a3), S(b1)$ のいずれも $\leq 10\text{ m}^2$
- ・ $S(a1+a2+a3+b1) \leq W \times H \times 1/5$

【第2種特別許可地域】

- ・ $S(a1) \sim S(a3), S(b1)$ のいずれも $\leq 20\text{ m}^2$
- ・ $S(a1+a2+a3+b1) \leq W \times H \times 1/5$

【第3種特別許可地域】【一般地域】

- ・ $S(a1) \sim S(a3), S(b1)$ のいずれも $\leq 20\text{ m}^2$
- ・ $S(a1+a2+a3+b1) \leq W \times H \times 1/3$

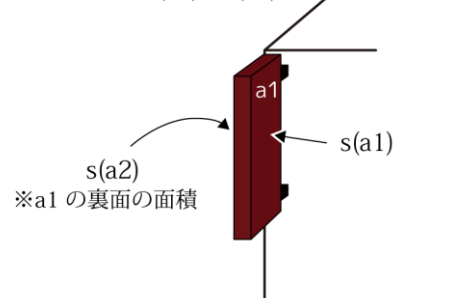
□ 壁面広告物の面積の算定方法について

○ 突き出し形式の壁面広告物の場合

- ・ 突き出し形式の壁面広告物の表示面積は、両面を合わせた面積とします。
- ・ 壁面広告物の表示面積の合計面積の算定には、突き出し形式の壁面広告物の面積は含みません。ただし、壁面広告物の数量には算入します。

突き出し形式の壁面広告物

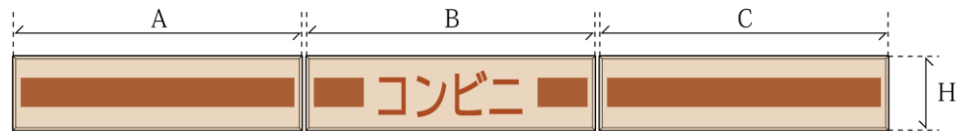
- ・ 表示面積 $s = s(a1) + s(a2)$



○区分された屋外広告物の取扱い

- ・内照式パネルなどの外壁と構造が違うものや、コーポレートカラーが外壁に掲出されたものは、複数に区分されたものであっても、一体として広告内容を表示するものとして、すべてを屋外広告物とみなします。

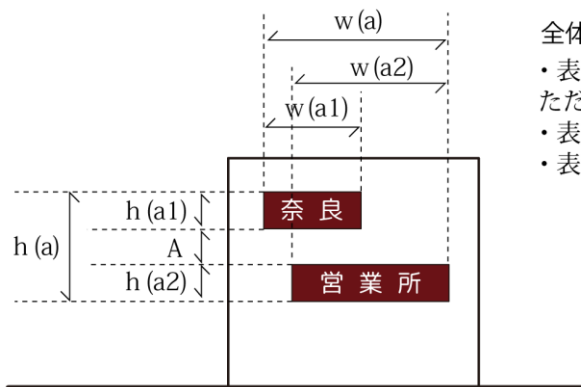
この場合の面積の算定は、区分されたそれぞれの部分の合計面積となります。



$$\text{表示面積} = (A + B + C) \times H$$

- ・分離して表示する壁面広告物であっても、全体で1つの意味をなす場合には、それらの壁面広告物の間の壁面の面積も含めた全体の面積を、壁面広告物の面積として算定します。

ただし、いずれの壁面広告物の高さも、それらの広告物間の距離よりも大きい場合には、別々に算定できます。



全体で一つの意味をなす広告物

- ・表示面積 $s = w(a) \times h(a)$

ただし、 $h(a1) < A$ かつ $h(a2) < A$ の場合は別々に算定

- ・表示面積 $s(a1) = w(a1) \times h(a1)$

- ・表示面積 $s(a2) = w(a2) \times h(a2)$

※ 商品名の羅列（たばこ・酒・ビール等）や関連企業名（〇〇グループ・㈱〇〇・㈱〇〇等）などのように表示内容に関連性のあるものが複数表示されている場合は、相互のデザインに統一性があり、かつ広告物間の寸法が広告物の寸法より狭い場合に限り、1つの広告物として取扱うことができる。（個別として取扱うことも可能）

○異なる地域にまたがって表示する場合

- ・面積や壁面に対する割合については、地域ごとに算定します。
- ・種類別基準に定める面積については、屋外広告物ごとに基準を満たす必要があります。
- ・壁面に対する数量の制限については、両方の地域の壁面を1つとみなして算定します。

【第3種禁止地域と一般地域にまたがる場合】

面積や壁面に対する割合 【第3種禁止地域】・面積制限： $6 \text{ m}^2 \geq w1 \times h1$

- ・壁面割合： $Wa \times H \times 1/5 \geq w1 \times h1$

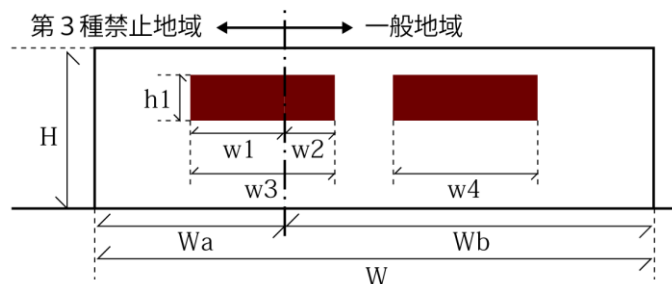
【一般地域】・壁面割合： $Wb \times H \times 1/3 \geq w2 \times h1 + w4 \times h1$

種類別基準に定める面積 【一般地域】・ $20 \text{ m}^2 \geq w3 \times h1$

- ・ $20 \text{ m}^2 \geq w4 \times h1$

壁面に対する数量の制限 ・ $W \times H$ を1壁面とし、1店舗ごとに3個まで

（自己外広告物がある場合は、1壁面につき3個まで）



※参考

第3種禁止地域における制限

- ・屋外広告物ごとの表示面積は 6 m^2 以下

- ・壁面広告物の表示面積の合計は

当該壁面の $1/5$ 以下

一般地域における制限

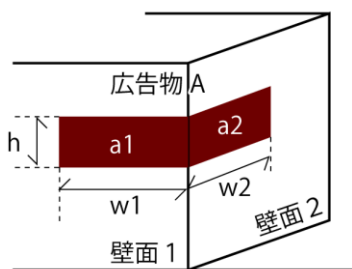
- ・壁面広告物ごとの表示面積は 20 m^2 以下

- ・壁面広告物の表示面積の合計は

当該壁面の $1/3$ 以下

○ 2つの壁面にまたがって表示・設置する場合

- 全体で1つの意味をなすもの、又は構造上一体とみなされるものについては、合計の表示面積を「壁面広告物ごとの表示面積」の基準に適合させ、かつ各壁面部分の表示面積を「各壁面の表示面積の割合」の基準に適合させてください。数量は壁面1、壁面2ともに1と算入します。



※広告物 A の表示面積：S(A)

$$S(A) = S(a1) + S(a2)$$

$$= (w1 + w2) \times h \leq 10 \text{ m}^2 \text{【第1種特別許可地域】}$$

$$\leq 20 \text{ m}^2 \text{【第1種特別許可地域以外の許可地域】}$$

※壁面1に対する表示面積の割合は S(a1)

壁面2に対する表示面積の割合は S(a2) を用いる

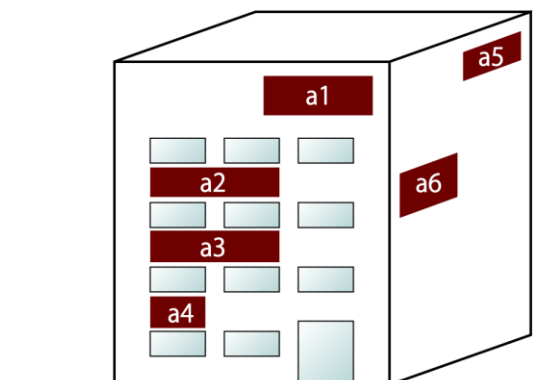
【数量】

②-2-イ	同一壁面において、1つのテナントが表示する壁面広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
	ただし、自己外広告物がある場合は、同一壁面において、合計3以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- テナントビル等の複数の事業所・営業所等を有する建築物において、各々の事業者が同一壁面に自己用の壁面広告物を掲出するような場合、同一壁面に表示・設置可能な壁面広告物の合計数量の制限では、不合理な状況が生じてしまいます。そこで、各々事業主がその占有する同一壁面に掲出する自己用の壁面広告物の数は、テナントごとに3以下としています。

この場合であっても、同一壁面に自己外の壁面広告物を設置する場合は、当該壁面の屋外広告物の総数は、3以下とします。

- 突き出し形式については、表示面の方向にかかわらず、設置する壁面で数えます。



【全地域共通】

- ・ 1テナントあたり同一壁面に3以下

(例) テナントAの広告物が、

a1,a2,a3の場合

→ ○ : 同一壁面に3

a1,a2,a3,a4の場合

→ ✕ : 同一壁面に4

a1,a2,a3,a5,a6の場合

→ ○ : a5,a6は同一壁面ではないため、同一壁面には3

【許可地域（すべて）】

- ・ 自己外広告物がある場合は、テナントに関係なく、同一壁面に3以下

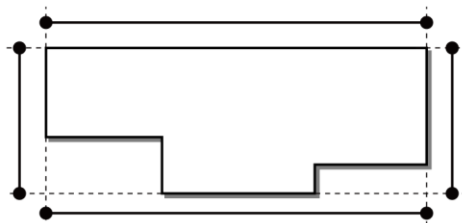
(例) a1が自己外の場合

→ a2,a3は設置可であるが、a4は数量が4になるため設置不可

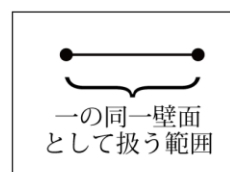
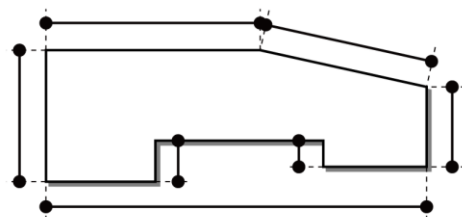
□ 同一壁面の考え方について

- ・凹凸等がある壁面の「同一壁面」は下図のように扱います。

(例1) 平面図

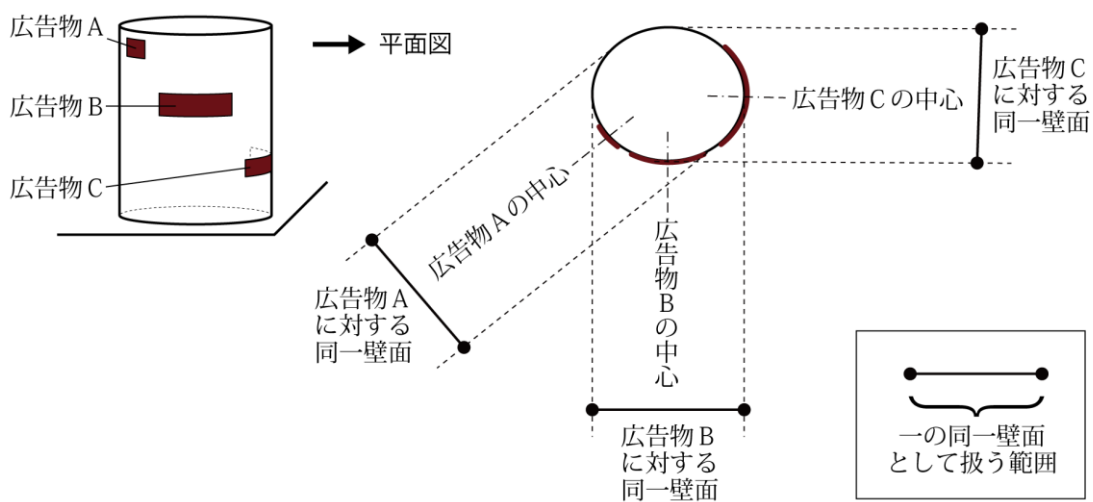


(例2) 平面図



- ・円形あるいはそれに類する場合は、一つの壁面広告物を中心とした垂直投影面を同一の壁面とします。したがって、各々の壁面広告物を中心としたそれぞれの垂直投影面に対して、壁面広告物の数を3以下としなければなりません。

円形あるいはそれに類する場合



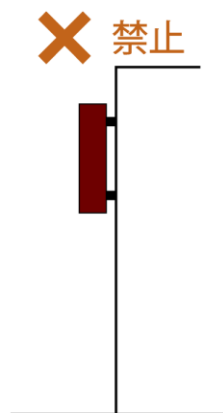
【その他】

②-2-ウ	・ 突き出し形式は、表示又は設置しないこと ・ 道路面に突き出し、道路を占有するものは、次の区分によること (1) 歩道と車道の区分がある道路 路面から壁面広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、2.5m以上、突き出し幅は、壁面から1m以下 (2) 歩道のない道路 路面から壁面広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上、突き出し幅は、壁面から1m以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
		1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 禁止地域および一般地域以外の許可地域においては、突き出し形式の壁面広告物の表示・設置は禁止しています。

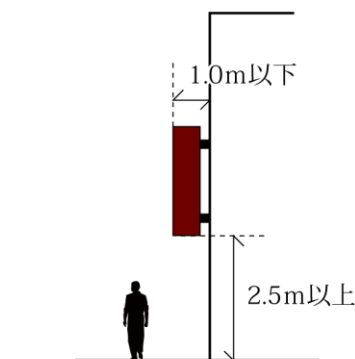
一般地域で突き出し形式の壁面広告物を表示・設置する場合は、突き出す側の道路が、歩道と車道の区分がある道路か、歩道のない道路かにより、下端までの高さの基準を下図のとおり区分しています。なお、突き出し幅はいずれの場合も、壁面から1m以下としています。

【禁止地域（すべて）】
【第1種特別許可地域】
【第2種特別許可地域】
【第3種特別許可地域】

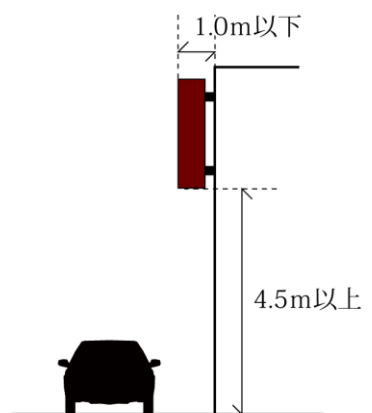


【一般地域】

歩道と車道の区分がある道路
に突き出す場合

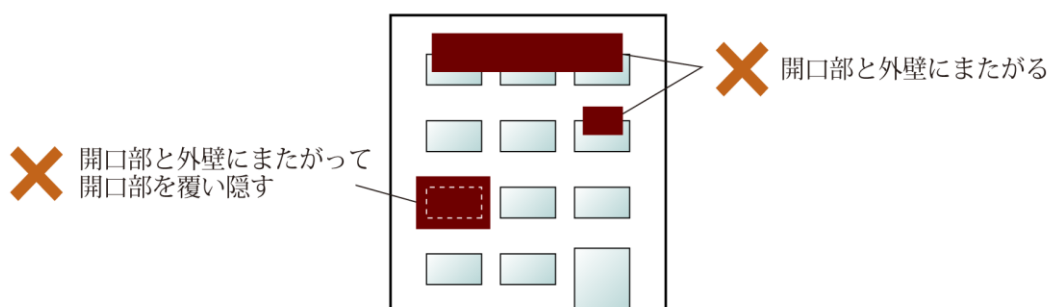


歩道のない道路に突き出す場合



②-2-エ	・ 建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、表示しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 建築物の開口部と外壁にまたがる壁面広告物は、乱雑な印象を与えたり、安全上の問題が生じるおそれがあるため禁止しています。



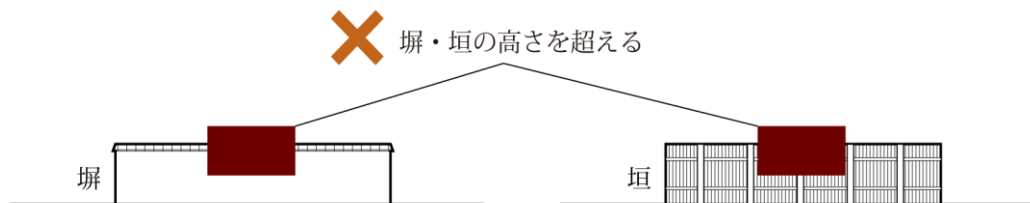
● 塀及び垣広告物

- 「塀」とは、家や敷地などの境界とする囲いのことをいいます。また、「垣」とは、屋敷や庭園などの外側の囲いのことで「垣根」ともいいます。したがって、両者は同義語に近いものといえます。
- 敷地の境界に設置するフェンス等に設置される広告物も塀及び垣広告物として取扱います。（簡易に取り付けるものは「はり札」として取扱う場合もあります）

【高さ】

②-3-ア	・ 高さは、塀及び垣の上端を超えないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

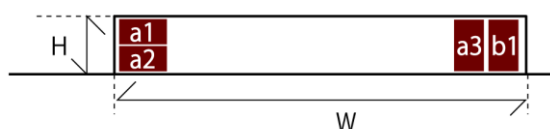
- 塀及び垣の上端を超えて、塀及び垣広告物を設置することは、原則として禁止しています。ただし、奥行きのある塀及び垣に表札等（社名などの自己用広告物）を設置する場合で、安全面に支障がなければ、塀及び垣の上端を超えることができることとします。この場合、設置する塀及び垣広告物は、塀及び垣自体の高さの2分の1以下を許可の基準とします。



【面積・規模等】

②-3-イ	・ 塀及び垣広告物の表示面積の合計は、 当該塀及び垣の立面積の1/5以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
	・ 塀及び垣広告物の表示面積の合計は、 当該塀及び垣の立面積の1/3以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
	・ 塀及び垣広告物ごとの表示面積は、10㎡以下				
	・ 塀及び垣広告物の表示面積の合計は、 当該塀及び垣の立面積の1/3以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
	・ 塀及び垣広告物ごとの表示面積は、20㎡以下				

- 塀及び垣広告物の面積は、「塀及び垣広告物の表示面積の合計が、当該塀及び垣の立面積に占める割合の基準」と「塀及び垣広告物ごとの表示面積の基準」の両方を満たす必要があります。（表示・設置するテナントは問わず、同一塀及び垣面に表示・設置される塀及び垣広告物の面積で算定します）



※テナントAの広告物=a、テナントBの広告物=b
 広告物a1の表示面積：S(a1)
 塀及び垣広告物ごとの表示面積：S(a1)～S(a3), S(b1)
 塀及び垣広告物の表示面積の合計：S(a1+a2+a3+b1)
 塀及び垣面の立面積：W×H

【禁止地域（すべて）】

$$S(a1+a2+a3+b1) \leq W \times H \times 1/5$$

※禁止地域においては、その他の種別の屋外広告物を含めた表示面積の合計が、各禁止地域の制限面積以下である必要があります。

【第1種特別許可地域】

$$S(a1) \sim S(a3), S(b1) \text{ のいずれも } \leq 10 \text{ m}^2$$

$$S(a1+a2+a3+b1) \leq W \times H \times 1/3$$

【第2・3種特別許可地域、一般地域】

$$S(a1) \sim S(a3), S(b1) \text{ のいずれも } \leq 20 \text{ m}^2$$

$$S(a1+a2+a3+b1) \leq W \times H \times 1/3$$

【数量】

②-3-ウ	・ 同一塀及び垣面において、1つのテナントが表示する塀及び垣広告物又は設置する掲出物件の数は、3以下 ただし、自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面において、合計3以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ テナントビル等の複数の事業所・営業所等を有する建築物の敷地に設置されている塀及び垣においては、塀及び垣広告物の数は、テナントごとに3以下としています。

この場合であっても、同一塀及び垣に自己外の塀及び垣広告物を設置する場合は、当該塀及び垣面の屋外広告物の総数は、3以下とします。

なお「同一塀及び垣」とは、同一方向に設置され、かつ連続しているものとします。



【全地域共通】

・ 1テナントあたり同一塀・垣面に3以下

(例) テナントAの広告物が、

a1,a2,a3の場合

→ ○ : 同一塀・垣面に3以下

a1,a2,a3,a4の場合

→ ✕ : 同一塀・垣面に4

a1,a2,a3,a5の場合

→ ○ : a5は同一塀・垣面ではなく
同一壁面には3以下

【その他】

②-3-エ	・ 古い土塀には掲げないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 漆喰等で仕上げられた塀であっても構造として土塀であるものは「古い土塀」の対象とし、全ての区域で、塀及び垣広告物の表示・設置を禁止しています。



● 広告塔・広告板

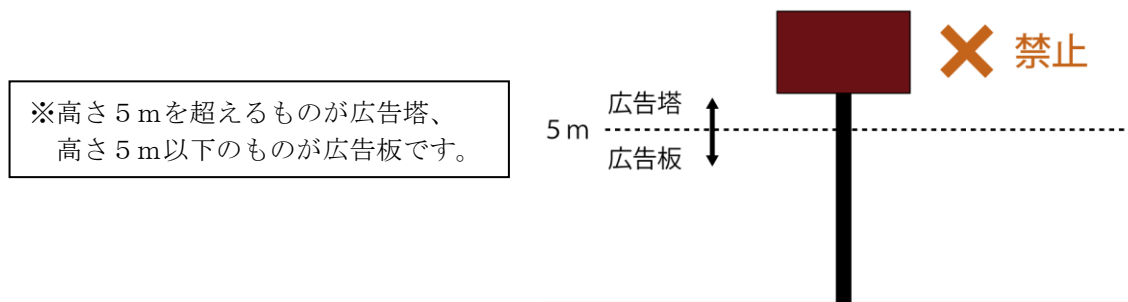
広告塔

【表示・設置（広告塔）】

②-4-ア	・ 広告塔は表示又は設置しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 第1種禁止地域では、広告塔（高さ5mを超えるもの）の設置を禁止しています。
 なお、広告板（高さ5m以下のもの）については、設置を認めています。

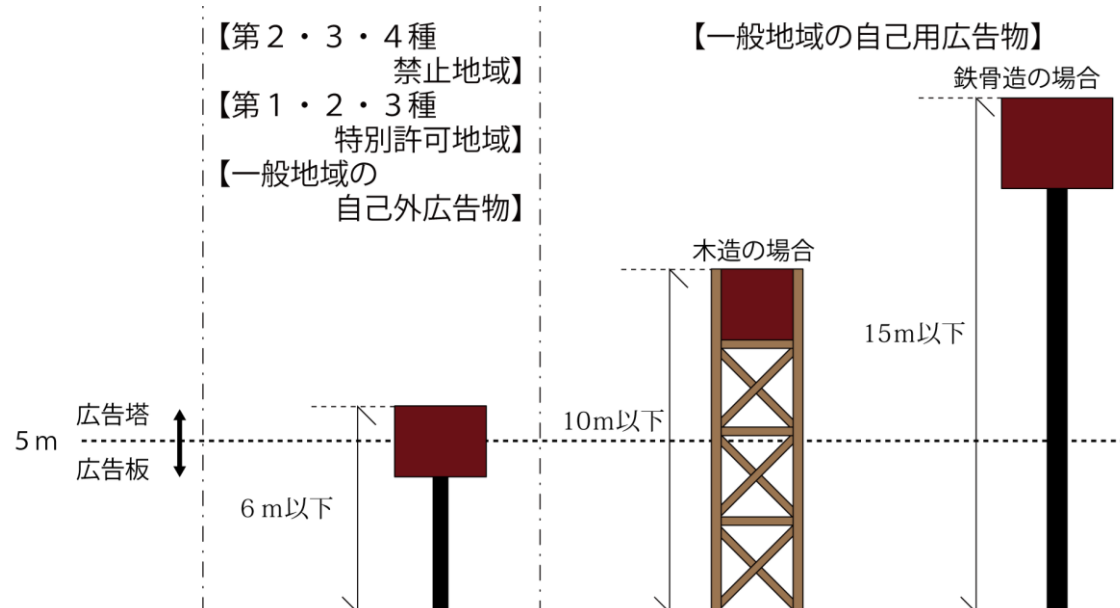
【第1種禁止地域】



【高さ（広告塔）】

②-4-イ	・ 地上から広告塔の上端までの高さは、6m以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
	・ 地上から広告塔の上端までの高さ (1) 自己用広告物 木造は10m以下、鉄骨造は15m以下 (2) 自己外広告物 6m以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 第1種禁止地域以外の地域では、広告塔を設置できますが、高さの制限を設けています。
 一般地域以外の地域および一般地域の自己外広告物は、高さ6m以下、一般地域の自己用広告物は、木造は10m以下、鉄骨造は15m以下としてください。

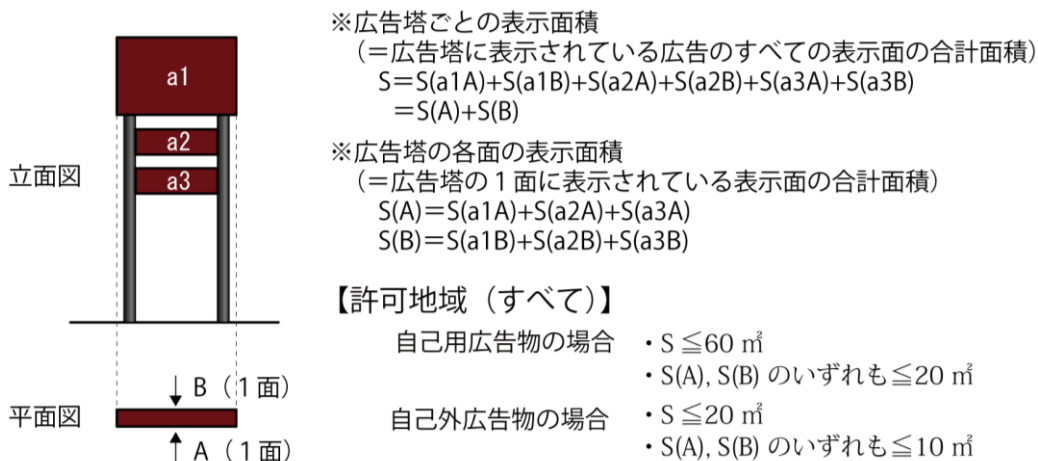


【面積・規模等（広告塔）】

②-4-ウ	・ 広告塔ごとの表示面積 (1) 自己用広告物 60 m ² 以下 (2) 自己外広告物 20 m ² 以下 下 ・ 広告塔の各面の表示面積 (1) 自己用広告物 20 m ² 以下 (2) 自己外広告物 10 m ² 以下 下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 許可地域における共通基準として、自己用広告物と自己外広告物のそれぞれについて、次のように面積基準を設定しています。

なお、広告塔を表示・設置できる禁止地域（第2・3・4種禁止地域）については、自己用広告物は各禁止地域の制限面積（25ページ参照）が面積基準となります。（禁止地域では、自己外広告物は表示・設置できません）



□ 「表示面」と「1面（各面）」について

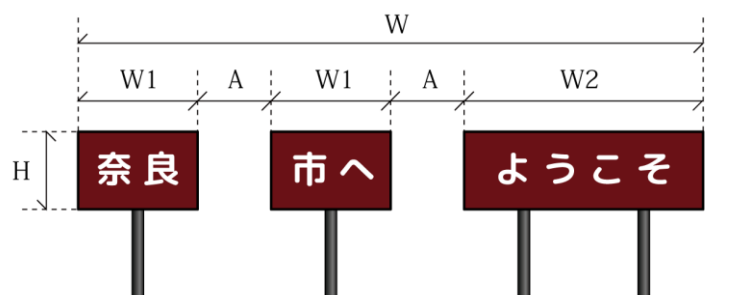
- ・ 上記の基準中の「各面」とは、1方向から見て垂直となっている面全体（垂直投影面）を1面としています。
- ・ 一方、「表示面」とは、一つ一つの広告物の盤面をさします。写真等の面積割合や余白の面積割合、高彩度色の使用基準、特定商品名の割合などの基準は「表示面」をもとに設定しています。

立面図		
平面図		
表示面	• a1A 面 • a2A 面 • a3A 面 • a1B 面 • a2B 面 • a3B 面	• A 面 • B 面 • C 面
1 面	• A 面 (= a1A 面 + a2A 面 + a3A 面) • B 面 (= a1B 面 + a2B 面 + a3B 面)	• A 面 • B 面 • C 面

□ 複数のテナントの広告物を掲出する集合的なものについては、テナントごとではなく、すべての広告物の合計が基準に適合する必要があります。

□ 分離型で、全体として一つの意味をなす広告塔・広告板の取扱いについて

- ・最も幅の広い広告塔・広告板の幅が、広告塔・広告板の間隔以上である場合は、1つの広告塔・広告板とみなし、数量は1、表示面の面積は表示面の全体幅×表示面の高さとなります。
- ・一方、広告塔・広告板の間隔が最も幅の広い広告塔・広告板の幅よりも大きい場合は、個別の広告物として取扱います。



$A \leq W2$ の場合

- ・数量 = 1
- ・表示面の面積 = $W \times H$

$A > W2$ の場合

- ・数量 = 3
- ・表示面の面積 = $W1 \times H, W1 \times H, W2 \times H$

□ 特殊な形状の表示面積の算定について

1) 球形の場合〔 r = 球の半径〕

$$4\pi r^2 \text{ (球の表面積)}$$

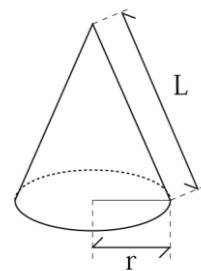
2) 円柱状の場合〔 r = 円柱の底面の半径、 h = 円柱の高さ〕

$$2\pi r h \text{ (円柱の側面積)}$$

※例えば、ボーリングのピンの場合は、最大部分の半径 r を採用して、同様の計算により表示面積を算定します。

3) 円錐状の場合〔 r = 円錐の底面の半径、 L = 円錐の母線の長さ※右図〕

$$\pi L r \text{ (円錐の側面積)}$$



4) 形状が正方形、長方形、立方体、直方体、球、円、円柱、円錐のどれにも該当しない場合

各々の面の最大幅を乗じ、平面的なものについては、それを2倍したものを表面積とし、立体的なものについては、各面の面積の和を表示面積とします。

ただし、表示面が正方形（長方形）＋半円、正方形（長方形）＋三角形のように分離して算定できるものについては、その合算面積を表示面積とすることができます。

【数量（広告塔）】

②－４－エ	・ 広告塔又はその掲出物件の数は、テナントごとに１以下	１種	２種	３種	４種
		１特	２特	３特	一般

□ 禁止地域では、自己外広告物の設置は原則として禁止しています。従って、この基準は、自己用の広告塔についての基準となります。

□ 第1種禁止地域では、広告塔又はその掲出物件の表示・設置を禁止しています。

□ 第2種禁止地域、第3種禁止地域及び第4種禁止地域では、広告塔又はその掲出物件の表示・設置数は、テナントごとに1以下としています。

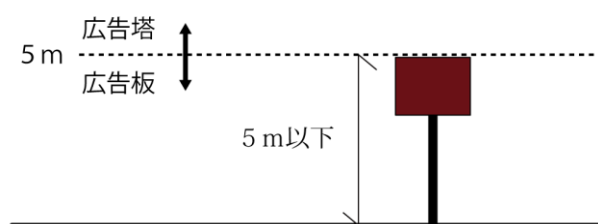
※ 許可地域においては、面積・規模等の基準により、自己外の広告塔の表示・設置数の制限を行っています。（78ページ参照）

広告板

【高さ（広告板）】

②-4-オ	・地上から広告板の上端までの高さは、5 m以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 市全域で、広告板は、地上（GL）から広告板の上端までの高さは5 m以下としています。これは高さの規制というよりは、むしろ5 mを超えた場合は広告塔として扱うことを示す基準です。
高さ5 m以下の場合は広告板の許可基準、高さ5 mを超える場合は広告塔の許可基準で取り扱います。



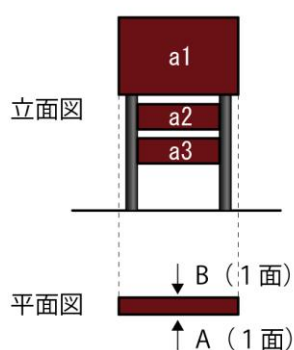
【面積・規模（広告板）】

②-4-カ	・広告板ごとの表示面積 （１） 自己用広告物 30 m ² 以下 （２） 自己外広告物 20 m ² 以下 ・自己外広告物である広告板の各面の表示面積は、10 m ² 以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 許可地域における共通基準として、自己用広告物と自己外広告物のそれぞれについて、次のように面積基準を設定しています。

なお、禁止地域については、自己用広告物は各禁止地域の制限面積（25 ページ参照）が面積基準となります。（禁止地域では、自己外広告物は表示・設置できません）

※「表示面」と「1面（各面）」の考え方は広告塔と同様です。（74 ページ参照）



※広告板ごとの表示面積
 (= 広告板に表示されている広告のすべての表示面の合計面積)
 $S = S(a1A) + S(a1B) + S(a2A) + S(a2B) + S(a3A) + S(a3B)$
 $= S(A) + S(B)$

※広告板の各面の表示面積
 (= 広告板の1面に表示されている表示面の合計面積)
 $S(A) = S(a1A) + S(a2A) + S(a3A)$
 $S(B) = S(a1B) + S(a2B) + S(a3B)$

【許可地域（すべて）】

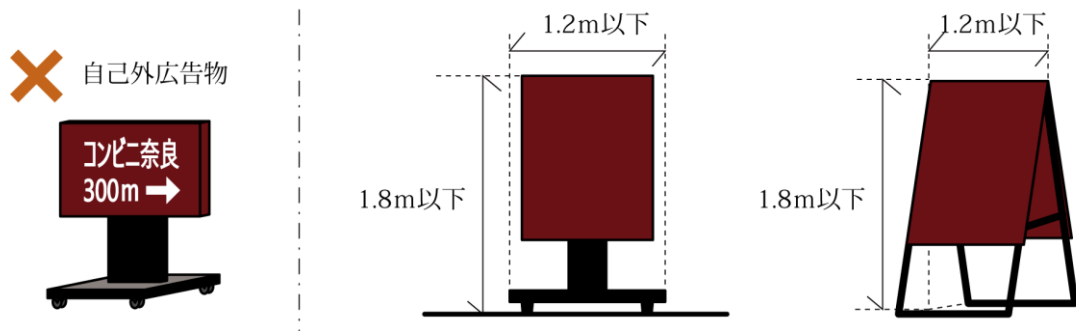
- 自己用広告物の場合
- ・ $S \leq 30 \text{ m}^2$
 - ・ $S(A), S(B)$: 制限なし
- 自己外広告物の場合
- ・ $S \leq 20 \text{ m}^2$
 - ・ $S(A), S(B)$ のいずれも $\leq 10 \text{ m}^2$

- 複数のテナントの広告物を掲出する集合的なものについては、テナントごとではなく、すべての広告物の合計が基準に適合する必要があります。

【自立・移動可能な広告板】

②-4-キ	・ 自己用広告物に限る	1種	2種	3種	4種
	・ 広告板の大きさは、全高は1.8m以下、全幅は1.2m以下	1特	2特	3特	一般

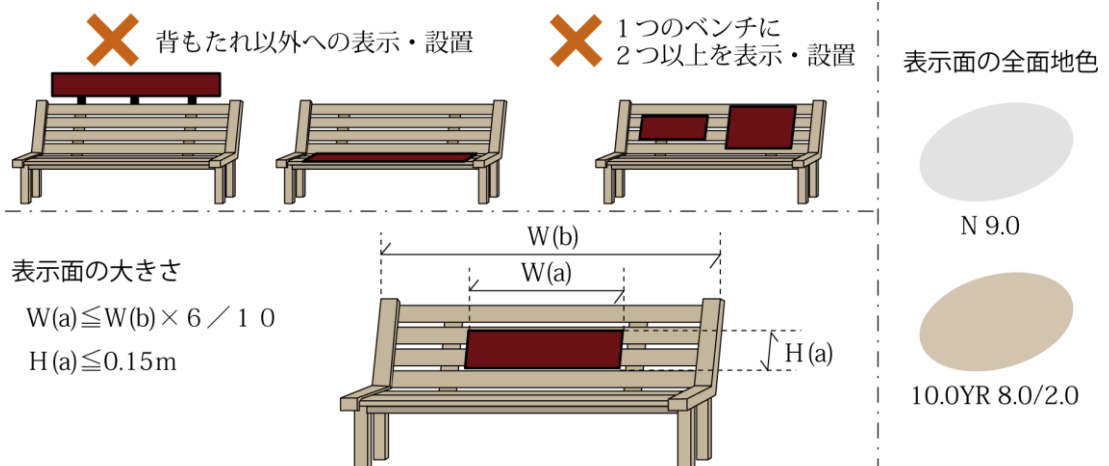
- 自立・移動可能な広告板（立看板や簡易な構造のものを除く）は、奈良市全域において、自己用広告物に限って掲出を認めています。従って、案内のために当該店舗等の前面道路等、敷地外に置くものは自己外広告物となるため、掲出は認めていません。
- 大きさは、広告板全体の高さ1.8m以下、全体の幅1.2m以下としてください（表示面の大きさではありません）。



【公共用ベンチ広告板】

②-4-ク	・ 表示場所は、背もたれ部分のみであること	1種	2種	3種	4種
	・ 表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6/10以下 ・ 1つの公共用ベンチに表示する広告板の数は、1以下 ・ 表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	1特	2特	3特	一般

- 公共用ベンチとは、公共用地を占有して、バス事業者等が設置する木製ベンチを指します。
- 公共用ベンチへの広告板の設置は、禁止地域では認めていません。許可地域では、1つのベンチにつき、背もたれ部分に1つのみ広告を設置することを認めています。その際、表示面の大きさは、縦は0.15m以下、横は背もたれ幅の6/10以下、表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0としてください。



共通（広告塔・広告板）

【面積・規模等】

②-4-ケ	・自己外広告物である広告塔と広告板の合計幅は、当該敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下であること（整形・均等配置されたものに限る） ただし、1の敷地に1基の設置は認める	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 禁止地域においては、自己外の広告塔・広告板は、原則として表示・設置を禁止していますが、許可地域においては、自己外の広告塔・広告板が乱立するおそれがあります。このため、許可地域における自己外の広告塔・広告板の乱立を防止するため、敷地の間口幅に応じた面積・規模等の基準を下図のように設けています。なお、許可地域における自己用の広告塔・広告板については、数量の制限はありません。

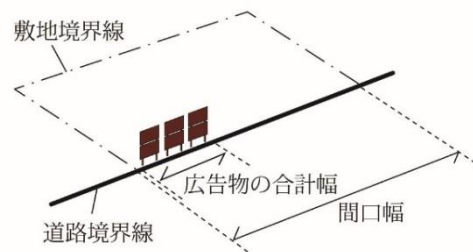
【許可地域（全域）】

- ・自己外広告物の合計幅は、敷地の間口幅の3分の1以下、かつ、10m以下（整形・均等配置に限る）
※1の敷地に1基の設置は認める。

○ 整形・均等配置



✕ 不整形・不均等配置

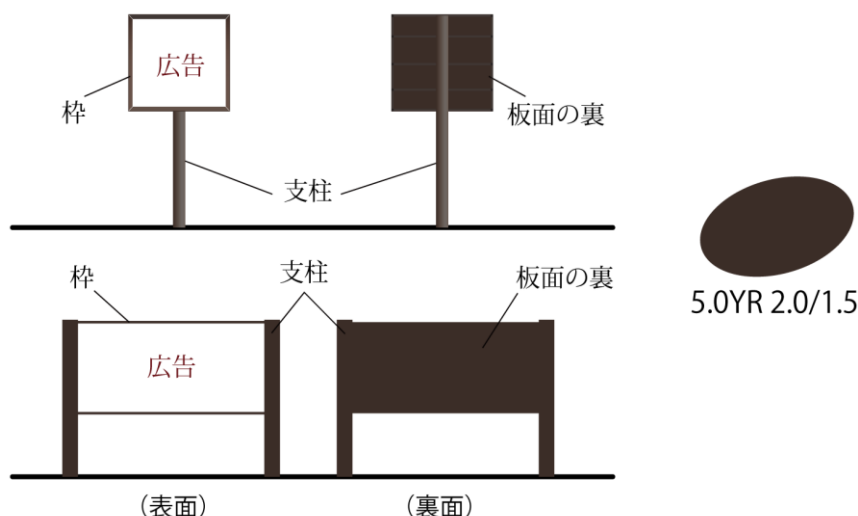


※広告物の合計幅には、原則として広告物間の離隔距離を含む。
ただし、その離隔距離が50cm以下の場合を除く。

【色彩】

②-4-コ	・第1種禁止地域、第2種禁止地域並びに第3種禁止地域及び第4種禁止地域の歴史的景観形成重点地区においては、支柱、枠、板面の裏等の色彩は、5.0YR 2.0/1.5程度	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

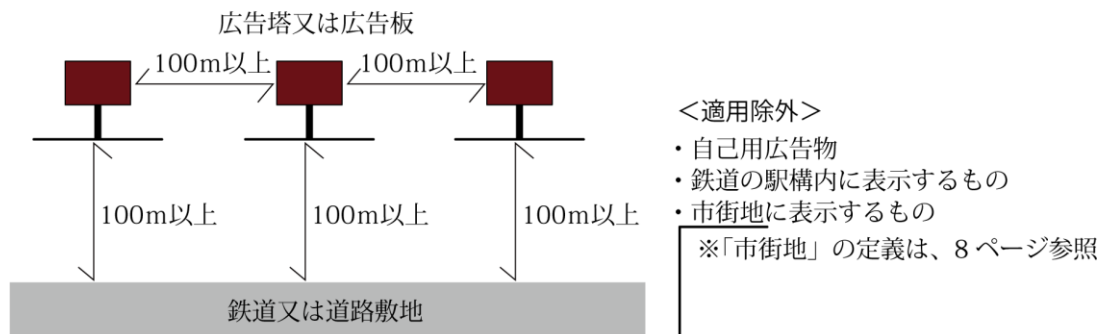
□ 第1種禁止地域と第2種禁止地域は全域、第3種禁止地域と第4種禁止地域は歴史的景観形成重点地区において、歴史的な町並みや周囲の自然景観との調和を図るため、広告塔・広告板の支柱、枠、板面の裏等の色彩は濃茶（5.0YR 2.0/1.5程度）の落ち着いた色彩としてください。



【その他】

②-4-サ	・鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から 100m以上の場所に表示又は設置し、かつ広告塔又は広告板相互の間隔は、100m以上 ただし、次の掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない (1) 自己用広告物 (2) 鉄道の駅構内において表示するもの (3) 市街地において表示するもの	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 農地等の自然環境が主体となる市街化調整区域における鉄道沿い及び道路沿いにおける広告塔・広告板の乱立を防止するため、鉄道又は線路敷地から 100mの区域における表示・設置の禁止、広告塔・広告板相互の間隔は 100m以上という基準を設けています。



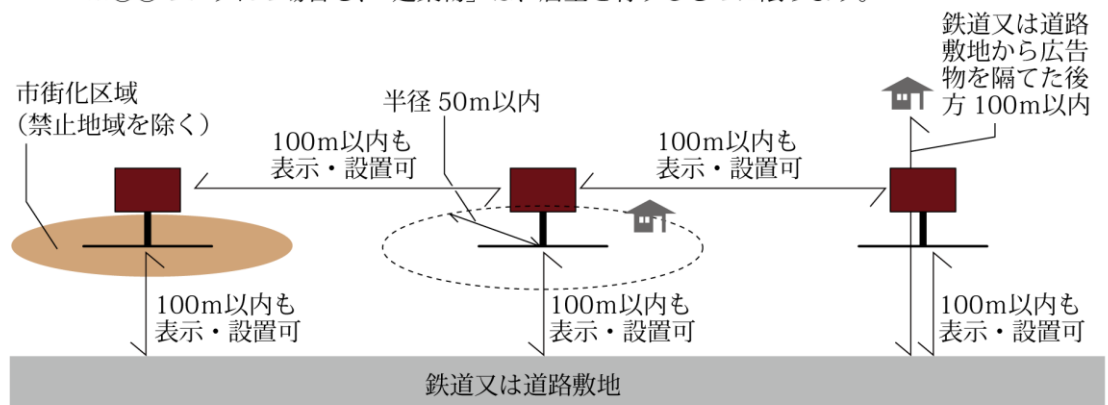
<適用除外>

- ・自己用広告物
- ・鉄道の駅構内に表示するもの
- ・市街地に表示するもの

※「市街地」の定義は、8 ページ参照

<「市街地」として適用除外され、表示・設置が可能な場所>

- 1 都市計画法第 7 条に規定される市街化区域に含まれる区域（禁止地域を除く）
 - 2 上記以外の地域で次のいずれかの条件に該当する区域
 - ① 建築物を利用する広告物及び広告物設置場所の沿道・沿線で、広告物を中心とした半径 50m以内に建築物が存する場合（ただし、鉄道又は道路敷地の向側は除く）
 - ② 当該鉄道又は道路敷地から広告物を隔てた後方 100m以内に建築物がある場合（ただし、広告物が設置されても後方の景観に支障を及ぼさない場合に限る）
- ※①②のいずれの場合も、「建築物」は、居室を有するものに限ります。



□「鉄道又は道路敷地から広告物を隔てた後方 100m以内」とは

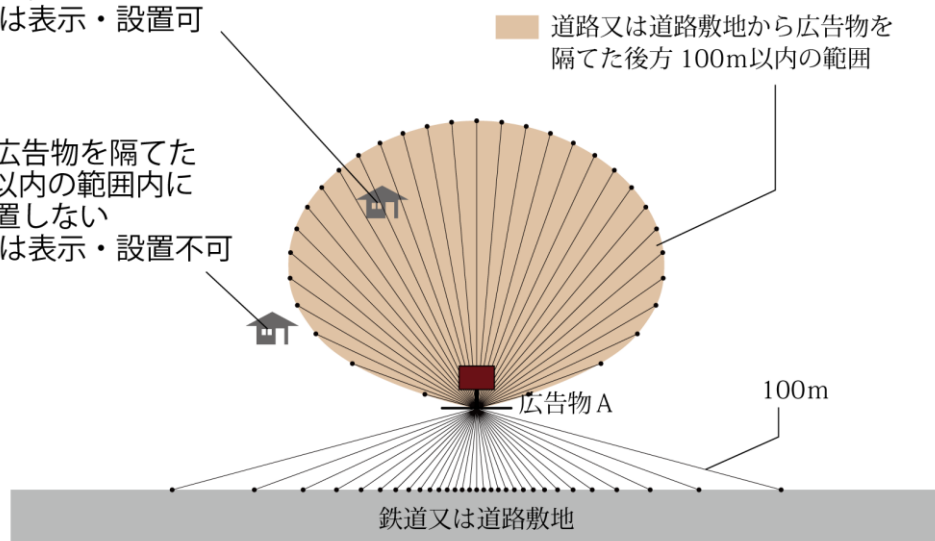
- ・前ページの＜「市街地」として適用除外され、表示・設置が可能な場所＞のうち、2－②の「鉄道又は道路敷地から広告物を隔てた後方 100m以内」の区域は、下図の薄茶色の区域にあたります。この区域内に建築物が位置する場合は、広告物 A の表示・設置が可能となります。

道路等から広告物を隔てた
後方 100m以内の範囲内に
建築物が位置する

→ 広告物 A は表示・設置可

道路等から広告物を隔てた
後方 100m以内の範囲内に
建築物が位置しない

→ 広告物 A は表示・設置不可



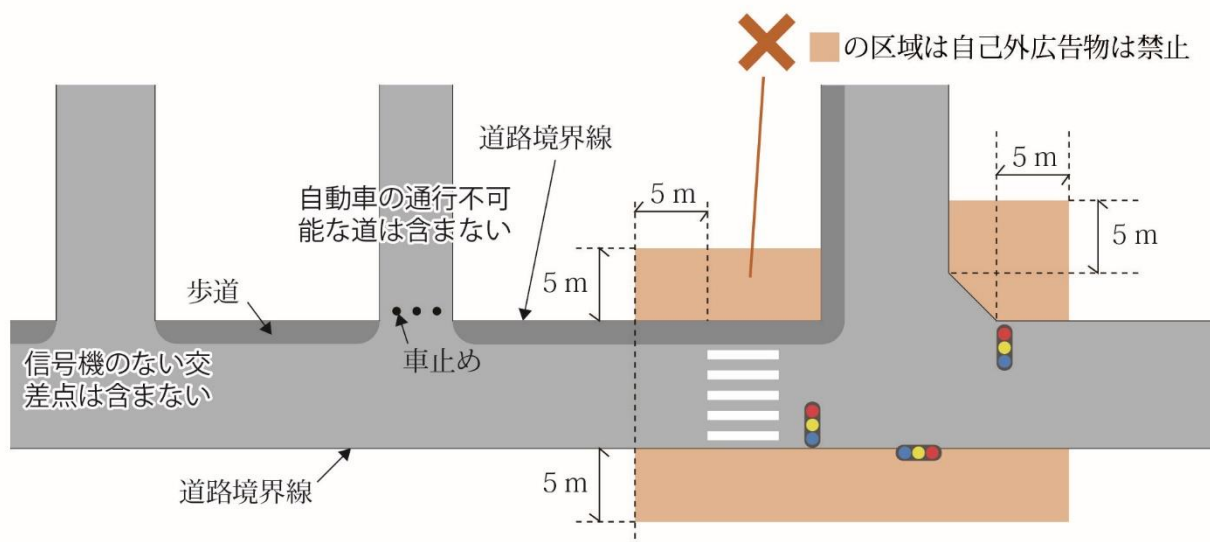
②-4-シ	・ 信号機が設置されている交差点の側端又は曲がり角から5 m以内（横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は当該自転車横断帯から5 m以内）に、自己外広告物を表示又は設置してはならない。	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 第1種～第3種特別許可地域では、信号のある交差点の側端から又は曲がり角から5 m以内に自己外広告物を掲出することを禁止しています。

信号機のある交差点に横断歩道又は自転車横断帯が設置されている場合は、当該横断歩道又は自転車横断帯から5 m以内での設置を禁止しています。

※この場合の「交差点」とは、建築基準法上の道路で、かつ自動車の通行可能なものに限りです。従って、車止め等で歩行者や自転車しか通行不可能な道は含みません。なお、道路内に歩道が含まれる場合は、それを含めて交差点となります。

※「交差点の側端」とは、通常、交差点の角を指しますが、隅切りや円を描いている場合は、道路に沿った直線の終端からとします。



②-4-ス	・ 板面は単純な形状であること	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 一般地域を除く区域においては、周囲の町並み景観や自然景観を大きく阻害するおそれがあるため、複雑な形状の広告塔・広告板の表示・設置は禁止しています。

□ 一般地域においても、できる限り単純な形状とし、周囲の景観との調和に配慮してください。

【一般地域を除く、すべての区域】



● 電柱広告物

【表示・設置】

②-5-ア	・表示又は設置しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 禁止地域では、全域で電柱広告物の掲出を禁止しています。

ただし、「公共施設・観光スポット案内型電柱広告、避難所指示型電柱広告」として一定の基準を満たすものについては、掲出を許可制により認めています。
(15 ページ参照)

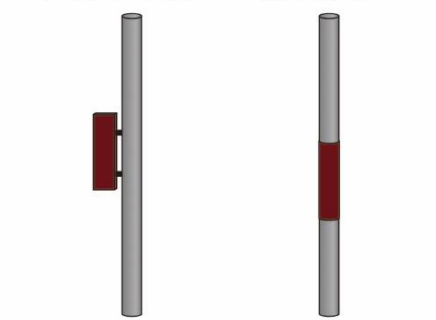
【禁止地域（すべて）】



禁止

突き出し広告

巻付け広告



突き出し広告（電柱広告物）

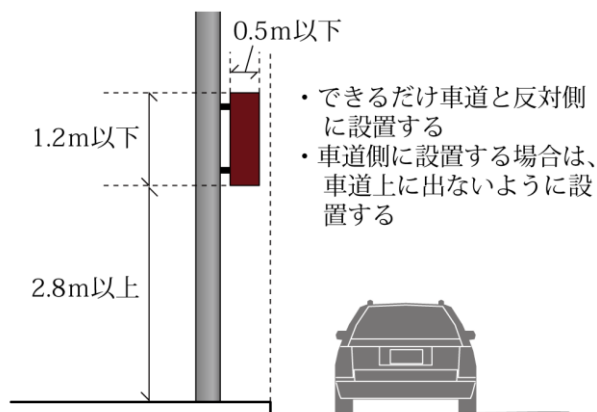
【高さ／面積・規模等／数量／色彩／その他（突き出し広告）】

②-5-イ	・地上から突き出し広告の下端までの高さは、2.8m以上 ・縦は1.2m以下、横は0.5m以下 ・1つの電柱に表示又は設置する突き出し広告の数は、1以下 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0 ・車道に出ないように設置すること	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

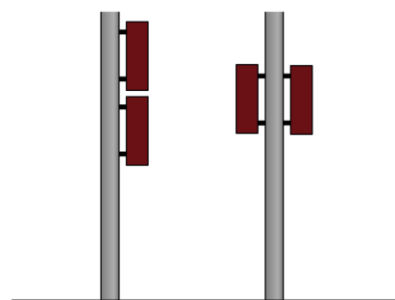
- 歩行者や自動車等の通行の安全性確保のため、広告物下端までの高さは2.8m以上とし、出来る限り車道と反対側に設置するようにしてください。やむを得ず車道側に設置する場合は、車道に出ないように設置してください。

- 雑然とした景観にならないよう、大きさは縦1.2m以下、横0.5m以下、表示面の全面地色はN9.0又は10YR 8.0/2.0とし、掲出数は1つの電柱に1基までとしています。

【許可地域（すべて）】



1つの電柱に2つ以上の突き出し広告の表示・設置は禁止



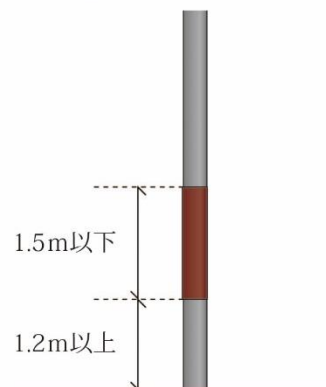
巻付け広告（電柱広告物）

【高さ／面積・規模等／数量（巻付け広告）／色彩】

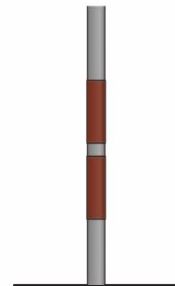
②-5-ウ	・地上から巻付け広告の下端までの高さは、1.2m以上 ・縦は1.5m以下 ・1つの電柱に表示又は設置する巻付け広告の数は、1以下 ・表示面の全面地色は、N9.0又は10.0YR 8.0/2.0	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 雑然とした景観にならないよう、地上から巻付け広告の下端までの高さは1.2m以上、縦は1.5m以下、表示面の全面地色はN9.0又は10YR 8.0/2.0とし、掲出数は1つの電柱に1基までとしています。

【許可地域（すべて）】



1つの電柱に2つ以上の巻付け広告の表示・設置は禁止



共通（電柱広告物）

【その他】

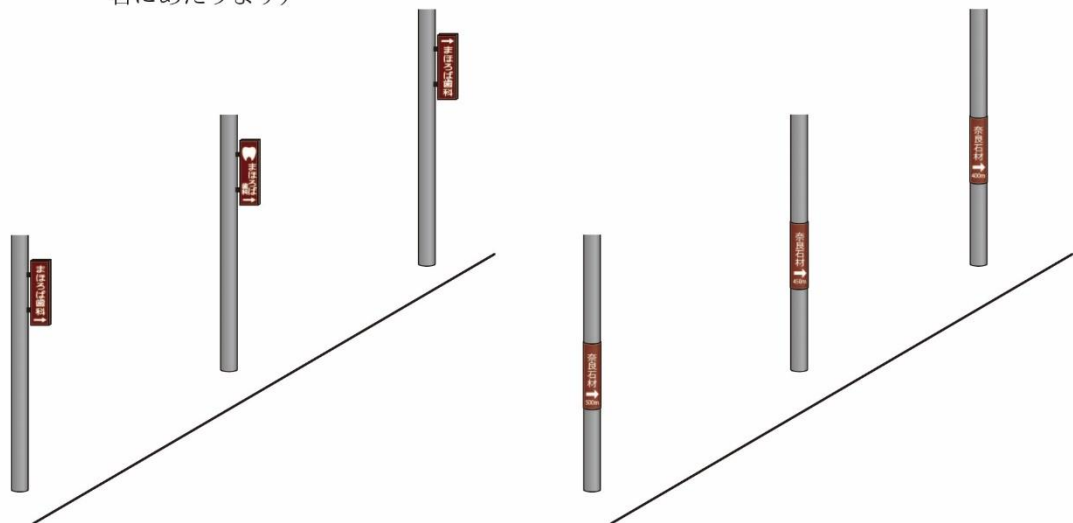
②-5-エ	・同一表示内容の突き出し広告を連続して表示しないこと ・同一表示内容の巻付け広告を連続して表示しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 同一表示内容の突き出し広告・巻付け広告を連続して表示することは禁止しています。

【許可地域（すべて）】



同一表示内容の突き出し広告・巻付け広告の連続表示・設置は禁止
(デザインや一部の表現や数値等が異なっても、内容が同じと判断されるものは同一表示内容にあたります)



● アーチ広告物

- アーチ広告物とは、商店街等に設置され、道路等の空中を横断する形状のものをいい、それ以外のものは、アーチ状であっても、広告塔又は広告板として扱います。

【表示・設置】

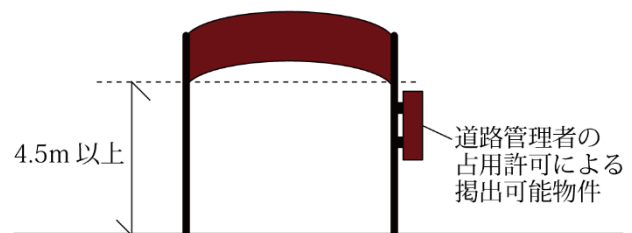
②-6-ア	・表示又は設置しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- アーチ広告物は、歴史的な町並みや低層住宅地の町並み、自然風景などに調和しないため、禁止地域の全域で、アーチ広告物の表示又は設置を禁止しています。

【高さ】

②-6-イ	・地上からアーチ広告物又はその掲出物件の下端までの高さは、4.5m以上	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

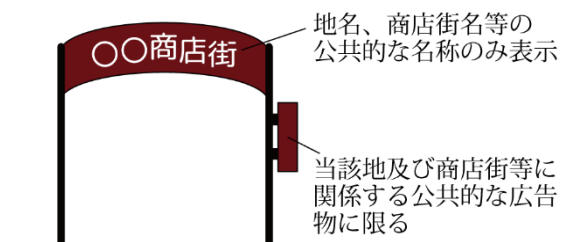
- アーチ広告物の上部は、道路等の空中を横断することから、路面等からの高さを4.5m以上確保してください。なお、アーチ広告物の下部柱部に表示する広告物については、当該道路管理者が占用許可したときは、支障がないものとします。



【その他】

②-6-ウ	・アーチ広告物の上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物については、下部柱部に表示すること ・下部柱部に表示する広告物は、当該地及び商店街等に関する公共的な広告物であること	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- アーチ広告物は、商店街等の団体の所有であることから、表示内容についても、アーチ上部には公共的な名称のみを、下部の柱部に掲出するものについても、公共的な内容のみを表示することとし、当該場所及び団体に無関係な広告物の掲出は禁止しています。



● 気球広告物

- 気球広告物とは、綱をつけて掲揚するものであり、ガソリンスタンドのキャノピーに固定して設置される気球上のは該当しません（建築物の形態により屋上広告物又は壁面広告物として扱います）。

【表示・設置】

②-7-ア	・表示又は設置しないこと	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 歴史的な地区や低層住宅地、豊かな自然が広がるような区域では、気球広告は景観を大きく阻害するものとなるため、禁止地域の全域で、気球広告物の掲揚を禁止しています。

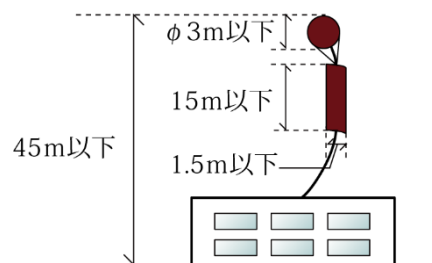
【禁止地域（すべて）】



【高さ／面積・規模等】

②-7-イ	・地上からの高さは、45m以下 ・気球は、直径3m以下 ・気球を係留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横は1.5m以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

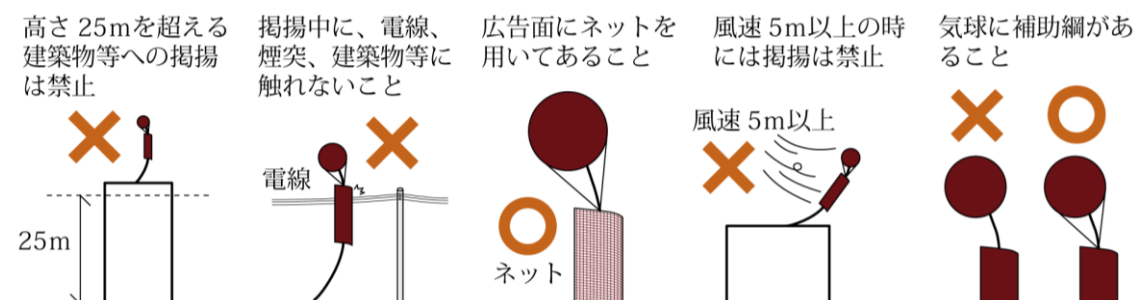
- 地上（地盤面）から気球広告物の上端までの高さは45m以下としてください。建築物等を利用して掲揚する場合も同様です。
- 気球は、直径は3m以下の球形とし、気球を係留する綱に架設する広告物は、縦は15m以下、横1.5m以下の方形等の単純な形状としてください。



【その他】

②-7-ウ	・高さが25mを超える建築物等には掲揚しないこと ・掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと ・表示面にネットを用いてあること ・風速5m以上の時には掲揚しないこと ・気球に補助綱があること	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 高さが25mを超える建築物や工作物にへの掲揚は禁止しています。また、掲揚にあたっては、周囲の状況や天候に配慮するとともに、公衆に対して危害を及ぼさないよう十分に配慮してください。



● 広告幕

共通（広告幕）

【面積・規模等】

②－８－ア	・ 広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに 12 m ² 以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
	・ 広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに 10 m ² 以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般
	・ 広告幕の表示面積の合計は、テナントごとに 12 m ² 以下（のぼりの面積を除く）	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 第4種禁止地域では、自己用広告物の表示面積の合計についての基準は設けていませんが（25 ページ参照）、広告幕の乱立を防止するため、テナントごとの広告幕の表示面積の合計を 12 m²以下としています。

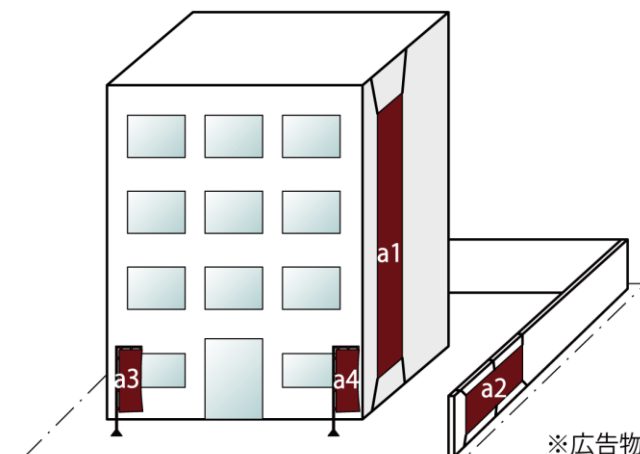
□ 許可地域では、広告幕の乱立を防止するため、テナントごとの広告幕の表示面積の合計は、第1種特別許可地域と第2種特別許可地域では 10 m²以下、第3種特別許可地域と一般地域では 12 m²以下としています。ただし、後者については、のぼりの面積を含みません。

※第1種禁止地域、第2種禁止地域、第3種禁止地域は、各禁止地域で定める屋外広告物の表示面積の合計に関する基準が適用されます。

【第1種禁止地域】 ・ $S(a1+a2+a3+a4) + \text{その他種別の屋外広告物の面積} \leq 5 \text{ m}^2$

【第2種禁止地域】 ・ $S(a1+a2+a3+a4) + \text{その他種別の屋外広告物の面積} \leq 7 \text{ m}^2$

【第3種禁止地域】 ・ $S(a1+a2+a3+a4) + \text{その他種別の屋外広告物の面積} \leq 10 \text{ m}^2$



【第4種禁止地域】

・ $S(a1+a2+a3+a4) \leq 12 \text{ m}^2$

【第1・2種特別許可地域】

・ $S(a1+a2+a3+a4) \leq 10 \text{ m}^2$

【第3種特別許可地域・一般地域】

・ $S(a1+a2) \leq 12 \text{ m}^2$

※ $S(a3)$ 、 $S(a4)$ は含まない

※広告物 a1 の表示面積： $S(a1)$

【その他】

②－８－イ	・ 横断幕は、繁華街においてのみ掲げること ・ 懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ 「繁華街」とは、用途地域が商業地域又は近隣商業地域に指定されている区域を指します。ただし、国、地方公共団体又は市長が認める公共的団体が、公共的目的をもって表示する横断幕については、幹線道路沿い（横断歩道橋等）への掲出を可能とします。

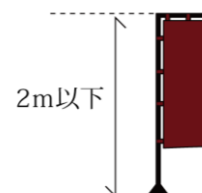
□ 懸垂幕及び横断幕は、外周に風圧に耐えられる太さのロープを入れるとともに、建築物や塀等にしっかりと固定して、公衆に対する危害を及ぼさないようにしてください。

のぼり（広告幕）

【面積・規模等（のぼり）】

②－８－ウ	・ のぼりの全高は、2 m以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

□ のぼりの全高（広告物自体の高さとし、地上から広告物上端までの高さではありません）は2m以下としてください。



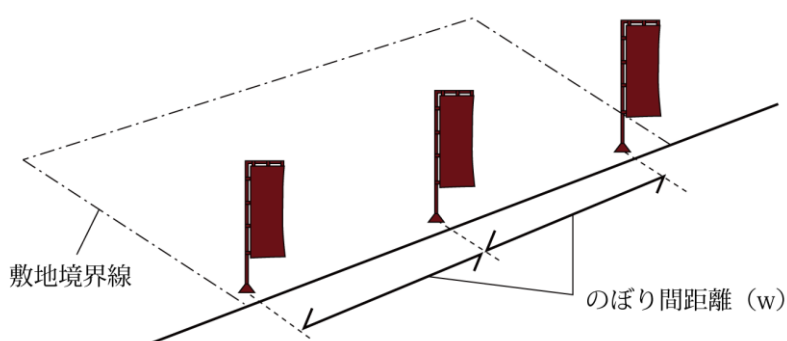
【その他（のぼり）】

②－８－エ	・ のぼり相互の間隔は、10m以上	1種	2種	3種	4種
	・ のぼり相互の間隔は、5 m以上	1特	2特	3特	一般

□ のぼり相互の間隔は、禁止地域では10m以上、第1種特別許可地域と第2種特別許可地域では5m以上としてください。

なお、のぼり相互の間隔の基準は、敷地単位の基準であり、隣接する敷地に設置されているのぼりとの間隔には適用されません。

※第3種特別許可地域と一般地域では、のぼり相互の間隔についての制限は設けていませんが、周囲の景観を阻害しないよう配置してください。



【禁止地域（すべて）】

$$w \geq 10\text{m}$$

【第1・2種 特別許可地域】

$$w \geq 5\text{m}$$

【第3種特別許可地域 ・ 一般地域】

w：制限なし

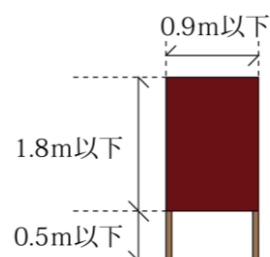
● 立看板

- 立看板とは、木又は金属等の材料を使用して作成されたもので、建造物その他の物件を利用して立て掛けられ、移動性のあるものとしています。地面に建植されている又は安全に独立して立っているものは広告板・広告塔として扱います。
- 設置期間は2か月以内としてください。(立看板の許可期間は2か月を限度としています。)

【面積・規模等】

②-9	・立看板ごとの表示面の大きさは、縦は1.8m以下、横は0.9m以下 ・脚部の長さは、0.5m以下	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 立看板ごとの表示面の大きさ(立看板全体の大きさではありません)は、縦は1.8m以下、横は0.9m以下とし、脚部の長さは0.5m以下としてください。



● はり札・はり紙

- はり札は、ベニヤ板、プラスチック板、金属板等を使用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用して、容易に取り外すことのできる状態で取り付けられ、広告内容を表示するものとしています。壁面広告物との区別については、使用されている素材や取り付け方法等から総合的に判断します。
- はり紙は、紙等を使用して作成されたものであって、建造物その他の物件を利用してはり付けて広告内容を表示するものとしています。壁面広告物との区別については、使用されている素材で判断し、紙等を使って作成されたものは、軒下に掲示されていてもはり紙として扱います。
- はり紙の設置期間は1か月以内としてください。(はり紙の許可期間は1か月を限度としています。)

【面積・規模等 (はり札・はり紙)】

②-10	・はり札ごとの表示面積は、0.5㎡以下 ・はり紙ごとの表示面積は、1㎡未満 ただし、掲示板等のはり紙の表示を目的とする物件に表示する場合は、この限りでない	1種	2種	3種	4種
		1特	2特	3特	一般

- 表示面積は、はり札は0.5㎡以下、はり紙は1㎡未満としてください。ただし、はり紙について、掲示板等に表示する場合は、この面積・規模等の基準を適用しません。

3-3 可変表示式屋外広告物に関する基準

可変表示式屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して公衆に情報を発信するディスプレイ等の電子的な表示機器（デジタルサイネージ）を用いた、表示内容が可変する屋外広告物をさします。

可変表示式屋外広告物については、本章の3-1・3-2で示した許可基準に加えて、次の許可基準を設定しています。

● 可変表示式屋外広告物に追加して設定する許可基準

【共通】

- ・まちの魅力向上やにぎわいの形成につながるデザイン性の高いものとする

【種類】

- ・壁面広告物又は広告板であること

【コンテンツ】

- ・禁止地域においては、飲食店、土産物店、宿泊施設等に掲出するものであること
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に関する広告物は不可
- ・禁止地域においては、観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの魅力や利便性、安全性を高める映像等を提供し、その面積割合が1/4を超えていること

【高さ・設置位置】

- ・壁面広告物：原則として、建築物の1階まで
※歩道橋等により歩行者レベルが異なる場合は歩行者レベルを基準に判断します
- ・広告板：高さ3m以下

【面積】

- ・禁止地域：2㎡以下 許可地域：10㎡以下
※可変表示式屋外広告物の表示面積の算定は、フレームや架台等を除く画面の大きさとし、
※屋外広告物の表示面積の合計を算出する場合は、可変表示式屋外広告物の表示面積に2を乗じて得た面積と他の屋外広告物の表示面積とを合算します

【色彩】

- ・街並み景観を阻害しない色彩であること
※補色や彩度差の大きい色彩の組み合わせは使用せず、類似色や中間色などの落ち着いた色彩としてください

【その他】

- ・まぶしすぎない明るさ（輝度）とし、夜間においては周辺状況に配慮すること
※輝度は、800cd/㎡以下（夜間は400cd/㎡以下）を目安としてください
- ・ゆっくりとした画面転換とし、点滅や動きの速い動画は避けること
※ただし、画面が30秒以上停止する場合は、可変表示式とはみなしません

3-4 バスロケーションシステム型広告に関する基準

【種 類】

- ・壁面広告物又は広告板であること

【面 積】

- ・許可地域 屋外広告物の種別に応じて設定する許可基準（面積基準）※に適合するもの

【色 彩】

- ・街並み景観を阻害しない色彩であること

【内 容】

- ・バスロケーションシステムの面積は、各広告物の表示面積の2／3以上
- ・バスロケーションシステム以外の広告内容が、バスロケーションシステムの表示を阻害しないこと

【その他】

- ・広告部分を動画とする場合は、ゆっくりとした画面転換とし、点滅や動きの速い動画は避けること
※ただし、画面が30秒以上停止する場合は、動画とはみなしません
- ・まぶしすぎない明るさ（輝度）とし、夜間においては周辺状況に配慮すること
※輝度は、800cd/m²以下（夜間は400cd/m²以下）を目安としてください

奈良市景観ガイドライン（広告物編）
～ 奈良市屋外広告物等に関する条例 許可基準等の解説 ～

令和４年７月施行
奈良市都市計画課

※ 本ガイドラインに表示する図の色彩は、あくまで参考であり、正確なマンセル値に対応する色彩を表すものではありません。

